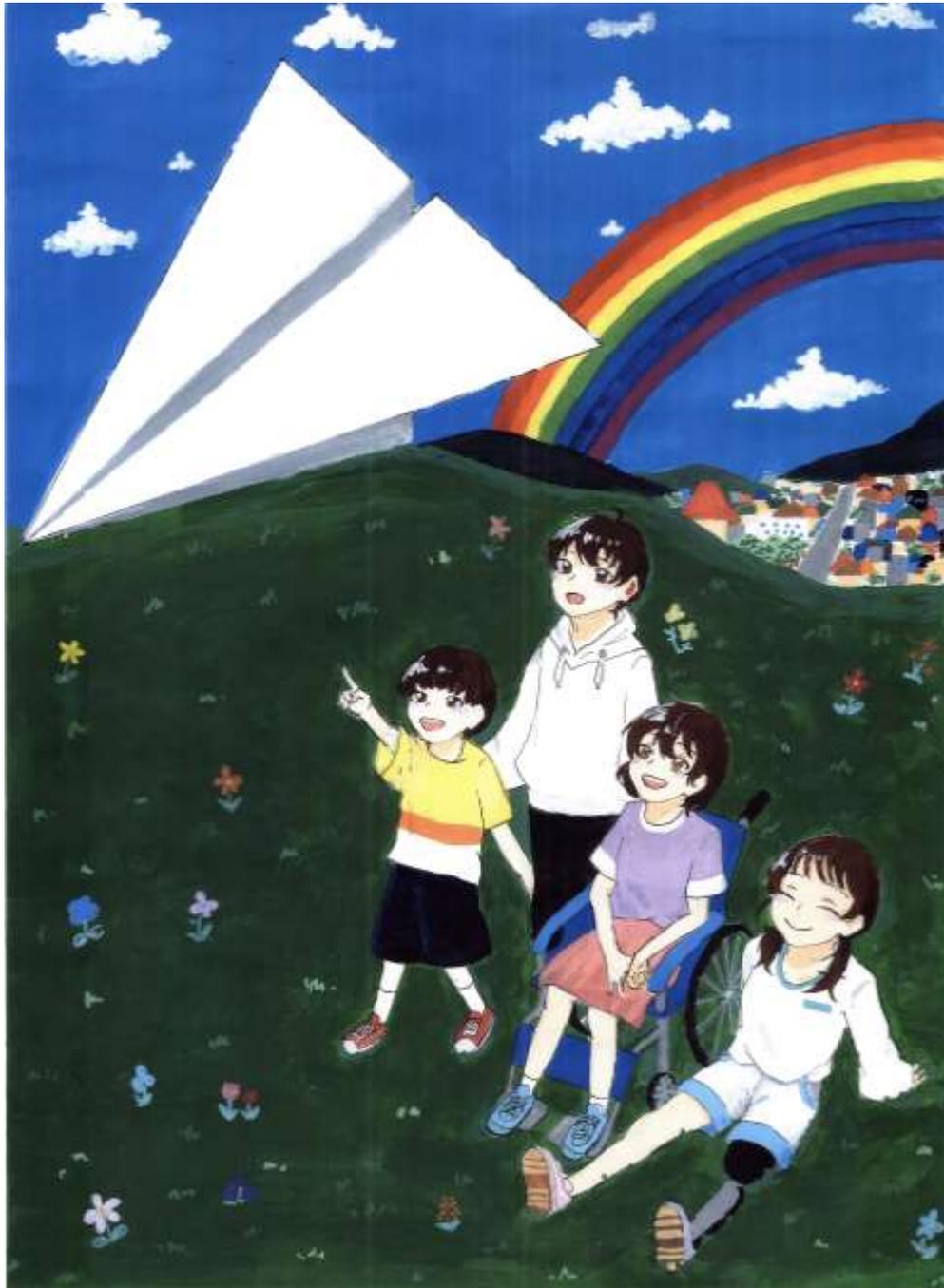


令和7(2025)年度
栃木県障害者福祉ガイド



栃木県



ナイチュウ

とちまるくん

しょうがい
障害があってもなくても、
て
手を取りあって、ともい
共に生きる。
とちぎけん
栃木県は、そんなしゃかい
社会の
じつげん む がんば ひと
実現に向けて頑張る人たちを
おうえん
応援しています。

表紙の絵は、令和6(2024)年度栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業の
障害者週間のポスター中学生部門において最優秀賞を受賞した、
佐野日本大学中等教育学校 柿木萌衣さんの作品です。
題名：「みんなで一緒に羽ばたく」

本書の構成

この障害者福祉ガイドは、「とちぎ障害者プラン 21（2024～2028）」に基づいて推進している施策をはじめ、障害のある方やその御家族の皆様が利用可能な福祉サービスを中心に、障害者福祉施策全般を分かりやすく取りまとめたものです。

プランに示された「障害者の自立と社会参加」並びに「共生社会の実現」という基本目標を実現するための施策における3つの基本的方向である、「共に生きるとちぎをつくるために」、「とちぎで安心して、いきいきと生活するために」、「人がつながるとちぎであるために～いちご一会とちぎ大会レガシーの継承～」に対応させて内容を構成し、障害のある方へのサービスや相談窓口等を掲載していますので、プランに基づく具体的な施策としても御覧いただけます。

本書が、お読みになっている皆様の日常生活や社会生活等において役立つとともに「障害者一人ひとりが自らの意思によって社会参加し、県民一人ひとりが障害や障害者、障害者の家族への理解を深め、相互に協力し、共に支え合う社会の実現」への一助となることを願っています。

○本書の掲載情報は、令和7(2025)年4月1日現在のものです。

○本書の内容は、栃木県公式ホームページにも掲載しております。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/r7fukushiguide.html>

令和7(2025)年7月 栃木県保健福祉部障害福祉課

令和 7(2025)年度 栃木県障害者福祉ガイド 目次

I 共に生きるとちぎをつくるために

1 普及啓発 8
(1)障害者週間（12月3日～9日）..... 8
(2)栃木県心の輪を広げる 障害者理解促進事業..... 8
(3)世界自閉症啓発デー（4月2日）..... 8
(4)とちぎナイスハートバザール事業..... 9
2 障害者差別解消の推進 9
(1)栃木県障害者差別解消推進条例..... 9
(2)ヘルプマークの配布..... 10
3 権利擁護 11
(1)とちぎ権利擁護センター （あすてらす）..... 11
(2)成年後見制度..... 13
4 虐待防止 13
(1)市町障害者虐待防止センター..... 14
(2)栃木県障害者権利擁護センター..... 14
5 精神科病院における虐待防止 15
通報・届出窓口..... 15

(5)ハイヤー・タクシー運賃の 助成・割引..... 21
(2)リフト付きワゴン車の運行..... 22
(3)自家用車等の利用..... 22
①自動車運転免許取得費用の助成..... 22
②身体障害者のための無料運転講習..... 22
③自動車改造費用の助成..... 23
④駐車禁止場所への駐車..... 23
⑤おもいやり駐車スペース つぎつぎ事業..... 24
(4)ガイドヘルパーネットワーク..... 24
(5)介護マーク..... 25
(6)オストメイト対応トイレ..... 25
(7)障害者社会参加推進センター..... 33
(8)障害者社会参加支援事業..... 33
(9)生活訓練等事業..... 33
①身体障害者訓練等..... 33
②知的障害者訓練等..... 34
③心身障害児者訓練等..... 34
④身体障害者福祉センター..... 34
⑤とちぎ福祉プラザ..... 34

II とちぎで安心して、いきいきと生活するために

1 住宅 17
(1)県営住宅..... 17
①入居資格（収入基準）の緩和..... 17
②単身入居..... 17
③優先入居..... 17
④連帯保証人制度の緩和..... 17
⑤県営住宅入居等受付窓口..... 18
(2)住宅セーフティネット制度..... 18
2 ひとにやさしいまちづくり 18
(1)栃木県ひとにやさしい まちづくり条例..... 18
(2)栃木県ひとにやさしい まちづくり推進協議会..... 18
3 行動範囲の拡大 19
(1)公共交通機関等の運賃割引..... 19
①J R（日本旅客鉄道）運賃の割引..... 19
②J Rバス運賃の割引..... 20
③航空運賃の割引..... 20
④有料道路通行料の割引..... 20

4 保健・医療 35
(1)医療費負担の軽減..... 35
①自立支援医療（育成医療・更生 医療・精神通院医療）の給付..... 35
②重度心身障害者医療費の助成..... 36
③特定医療費の支給..... 36
④小児慢性特定疾病医療費の支給..... 37
⑤産科医療補償制度..... 38
⑥産科医療特別給付事業..... 38
(2)栃木県立リハビリテーション センター（病院）..... 39
(3)障害者歯科医療..... 40
①とちぎ歯の健康センター..... 40
②栃木県障害者歯科医療システム..... 40
ア. 障害者歯科医療協力医..... 40
イ. 障害者高次歯科医療機関..... 44
③巡回歯科相談・指導..... 44
④永久歯等対策事業..... 44
⑤とちぎ在宅歯科医療連携室..... 44
(4)精神科医療..... 45
5 相談窓口 47

(1)児童相談所……………	47	(1)補装具費の支給……………	61
(2)相談支援事業者……………	47	(2)軽度・中等度難聴児補聴器	
(3)栃木県障害者総合相談所……………	49	購入費等の助成……………	61
①身体障害者更生相談所及び		(3)日常生活用具の給付・貸与……………	62
知的障害者更生相談所……………	49	9 身体障害者補助犬……………	62
②発達障害者支援センター		10 年金・手当等……………	63
ふおーゆう……………	49	(1)年金……………	63
③高次脳機能障害支援拠点機関……………	49	①障害基礎年金……………	63
(4)栃木県精神保健福祉センター……………	50	②障害厚生年金・障害手当金……………	63
(5)子ども若者・ひきこもり総合相談		③特別障害給付金……………	63
センター(ポラリス☆とちぎ)……………	50	④年金事務所……………	64
(6)栃木県医療的ケア児等支援センター		(2)手当……………	64
(くるん)……………	50	①特別障害者手当……………	65
(7)民生委員・児童委員……………	51	②障害児福祉手当……………	66
(8)身体障害者相談員……………	51	③福祉手当(経過措置)……………	66
(9)知的障害者相談員……………	51	④特別児童扶養手当……………	67
(10)精神保健福祉相談……………	51	⑤児童扶養手当……………	68
(11)栃木県身体障害者総合相談所……………	51	(3)心身障害者扶養共済制度……………	68
(12)障害者地域生活相談所		(4)生活福祉資金……………	69
(障害者110番)……………	51	(5)生活保護……………	69
(13)とちぎ難病相談支援センター……………	51	(6)生活困窮者自立支援制度……………	70
6 療育……………	53	11 税金・公共料金の減免……………	72
(1)早期発見と療育指導……………	53	(1)税金の減免……………	72
①乳幼児健康診査……………	53	(2)NHK受信料の免除……………	74
②乳幼児二次健康診査(発達相談)……………	53	(3)郵便料金の減免……………	74
③市町における療育指導……………	53	(4)NTTふれあい案内(無料電話番号案内)……………	75
(2)障害児通所支援……………	56	(5)携帯電話の基本使用料等の割引……………	76
①児童発達支援センター……………	56	(6)県立施設使用料等の免除……………	77
②児童発達支援……………	56	12 職業相談窓口……………	78
③放課後等デイサービス……………	56	(1)ハローワーク(公共職業安定所)……………	78
④居宅訪問型児童発達支援……………	56	(2)栃木障害者職業センター……………	79
⑤保育所等訪問支援……………	56	(3)障害者就業・生活支援センター……………	79
⑥障害児短期入所……………	56	(4)就労相談……………	80
(3)障害児入所施設……………	57	13 就労支援……………	80
①福祉型障害児入所施設……………	57	(1)ジョブコーチ(職場適応援助者)	
②医療型障害児入所施設		による支援……………	80
・指定発達支援医療機関……………	57	(2)障害者職業訓練……………	80
7 障害者手帳……………	57	(3)障害者就業体験……………	80
(1)身体障害者手帳……………	57	14 セルフ事業の促進……………	81
(2)療育手帳……………	58	(1)とちぎセルフセンター……………	81
(3)精神障害者保健福祉手帳……………	58	①販路拡大事業……………	81
(4)手帳所持者が利用できる		②技術支援事業……………	81
各種制度等……………	60	③広報事業……………	81
8 補装具・日常生活用具……………	61		

(2)福祉ショップ・レストラン	81	(1)手話通訳者・要約筆記者の派遣	94
15 雇用の促進	82	(2)盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	94
(1)障害者雇用納付金制度		(3)失語症者向け意思疎通支援者の派遣	94
に基づく障害者雇用調整金等	82	(4)情報機器の貸出	94
(2)障害者雇用納付金制度		(5)字幕(手話)入り	
に基づく助成金等	83	DVD・ビデオの貸出	94
16 特別支援教育	84	(6)点字ニュース即時提供システム	94
(1)教育相談窓口	84	(7)パソコン教室の開催	95
①相談窓口	84	(8)点字図書・録音図書の貸出	95
②早期教育相談室	84	(9)図書の郵送貸出	95
(2)特別支援学校	85	(10)人材の養成	95
①特別支援学校(視覚障害)	85	①点訳奉仕員	95
②特別支援学校(聴覚障害)	85	②朗読奉仕員	95
③特別支援学校(知的障害)	85	③手話通訳者・手話奉仕員	96
④特別支援学校(肢体不自由)	86	④要約筆記者	96
⑤特別支援学校(病弱)	86	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	96
(3)特別支援学級	86	⑥失語症者向け意思疎通支援者	96
(4)通級による指導	86	(11)遠隔手話通訳サービスの提供	96
		(12)栃木県障害者ICT	
		サポートセンターの設置	97
Ⅲ 人がつながるとちぎであるために		4 行政情報のアクセシビリティ	98
～いちご一会とちぎ大会レガシーの継承～		(1)投票参加	98
1 スポーツ	88	①郵便等による不在者投票	98
(1)スポーツ大会の開催	88	②点字による投票	98
①栃木県障害者スポーツ大会	88	③投票方法等の周知	98
②精神障害者スポーツ大会	88	(2)緊急通報	99
③郡・市身体障害者スポーツ大会	88	①110番アプリシステム	99
④心身障害者スポーツ大会	89	②Net119緊急通報システム	99
(2)全国障害者スポーツ大会への			
参加支援	89	Ⅳ 指定障害福祉サービス等	
(3)(特非)栃木県障害者スポーツ協会	89	○指定障害福祉サービス等の状況	101
(4)とちぎパラスポーツ推進センター	89	○障害支援区分と	
(5)障害者スポーツ活動支援団体	89	利用できるサービス	102
(6)障害者スポーツ施設	90	○サービスの対象となる	
(7)障害者スポーツセンター		難病等について	102
(わかくさアリーナ)	90	1 訪問系サービス	103
(8)障害者スポーツ団体	91	(1)居宅介護(ホームヘルプ)	103
2 文化芸術活動	93	(2)重度訪問介護	103
(1)第28回栃木県障害者文化祭(カルフル		(3)同行援護	103
とちぎ2025こころのつどい)	93	(4)行動援護	103
(2)第11回栃木県障害者芸術展		(5)重度障害者包括支援	103
(Viewing展2026)	93	2 日中活動系サービス	103
(3)第23回栃木こころの絵画・書道展	93	(1)短期入所	103
3 意思疎通支援	94	(2)療養介護	103

(3)生活介護	104
3 訓練系・就労系サービス	104
(1)自立訓練（機能訓練）	104
(2)自立訓練（生活訓練）	105
(3)宿泊型自立訓練	105
(4)就労移行支援	105
(5)就労継続支援（A型）	105
(6)就労継続支援（B型）	105
(7)就労定着支援	105
4 居住支援系・施設系サービス	106
(1)自立生活援助	106
(2)共同生活援助(グループホーム)	106
(3)施設入所支援(障害者支援施設)	106
5 相談支援事業	106
(1)指定一般相談支援事業	106
(2)指定特定相談支援事業	106
(3)指定障害児相談支援事業	106
6 児童福祉法による 障害児を対象としたサービス	107
(1)障害児通所支援	107
①児童発達支援センター	107
②児童発達支援	107
③放課後等デイサービス	107
④居宅訪問型児童発達支援	107
⑤保育所等訪問支援	107
⑥障害児短期入所	108
(2)障害児入所施設	108
①福祉型障害児入所施設	108
②医療型障害児入所施設・指定 発達支援医療機関	108
7 市町村地域生活支援事業	109
(1)必須事業	109
①理解促進研修・啓発	109
②自発的活動支援	109
③相談支援	109
④成年後見制度利用支援	109
⑤成年後見制度法人後見支援	109
⑥意思疎通支援	109
⑦日常生活用具の給付及び貸与	109
⑧手話奉仕員養成研修	109
⑨移動支援	110
⑩地域活動支援センター	110

(2)任意事業	112
(3)地域生活支援促進事業	112

参考資料(R7)

1 県、市町及び

社会福祉協議会の連絡先

(1)県障害福祉課	114
(2)県健康福祉センター	115
①広域健康福祉センター	115
②地域健康福祉センター	115
(3)市福祉事務所	116
(4)市役所（保健担当課）	117
(5)町役場(福祉担当課・保健担当課)	118
(6)社会福祉協議会	119

2 障害者関係団体

(1)障害者団体	121
(2)施設関係団体	122
(3)その他関係団体	123

3 身体障害者障害程度等級表

4 知的障害の判断基準(抄)

(1)知的障害	127
(2)知的障害の程度	127

5 精神障害者保健福祉手帳

障害等級判定基準

6 障害福祉サービスの対象となる 難病等(376疾病)

○とちぎナイスハート推進マスコット キャラクター「ナイチュウ」	138
------------------------------------	-----

県関係機関ガイダンス

①栃木県立リハビリテーションセンター	39
②栃木県立岡本台病院	46
③とちぎアートサポートセンターTAM	92
④とちぎ視聴覚障害者情報センター	97
⑤栃木県立リハビリテーションセンター 障害者自立訓練センター(駒生園)	104
⑥栃木県立リハビリテーションセンター こども発達支援センター	107
⑦栃木県立リハビリテーションセンター こども療育センター	108

令和7(2025)年度 障害福祉課重要施策の概要

「障害者の自立と社会参加」を基本目標として「とちぎ障害者プラン21（2024～2028）」に基づき、各種施策に取り組む。

- 「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき策定した障害者差別対応指針を活用し、障害及び障害者に関する理解促進や合理的配慮の浸透を図るとともに、相談体制を整備し紛争を解決することで、障害者差別の解消を推進する。
- 障害者の地域生活への移行・継続を支援するため、市町による相談支援等を一体的に提供する地域生活支援拠点の体制整備を促進する。
- 働きたいと考える障害者の就労を支援するため、障害者就業・生活支援センター事業や就労支援地域ネットワーク推進事業により一般企業等への就労移行・定着を促進するとともに、「とちぎナイスハートプラン（2024～2026）」に基づく計画的な取組や障害者優先調達を推進し、福祉施設で働く障害者の工賃の向上を図る。
- 社会のあらゆる場面における「情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上」のため、障害者ICTサポートセンターの運営等を通じて、災害等の緊急時を含めた日常生活における障害特性に応じた理解しやすさ、利用しやすさの向上に取り組む。
- 障害特性やライフステージに応じた「文化芸術、スポーツをはじめとした学びと実践の機会の充実」を図り、よりよい日常生活を過ごすことができるようにするため、障害者文化芸術活動の支援、障害者スポーツセンターを中心としたイベント開催等や積極的な情報発信等に取り組む。
- 令和4年10月に本県で開催された第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の成果をレガシーとして継承し、スポーツを通じた障害者の社会参加を促進する。
- 緊急に医療を必要とする精神障害者の円滑な支援に向け、精神科救急医療システムの充実を図るとともに、これを適切に運用する。
- 本県の自殺者数の一層の減少を図るため、「いのち支える栃木県自殺対策計画」に基づき、県内関係機関・団体の役割分担及び相互連携の下、本県の実情に応じた自殺対策を総合的に推進するとともに、若年層への対策推進を図る。

I 共に生きるとちぎをつくるために



令和6（2024）年度「障害者週間のポスター」最優秀賞
益子町立益子小学校 高橋 穂さんの作品
題名：「知らないをへらそう」

1 普及啓発

(1)障害者週間(12月3日～9日)

国の障害者基本計画では、障害の有無に関わらず誰もがお互いに尊重して支え合う「共生社会」の実現を目指しています。そして国ではこうした理念を普及させるために、障害や障害者に対する国民の理解を促進するとともに、障害者の社会参加を促進するために、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」として、全国各地で積極的な啓発・広報活動を展開しています。

昨年度においては、障害者週間の期間中の12月9日に、栃木県昭和館で栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業の優秀な作品について表彰を実施するとともに、11月29日から12月13日まで、栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業の入選作品による「障害者週間のポスター展」を県庁本館15階で開催しました。

(2)栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業

障害者に対する県民の理解の促進を図るため、県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集します。

○募集テーマ

①心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—

②障害者週間のポスター

障害の有無にかかわらず誰もが能力を發揮して安全に安心して生活できる社会の実現

○募集期間

令和7(2025)年7月1日(火)～9月3日(水)

○応募資格

①心の輪を広げる体験作文

小学生以上(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む)

②障害者週間のポスター

小学生及び中学生(特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む)

□問合せ先 県障害福祉課企画推進担当 (TEL.028-623-3490、FAX.028-623-3052)



「栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業
における入選者表彰式の様子」
(栃木県庁 昭和館にて)

(3)世界自閉症啓発デー(4月2日)

平成19(2007)年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、世界各地において自閉症に関する取組が行われることになりました。

また、日本においては、この「世界自閉症啓発デー」に加えて、4月2日から8日までの1週間を「発達障害啓発週間」として、関係団体や国、地方自治体が協力し、発達障害について広く啓発する活動を展開していくこととしています。



(4)とちぎナイスハートバザール事業

障害者就労支援事業所の取組を広く県民に周知するとともに、そこで作られた商品の販売促進を図り、障害者の工賃アップに寄与することを目的として、「とちぎナイスハートバザール（販売会）」を開催しています。

県庁と県立博物館では月に1回開催しています。また、昨年度は、金融機関の協力を得て、店舗内での販売会も開催しました。



とちぎナイスハートバザール in けんちょう

2 障害者差別解消の推進

全ての県民が障害や障害者に関する理解を深め、障害者差別の解消に主体的に取り組んでいくよう、栃木県障害者差別解消推進条例を制定し、障害者差別解消法と併せて平成28（2016）年4月から施行しました。また、法改正に伴い、条例も改正し「事業者における合理的配慮の提供の義務化」等を追加しました（令和6（2024）4月施行）。

条例に基づき、障害者差別を解消するための相談窓口を設置するとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会を設置し、障害者差別の解消に向け、合理的配慮の提供など県民が適切に対応するための「道しるべ」として、障害者差別対応指針を平成29（2017）年3月に策定しました。

また、相談では解決できない事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供事案を解消するため、県では、あっせんなども行っています。

(1)栃木県障害者差別解消推進条例

◎基本理念

- ・等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されること
- ・障害及び障害者に関する理解を深めること
- ・地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力すること

◎不当な差別的取扱いと合理的配慮

- ・何人も不当な差別的取扱いをすることは禁止
- ・県は、困っていることを伝えられたか否かにかかわらず、合理的配慮をする
- ・事業者は、困っていることを伝えられたら、合理的配慮をする
- ・県民は、合理的配慮をするように努める

◎相談窓口とあっせん

ア. 相談窓口 栃木県障害者権利擁護センター
TEL.028-623-3139 FAX.028-623-3052
メールアドレス syougai-kenriyogo@pref.tochigi.lg.jp

イ. あっせん

相談をしてもお店や会社などの事業者による不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供事案が解決できない場合は、解決につながる提案（あっせん）を求めることができます。

お店や会社などの事業者が正当な理由なくあっせんを受け入れないときは、県が勧告をしたり、公表したりすることもあります。

ウ. 事例等の募集

障害者への合理的配慮を推進するため、栃木県では良い事例や取組を募集しています。

□事例募集 メールアドレス syougai-suishin01@pref.tochigi.lg.jp

□相談窓口一覧 ※ 相談は、県及び県内全ての市町にすることができます。

No	市町名	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
1	栃木県	028-623-3139	028-623-3052	syougai-kenriyogo@pref.tochigi.lg.jp
2	宇都宮市	028-632-2353	028-636-0398	u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp
3	足利市	0284-20-2169	0284-21-5404	shogai-f@city.ashikaga.lg.jp
4	栃木市	0282-21-2203	0282-21-2682	f-service@city.tochigi.lg.jp
5	佐野市	0283-20-3025	0283-24-2708	syougai-fukushi@city.sano.lg.jp
6	鹿沼市	0289-63-2176	0289-63-2169	syogaifukushi@city.kanuma.lg.jp
7	日光市	0288-21-5174	0288-21-5105	shakai-fukushi@city.nikko.lg.jp
8	小山市	0285-22-9629	0285-24-2370	d-fsomu@city.oyama.lg.jp
9	真岡市	0285-83-8129	0285-83-8554	syakaifukushi@city.moka.lg.jp
10	大田原市	0287-23-8954	0287-23-1389	fukushi@city.ohtawara.tochigi.jp
11	矢板市	0287-43-1116	0287-43-5404	shakaifukushi@city.yaita.tochigi.jp
12	那須塩原市	0287-62-7026	0287-63-8911	shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp
13	さくら市	028-681-1161	028-682-1305	fukushi@city.tochigi-sakura.lg.jp
14	那須烏山市	0287-88-7115	0287-88-6069	kenkohfukushi@city.nasukarasuyama.lg.jp
15	下野市	0285-32-8900	0285-32-8601	syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp
16	上三川町	0285-56-9128	0285-56-6868	fukushi01@town.kaminokawa.lg.jp
17	益子町	0285-72-8866	0285-70-1141	fukushi@town.mashiko.lg.jp
18	茂木町	0285-63-5631	0285-63-5600	hokenn.fukushi@town.motegi.tochigi.jp
19	市貝町	0285-68-1113	0285-68-4671	fukushi01@town.ichikai.tochigi.jp
20	芳賀町	028-677-1112	028-677-2716	fukushi@town.tochigi-haga.lg.jp
21	壬生町	0282-81-1829	0282-81-1121	kenko@town.mibu.tochigi.jp
22	野木町	0280-57-4196	0280-57-4193	kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp
23	塩谷町	0287-47-5173	0287-45-1840	fukushi@town.shioya.tochigi.jp
24	高根沢町	028-675-8105	028-675-8988	syougaisya@town.takanezawa.tochigi.jp
25	那須町	0287-72-6917	0287-72-0904	hoken@town.nasu.lg.jp
26	那珂川町	0287-92-1119	0287-92-1164	shakaif@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

(2)ヘルプマークの配布

県では、外見からは分かりにくい、聴覚障害者や高次脳機能障害者、難病患者等の皆様が必要としている支援を受けやすくするため、周囲の人々に合理的配慮を促すヘルプマークを配布しています。配布場所は、県庁総合案内、各健康福祉センター、障害者総合相談所、精神保健福祉センター、とちぎ難病相談支援センター、各県民相談室、各市町、とちぎ福祉プラザとなっております。(詳しくはHPにて御確認ください)



□問合せ先 県障害福祉課企画推進担当 (TEL.028-623-3490)

栃木県 ヘルプマーク 検索

3 権利擁護

(1)とちぎ権利擁護センター（あすてらす）

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援しています。

〈地区センター〉

	名称	所在地	TEL	FAX
1	あすてらす・うつのみや	〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15 市総合福祉センター内	028-635-1234	028-636-1248
2	あすてらす・あしかが	〒326-0064 足利市東砂原後町1072 市総合福祉センター内	0284-44-0372	0284-44-0382
3	あすてらす・とちぎ	〒328-0027 栃木市今泉町2-1-40 市保健福祉センター内	0282-20-7755	0282-22-4467
4	あすてらす・さの	〒327-0003 佐野市大橋町3212-27 総合福祉センター内	0283-21-5330	0283-22-8199
5	あすてらす・かぬま	〒322-0043 鹿沼市万町931-1 市総合福祉センター内	0289-63-2817	0289-62-9361
6	あすてらす・にっこう	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原2-6	0288-25-3070	0288-25-3075
7	あすてらす・おやま	〒323-0023 小山市中央町2-2-21	0285-22-5353	0285-22-2940
8	あすてらす・もおか	〒321-4305 真岡市荒町110-1 市総合福祉保健センター内	0285-83-8585	0285-82-5516
9	あすてらす・おおたわら	〒324-0041 大田原市本町1-3-1 市役所A別館内	0287-23-7375	0287-23-1138
10	あすてらす・やいた	〒329-2504 矢板市泉526矢板市泉きずな館内	0287-43-8700	0287-43-0402
11	あすてらす・なすしおぼら	〒329-2705 那須塩原市南郷屋5-163 市健康長寿センター内	0287-38-1161	0287-36-8710
12	あすてらす・さくら	〒329-1312 さくら市櫻野1329 氏家福祉センター内	028-682-2217	028-682-9888
13	あすてらす・なすからすやま	〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1 市保健福祉センター内	0287-88-7551	0287-88-9747

	名称	所在地	TEL	FAX
14	あすてらす・しもつけ	〒329-0414 下野市小金井789 市保健福祉センターゆうゆう館内	0285-43-1250	0285-44-5807
15	あすてらす・かみのかわ	〒329-0617 河内郡上三川町上蒲生127-1 上三川いきいきプラザ内	0285-56-3166	0285-56-3164
16	あすてらす・ましこ	〒321-4217 芳賀郡益子町益子1532-5 福祉センター内	0285-70-1218	0285-72-9141
17	あすてらす・もてぎ	〒321-3531 芳賀郡茂木町茂木1043-1 茂木町保健福祉センター 「元気アップ館」内	0285-63-4969	0285-63-5070
18	あすてらす・いちかい	〒321-3423 芳賀郡市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター	0285-68-3151	0285-68-3553
19	あすてらす・はが	〒321-3307 芳賀郡芳賀町祖母井南1-6-1 農業者トレーニングセンター内	028-677-4711	028-677-4732
20	あすてらす・みぶ	〒321-0214 下都賀郡壬生町壬生甲3843-1 保健福祉センター内	0282-82-7899	0282-82-3589
21	あすてらす・のぎ	〒329-0101 下都賀郡野木町友沼5840-7 ホープ館内	0280-57-3100	0280-57-3101
22	あすてらす・しおや	〒329-2221 塩谷郡塩谷町玉生872	0287-45-0133	0287-45-2413
23	あすてらす・たかねざわ	〒329-1207 塩谷郡高根沢町大字花岡72-2 地域支えあいセンター内	028-612-3440	028-612-3441
24	あすてらす・なす	〒329-3215 那須郡那須町寺子乙2566-1 ゆめプラザ・那須内	0287-72-5133	0287-72-0416
25	あすてらす・なかがわ	〒324-0613 那須郡那珂川町馬頭560-1 馬頭総合福祉センター内	0287-92-2226	0287-92-1295
26	とちぎ権利擁護センター (栃木県社会福祉協議会内)	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234	028-621-5298

一般相談（来所又は電話） 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～16：00

※ 一部の「あすてらす」で、受付時間は異なります。

(2)成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害、高次脳機能障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は、たとえば、次のような時に利用できます。

- ①高齢になり、自分の財産の管理を頼れる人がいなくて不安な場合
- ②子供はいるけれども、将来はあてにできない。遺産相続で争いが起きることは避けたい場合
- ③知的障害を持つ子供の将来が心配。親が亡くなった後の子供の財産管理を頼みたい場合
- ④高齢のため入院中で、自分の預金や土地の管理等ができないので、相談したい場合

□問合せ先

	名称	所在地	TEL
1	宇都宮家庭裁判所	〒320-8505 宇都宮市小幡1-1-38	028-621-4858
2	宇都宮家庭裁判所真岡支部	〒321-4305 真岡市荒町5117-2	0285-82-2076
3	宇都宮家庭裁判所大田原支部	〒324-0056 大田原市中央2-3-25	0287-22-2112
4	宇都宮家庭裁判所栃木支部	〒328-0035 栃木市旭町16-31	0282-23-0225
5	宇都宮家庭裁判所足利支部	〒326-0057 足利市丸山町621	0284-41-3118
6	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部（栃木県司法書士会）	〒320-0848 宇都宮市幸町1-4	028-632-9420
7	権利擁護センターぱあとなあとちぎ （（社）栃木県社会福祉士会）	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-623-0810
8	栃木県弁護士会	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-6	028-689-9001
9	とちぎ成年後見支援センター （栃木県社会福祉協議会内）	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234

4 虐待防止

障害者虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障害者の権利・利益の擁護に資することを目的として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「障害者虐待防止法」）が施行されています。

この法律に基づき、障害者虐待に係る通報・届出窓口として「市町障害者虐待防止センター」及び「栃木県障害者権利擁護センター」が設置されています。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した人、あるいは虐待を受けた障害のある人は、お近くの「市町障害者虐待防止センター」又は「栃木県障害者権利擁護センター」へ通報・届出をしてください。

(1)市町障害者虐待防止センター

「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「使用者による障害者虐待」に関する通報・届出窓口

	名 称	所在地	TEL (平日)	FAX (平日)
1	宇都宮市障がい者虐待防止センター	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2366	028-636-0398
2	足利市健康福祉部障がい福祉課	足利市本城3-2145	0284-20-2134	0284-21-5404
3	栃木市保健福祉部障がい福祉課	栃木市万町9-25	0282-21-2219	0282-21-2682
4	佐野市子ども福祉部障がい福祉課	佐野市高砂町1番地	0283-20-3025	0283-24-2708
5	鹿沼市障害者虐待防止センター	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2176	0289-63-2169
6	日光市障がい者虐待防止センター	日光市今市本町1	0288-25-3715	0288-21-5105
7	小山市保健福祉部福祉総務課	小山市中央町1-1-1	0285-22-9629	0285-24-2370
8	真岡市障害者虐待防止センター	真岡市荒町5191	0285-83-8129	0285-83-8554
9	大田原市保健福祉部福祉課障害支援係	大田原市本町1-4-1	0287-23-8954	0287-23-1389
10	矢板市障がい者虐待防止センター	矢板市本町5-4	0287-44-2112	0287-43-5404
11	那須塩原市障害者虐待防止センター	那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7026	0287-63-8911
12	さくら市障害者虐待防止センター	さくら市氏家2771	028-681-1161	028-682-1305
13	那須烏山市障がい者虐待防止センター	那須烏山市田野倉85-1	0287-88-7115	0287-88-6069
14	下野市社会福祉課障がい福祉グループ	下野市笹原26	0285-32-8900	0285-32-8601
15	上三川町健康福祉課障がい福祉係	上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9128	0285-56-6868
16	益子町生活環境部福祉子育て課福祉係	益子町大字益子2030	0285-72-8866	0285-70-1141
17	茂木町障害者虐待防止センター	茂木町大字茂木155	0285-63-5631	0285-63-5600
18	市貝町障害者虐待防止センター	市貝町大字市塙1280	0285-68-1113	0285-68-4671
19	芳賀町障害者虐待防止センター	芳賀町大字祖母井1020	028-677-1112	028-677-2716
20	壬生町住民福祉部健康福祉課障がい福祉係	壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1829	0282-81-1121
21	野木町障がい者虐待防止センター	野木町大字丸林571	0280-57-4196	0280-57-4193
22	塩谷町障害者虐待防止センター	塩谷町大字玉生955-3	0287-47-5173	0287-45-1840
23	高根沢町健康福祉課	高根沢町大字石末2053	028-675-8105	028-675-8988
24	那須町障害者虐待防止センター	那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6917	0287-72-0904
25	那珂川町障害者虐待防止センター	那珂川町馬頭555	0287-92-1119	0287-92-1164

(2)栃木県障害者権利擁護センター

障害者虐待に関する通報・届出・相談窓口

	名 称	所在地	TEL (平日)	FAX (平日)
1	栃木県障害者権利擁護センター	宇都宮市塙田1-1-20 県保健福祉部障害福祉課内	028-623-3139	028-623-3052

5 精神科病院における虐待防止

令和6(2024)年4月から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。

この法律に基づき、精神科病院における業務従事者(※)による虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待)を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。通報した業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出すことができます。

※ 業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

□通報・届出窓口

	名 称	管 轄 区 域	TEL (平日日中)
1	栃木県保健福祉部障害福祉課	宇都宮市	028-623-3093
2	県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	0289-62-6224
3	県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2138
4	県南健康福祉センター	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	0285-22-6192
5	県北健康福祉センター	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	0287-22-2259
6	安足健康福祉センター	足利市、佐野市	0284-41-5895

※ 各連絡先(電話番号)については、原則、平日日中において受電可能となります

Ⅱ とちぎで安心して、いきいきと生活するために



「とちぎナイスハートバザールinけんちょう」

令和7年6月15日（日）「県民の日」イベントに合わせて開催しました。

1 住宅

(1) 県営住宅

① 入居資格(収入基準)の緩和

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に整備された住宅です。したがって、月額15万8千円を超える収入のある方は入居することができません。

ただし、心身障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある方については、収入基準を21万4千円に緩和しています。

○対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A1、A2、B1の方

収入の算定方法など、詳細はお問い合わせください。

問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P18)

② 単身入居

県営住宅は、原則同居する親族がなければ入居できませんが、心身障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある方については、単身で入居することができます。

なお、申込みできる住宅は、単身者指定住宅(2DK以下の住戸、又は50㎡以下の住戸、若しくは2LDK、3K、3DKでかつ2階以下の住戸等)に限ります。

○対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級から3級の方

上記に相当する知的障害者の方

問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P18)

③ 優先入居

県営住宅の入居申込者が募集戸数を上回った場合は公開抽選で入居者を決定しますが、心身障害者その他の規則で定める方で、速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる方については、抽選において優先措置があります。

○対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A1、A2、B1の方

問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P18)

④ 連帯保証人制度の緩和

事情により、連帯保証人を立てることができない場合は、栃木県と協定を締結している民間の家賃債務保証会社と保証委託契約を結んでいただくことにより、連帯保証人を免除することが可能となりました。(別途保証委託料がかかります。)

問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者 (P18)

⑤県営住宅入居等受付窓口

	名称	所在地	TEL
1	栃木県住宅供給公社 中央支所	栃木県宇都宮市仲町1番1号 栃木県地域づくり機構ビル 管轄区域：宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町	028-626-3198
2	栃木県住宅供給公社 栃木支所	栃木市神田町6-6 県下都賀庁舎3階 管轄区域：栃木市、小山市、壬生町、下野市	0282-23-6604
3	塩那プラザ	矢板市末広町34-7 管轄区域：矢板市、さくら市、高根沢町	0287-47-7174
4	那須プラザ	那須塩原市末広町53-71 管轄区域：那須塩原市、大田原市	0287-74-5901
5	佐野プラザ	佐野市高砂町2791 加嶋屋ビル1階 管轄区域：佐野市	0283-85-7871
6	わたらせプラザ	足利市通3丁目2589 足利織物会館1階 管轄区域：足利市	0284-20-1717

(2)住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は、民間の空き家や空き室を活用し、障害を持つことなどを理由に入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給を促進することなどを目的とする制度です。栃木県住生活支援協議会では、セーフティネット住宅に関する情報提供や相談対応をしております。

□栃木県住生活支援協議会 HP

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/tochigi-kyojyushien.html>

□問合せ先 県住宅課企画支援担当 TEL.028-623-2484 FAX.028-623-2489

2 ひとにやさしいまちづくり

(1)栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

病院や劇場、集会場などの建築物や公園、道路、公共交通機関の施設など、不特定多数の方が利用する公共的施設のバリアフリー化を進めるための整備基準を設けています。

〈適合証〉は、整備基準に適合した施設に交付されます。

□問合せ先 県保健福祉課地域福祉担当 TEL.028-623-3047 FAX.028-623-3131

県建築指導課企画指導班 TEL.028-623-2514 FAX.028-623-2863



(2)栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第11条に定める「県は、県、市町村、県民及び事業者が一体となってひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備する」という条項に基づき、県内の関係団体等で構成される「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」が、平成12年10月2日に設置されました。

ひとにやさしいまちづくりのより一層の普及・推進を目的に活動を展開しています。

3 行動範囲の拡大

(1)公共交通機関等の運賃割引

①JR(日本旅客鉄道)運賃の割引

○利用対象者 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

区分	購入乗車券の種類	割引が適用される形態	割引率
第1種障害者 ※1	普通乗車券（片道100km以内）	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	普通乗車券（片道100km超）	介護者付・単独乗車	本人も介護者も5割
	回数券	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	定期券（本人が大人）	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	定期券（本人が小人）	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割
	急行券	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	特急券	なし	
第2種障害者 ※2	普通乗車券（片道100km以内）	なし	—
	普通乗車券（片道100km超）	単独乗車のみ	本人5割
	定期券（本人が大人）	なし	—
	定期券（本人が小人）	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割
	回数券・急行券・特急券	なし	—

※1 第1種障害者

【身体障害者】 視覚1～3級と4級の一部、聴覚2・3級、肢体1級と2・3級の一部、内部1・3級と4級の一部、免疫障害1～4級、肝臓障害1～4級

【知的障害者】 療育手帳（A1、A2、A）

【精神障害者】 精神障害者保健福祉手帳1級

※2 第2種障害者

【身体障害者・知的障害者】 第1種障害者以外の方

【精神障害者】 精神障害者保健福祉手帳2級、3級

○購入方法

乗車券販売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を呈示し、割引乗車券を購入してください。

○注意事項

乗降時及び乗車中は手帳を携帯してください。なお割引が適用される介護者は1名のみです。

□問合せ先 JR各駅

各鉄道会社でも、JRに準じた運賃割引を行っているところがあります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

②JRバス運賃の割引

○利用対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

手帳	区分等	購入乗車券の種類	割引率
身体障害者手帳 療育手帳	第1種障害者	普通乗車券	本人も介護者も5割
		定期乗車券	本人も介護者も3割
	第2種障害者	普通乗車券	本人5割
		定期乗車券	本人3割
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	普通乗車券	本人5割

○内容

運賃支払い時に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示の上、割引料金を支払ってください。

○注意事項

乗降時及び乗車中は手帳を携帯してください。障害者の団体が行事等で貸切バスを利用する場合、割引されることがありますので、バス会社等に照会してください。

□問合せ先 JRバスの営業所

各バス会社や市町でも、JRバスに準じた運賃割引を行っているところがあります。詳しくは各バス会社や市町にお問い合わせください。

③航空運賃の割引

障害種別	適用年齢	割引が適用される形態	割引率
身体障害者（身体障害者手帳）	満12歳以上	障害の程度に関わらず、各障害者手帳を提示できる者全員に対して当該障害者及び介護者1名まで割引を適用	各航空運送事業者の設定による
知的障害者（療育手帳）			
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）			

※ 旧様式の療育手帳については、あらかじめ市福祉事務所又は町役場において、手帳に割引対象者である旨の証明（証明印）を受けてください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

各航空会社窓口、各旅行会社窓口

④有料道路通行料の割引

○割引対象形態

- ・身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する場合
- ・障害者本人以外の者が運転し、重度の身体障害者又は知的障害者が乗車する場合

○割引率

- ・通行料金の5割

○割引対象有料道路等

- ア. 各有料道路事業者の管理する有料道路
- イ. 地方道路公団及び都道府県・市町村の管理する有料道路
- ウ. 都道府県・市町村等の管理する一般自動車道使用料金

○利用方法

ア. 事前登録された自動車の場合

ETC車：事前登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCレーンをノンストップ走行

非ETC車：料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳を提示して走行

イ. 事前登録されていない自動車の場合（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（重度の身体障害者又は知的障害者のみ）等）

⇒ 料金所の一般レーン又は混在レーン等で手帳を提示して走行

○その他

あらかじめ市福祉事務所や町役場、オンライン申請において、手帳に割引対象者である旨等の記載を受けてください。また、ETCノンストップ走行を利用しての割引を希望する場合は、上記の手続きと併せて事前の申請が必要となります。

- 問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）
- 東日本高速道路(株)関東支社（TEL.048-631-0001）
- 栃木県道路公社（TEL.028-622-6598）

⑤ハイヤー・タクシー運賃の助成・割引

障害者手帳をお持ちの方が、ハイヤー・タクシーを利用する場合、市町ごとにハイヤー・タクシーの利用に対する助成制度があります。ただし所得制限を設けている場合がありますので、各市町の窓口で確認してください。また、タクシー事業者によっては、運賃が割引される場合があります。

	市町	対象者			当該市町の区域外利用の可否
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
1	宇都宮市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
2	足利市	1、2、3級	手帳所持者	手帳所持者	○
3	栃木市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
4	佐野市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
5	鹿沼市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
6	日光市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
7	小山市	1、2級	手帳所持者	1、2級	○
8	真岡市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
9	大田原市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
10	矢板市	1、2級及び3級(下肢・体幹機能障害のみ)	A1、A2	1、2級	○
11	那須塩原市	1、2、3級	A1、A2、A	1、2級	○
12	さくら市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
13	那須烏山市	1、2級	A1、A2、A	1級	○

	市町	対象者			当該市町の 区域外利用 の可否
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
14	下野市	1、2級	手帳所持者	1、2級	○
15	上三川町	1、2級	A 1、A 2、A	1級	○
16	益子町	重度心身障害者医療費受給者			○
17	茂木町	重度心身障害者医療費受給者			○
18	市貝町	1、2、3級	A 1、A 2、B 1、B 2	1、2、3級	○
19	芳賀町	1、2、3級	A 1、A 2、B 1	1、2級	○
20	壬生町	1、2級	A 1、A 2、A	1級	○
21	野木町	1、2級	A 1、A 2、A	1、2級	○
22	塩谷町	1、2級	A 1、A 2、A	1、2級	○
23	那須町	1、2級	A 1、A 2	1級	○
24	那珂川町	1、2級（タクシー以外 に通院手段のない方）	A 1、A 2（タクシー以 外に通院手段のない方）	1、2級（タクシー以外 に通院手段のない方）	○

(2)リフト付きワゴン車の運行

県内には、車いすを使用している方が車いすのまま利用できるリフト付きワゴン車をタクシー会社や社会福祉協議会等により運行し、身体障害者の社会参加の促進を図っている市町があります。

○リフト付きワゴン車の運行市町

宇都宮市（リフト付きバス）、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、さくら市（貸出のみ）、上三川町（貸出のみ）、高根沢町（サイドリフトアップシート車の貸出のみ）、市貝町、壬生町、那須町（貸出のみ）、那珂川町（スロープ付き車の貸出のみ）

(3)自家用車等の利用

①自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用について助成をしています。（市町によって助成内容が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。）

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

②身体障害者のための無料運転講習

身体障害者運転能力開発訓練センター（埼玉県新座市）では、身体障害者のための無料運転講習を下記のとおり実施しています。

○対象者

18歳以上の身体障害者で、次のいずれにも該当する方

- ア. 公共職業安定所に求職登録をしている方
- イ. 運転試験場の適性審査に合格した方
- ウ. 上記センターの入所が認められた方

○内容

- ア. 所定の教習料が無料（ただし、検定料等については自己負担となります）
- イ. 入所日は、1・4・7・10各月の初日で、期間は3カ月。専用宿舎あり。
- ウ. 詳細については、ホームページ（<http://www.azumaen.or.jp>）を参照してください。

□問合せ先 身体障害者運転能力開発訓練センター
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 TEL048-481-2711

③自動車改造費用の助成

就労等のため重度の身体障害者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するときは、改造費用を助成しています。（市町によって取組が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。）

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

④駐車禁止場所への駐車

身体障害者の方で、栃木県公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けた方は、栃木県公安委員会が駐車を禁止した場所での必要最小限の駐車が可能になります。

ただし、駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所には駐車できません。

標章を使用する場合は、前面ガラス内側の見やすい箇所に標章の記載内容が確認できるように掲出してください。

□問合せ先 警察署交通課

No.	警察署	電話番号	No.	警察署	電話番号
1	宇都宮中央警察署	028-623-0110	11	下野警察署	0285-52-0110
2	宇都宮東警察署	028-610-0110	12	大田原警察署	0287-24-0110
3	宇都宮南警察署	028-653-0110	13	今市警察署	0288-23-0110
4	小山警察署	0285-31-0110	14	さくら警察署	028-682-0110
5	足利警察署	0284-43-0110	15	矢板警察署	0287-43-0110
6	栃木警察署	0282-25-0110	16	日光警察署	0288-53-0110
7	那須塩原警察署	0287-67-0110	17	那須烏山警察署	0287-82-0110
8	佐野警察署	0283-24-0110	18	茂木警察署	0285-63-0110
9	鹿沼警察署	0289-62-0110	19	那珂川警察署	0287-92-0110
10	真岡警察署	0285-84-0110			

⑤おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

不特定多数の方が利用する施設から協力申し出のあった駐車スペースを、障害者等用の「おもいやり駐車スペース」として確保（ステッカー表示）するとともに、障害のある方などに対して共通の「おもいやり駐車スペース利用証」を交付し利用できる方を明らかにすることにより、当該駐車場の適正な利用を図っています。

○利用できる方

- ア. 身体障害者、知的障害者、精神障害者、要支援者、要介護者、及び難病患者のうち、歩行困難な方
- イ. 妊産婦であって、原則妊娠7カ月を経過した方
- ウ. 傷病人であって、歩行困難な方

○おもいやり駐車スペース利用証



〔障害者・難病患者等用〕

有効期限なし



〔妊産婦・傷病人用〕

有効期限あり（1年間）

同種の事業を実施している全国44府県の協力施設等でも利用できます。利用可能府県については、以下のホームページで公開しています。

□問合せ先 県保健福祉課地域福祉担当（TEL028-623-3047）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/welfare/shisetsu/baria/1220246130756.html>

(4)ガイドヘルパーネットワーク

重度の視覚障害者及び脳性まひ等全身性障害者が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを紹介します。

○対象者

重度の視覚障害者及び脳性まひ等全身性障害者で、社会生活上必要な外出をするときに、目的地において適当な付き添いが得られない状況にある方

□問合せ先 栃木県ガイドセンター（栃木県身体障害者団体連絡協議会内）

TEL/FAX.028-678-4401

(5)介護マーク

高齢者や障害者等を介護する方（介護者）が、介護中に異性の公共トイレを利用する場合や買い物などをする場合に、周囲から偏見や誤解を受けることのないよう精神的な負担の軽減を図るとともに、地域における日常的な支え合い体制づくりの推進に資するため、介護マークを配付しています。



□問合せ先 県高齢対策課地域支援担当（TEL.028-623-3148 FAX.028-623-3058）

(6)オストメイト対応トイレ

オストメイト（人工肛門や人工膀胱を造営した方）対応トイレは、下記施設に設置されています。

	市町	名称	所在地
1	宇都宮市	栃木県庁本庁舎	宇都宮市塙田 1-1-20
		栃木県庁河内庁舎	宇都宮市竹林町 1030-2
		とちぎ福祉プラザ	宇都宮市若草 1-10-6
		とちぎ男女共同参画センター（パルティ）	宇都宮市野沢町 4-1
		とちぎ健康の森	宇都宮市駒生町 3337-1
		地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター	宇都宮市駒生町 3337-1
		栃木県立美術館	宇都宮市桜 4-2-7
		栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2
		栃木県立図書館	宇都宮市塙田 1-3-23
		栃木県総合文化センター	宇都宮市本町 1-8
		地方独立行政法人栃木県立がんセンター	宇都宮市陽南 4-9-13
		栃木県グリーンスタジアム	宇都宮市清原工業団地 32
		栃木県ライフル射撃場	宇都宮市新里町乙 1067
		とちぎアグリプラザ	宇都宮市一の沢 2-2-13
		農業総合研究センター	宇都宮市瓦谷町 1080
		栃木県林業センター・林業大学校	宇都宮市下小池町 280
		とちぎボランティアNPOセンター（ぼ・ぼ・ら）	宇都宮市昭和 2-2-7
		宇都宮市役所本庁舎	宇都宮市旭 1-1-5
		宇都宮市平石地区市民センター	宇都宮市下平出町 158-1
		宇都宮市清原地区市民センター	宇都宮市清原工業団地 15-4
		宇都宮市横川地区市民センター	宇都宮市屋板町 576-1
		宇都宮市瑞穂野地区市民センター	宇都宮市下桑島町 1030-1
		宇都宮市城山地区市民センター	宇都宮市大谷町 1059-5
		宇都宮市国本地区市民センター	宇都宮市宝木本町 1868-1
		宇都宮市富屋地区市民センター	宇都宮市徳次郎町 80-2
		宇都宮市豊郷地区市民センター	宇都宮市岩曾町 825-1
		宇都宮市篠井地区市民センター	宇都宮市下小池町 466-1
		宇都宮市姿川地区市民センター	宇都宮市西川田町 805-1
		宇都宮市雀宮地区市民センター	宇都宮市新富町 9-4
		宇都宮市上河内地区市民センター	宇都宮市中里町 181-3
		宇都宮市河内地区市民センター	宇都宮市中岡本町 3221-4
		宇都宮市駅東出張所 (東市民活動センター、東生涯学習センター)	宇都宮市中今泉 3-5-1

	市町	名 称	所在地
		宇都宮市陽南出張所	宇都宮市春日町 11-1
		宇都宮市田原コミュニティプラザ	宇都宮市上田原町 1
		宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町 972
		宇都宮市サン・アビリティーズ	宇都宮市屋板町 251-1
		宇都宮市総合福祉センター※	宇都宮市中央 1-1-15
		宇都宮美術館	宇都宮市長岡町 1077
		宇都宮市文化会館※	宇都宮市明保野町 7-66
		宇都宮市教育センター	宇都宮市天神 1-1-24
		宇都宮市立南図書館	宇都宮市雀宮町 56-1
		宇都宮市悠久の丘	宇都宮市上欠町 719-1
		宇都宮市夜間休日救急診療所	宇都宮市竹林町 968
		済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町 911-1
		栃木医療センター	宇都宮市中戸祭 1-10-37
		宇都宮法務総合庁舎	宇都宮市小幡 2-1-11
		宇都宮東年金事務所	宇都宮市元今泉 6-6-13
		宇都宮第2地方合同庁舎	宇都宮市明保野町 1-4
		バンバ出張所	宇都宮市馬場通り 4-1-1
		宇都宮市体育館	宇都宮市今泉 5-6-18
		河内地区市民センター	宇都宮市中岡本町 3221-4
		宇都宮市茂原健康交流センター	宇都宮市白沢町 385
		宇都宮市立中央図書館	宇都宮市明保野町 7-57
		宇都宮市立東図書館	宇都宮市中今泉 3-5-1
		清原球場	宇都宮市清原工業団地 14
		栃木県総合運動公園	宇都宮市西川田 4-1-1
		宮原運動公園	宇都宮市陽南 4-5-6
		うつのみや文化の森	宇都宮市長岡町 1077
		とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）	宇都宮市若草 4-5-6
		コジマこどもサイエンスパーク（10月3日～）	宇都宮市西川田町 567
		とちぎ歯の健康センター	宇都宮市一の沢 2-2-5
2	足利市	足利市役所	足利市本城 3-2145
		足利市生涯学習センター	足利市相生町 1-1
		あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ）	足利市朝倉町 264
		太平記館	足利市伊勢町 3-6-4
		足利赤十字病院	足利市五十部町 284-1
		アシコタウンあしかが	足利市大月町 3-2
3	栃木市	農業総合研究センターいちご研究所	栃木市大塚町 2920
		栃木 JIMINIE 倶楽部 自然の家みかも	栃木市岩舟町下津原 1808-1
		栃木市役所	栃木市万町 9-25
		きららの杜とちぎ蔵の街楽習館	栃木市入舟町 6-8
		栃木第三地区コミュニティセンター	栃木市境町 19-3
		栃木県立学悠館高等学校	栃木市河合町 12-2
		栃木市総合運動公園	栃木市川原田町 760

	市町	名 称	所在地
		栃木市観光交流館	栃木市河合町 1-2
		栃木保健福祉センター	栃木市今泉町 2-1-40
		栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）	栃木市大平町富田 558-11
		栃木市大平健康福祉センター（ゆうゆうプラザ）	栃木市大平町西野田 666-1
		栃木市役所藤岡総合支所	栃木市藤岡町藤岡 1022-5
		渡良瀬遊水地ハートランド城	栃木市藤岡町藤岡 1218-1
		栃木市藤岡保健福祉センター	栃木市藤岡町赤麻 502-1
		体験交流館	栃木市都賀町木 2388-2
		栃木市北部健康福祉センター（ゆったり～な）	栃木市西方町本城 2-1
		栃木市静和地区公民館	栃木市岩舟町静和 2170-1
		とちぎ花センター	栃木市岩舟町下津原 1612
		CITY GYM & SPA 遊楽々館 （栃木市岩舟健康福祉センター）	栃木市岩舟町三谷 1038-1
		嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区 拠点施設ガイダンスセンター	栃木市嘉右衛門町 2-11
		栃木市立美術館	栃木市入舟町 7-26
		栃木市立文学館	栃木市入舟町 7-31
		栃木市斎場（あじさいの杜）	栃木市岩舟町三谷 1211-1
		栃木市聖地公園 管理棟	栃木市皆川城内町 450-1
		栃木市消防本部・栃木市消防署	栃木市平柳町 1-34-5
		西方総合支所別館	栃木市西方町元 347-1
		都賀総合支所	栃木市都賀町原宿 573
4	佐野市	佐野市役所 1 階、2 階	佐野市高砂町 1
		佐野市役所田沼行政センター	佐野市田沼町 974-3
		佐野市役所葛生行政センター	佐野市葛生東 1-11-8
		佐野市上下水道局	佐野市大橋町 1165
		佐野市消防本部	佐野市富岡町 1391
		J R 東日本佐野駅	佐野市若松町
		グランディ新都市セントラルパーク（新都市中央公園）	佐野市高萩町 1294-3
		道の駅 どもんなかたぬま	佐野市吉水町 366-2
		N E X C O 東日本 佐野 S A（上り）	佐野市黒袴町 1010
		N E X C O 東日本 佐野 S A（下り）	佐野市黒袴町 1021
		清酒開華スタジアム（佐野市運動公園陸上競技場）	佐野市赤見町 2130-2
		コンチネンタルホームフィールド（佐野市運動公園第 1 多目的競技場）	佐野市赤見町 2130-2
		花・花薬局さの体育館（佐野市運動公園市民体育館）	佐野市赤見町 2130-2
		D A I K Y O アリーナ佐野（佐野市アリーナたぬま）※	佐野市戸奈良町 21
		佐野新都市バスターミナル	佐野市越名町 2043-2
		佐野市こどもの国	佐野市堀米町 579
		菊川第 3 公園※	佐野市堀米町 3527
		小種島西公園※	佐野市大橋町 3192-15
		小種島東公園※	佐野市大橋町 3185-1
		西部第一地区菊沢川北公園※	佐野市大橋町 3217-1
		三ツ橋公園※	佐野市大橋町 3197-1

	市町	名 称	所在地
		関川第1公園	佐野市関川町 1196-16
		関川第2公園※	佐野市関川町 906-33
		奈良渕第2公園※	佐野市奈良渕町 305-1
		新吉水第1公園	佐野市吉水駅前1丁目 13-1
		新吉水第2公園※	佐野市吉水駅前2丁目 8-5
		吉水新田公園	佐野市吉水町 60-1
		栃本公園	佐野市栃本町 113-1
		岩崎AWS第2公園※	佐野市岩崎町 3018
		秋山川堀米緑地※	佐野市堀米町外
		秋山川栃本緑地※	佐野市栃本町地先
		旗川戸奈良緑地※	佐野市戸奈良町地先
		佐野市立図書館※	佐野市大蔵町 2977
		葛生あくと保健センター※	佐野市あくと町 3084
		葛生あくと福祉センター※	佐野市あくと町 3084
		佐野市文化会館（休館中）	佐野市浅沼町 508-5
		佐野市民病院	佐野市田沼町 1832-1
		みかもリフレッシュセンター	佐野市町谷町 1126-6
		イオン佐野新都市ショッピングセンター	佐野市高萩町 1324-1
		佐野プレミアム・アウトレット	佐野市越名町 2058
		イオンタウン佐野	佐野市浅沼町 742
		佐野駅前交流プラザ（ぱるぽーと）	佐野市若松町 481-4
		佐野市観光物産会館（中央公民館内）	佐野市金井上町 2519
		多田公園	佐野市多田町 799-3
		若原西公園	佐野市石塚町 2655
		京路戸公園	佐野市多田町 143
		わしのみや公園	佐野市堀米町 427
		山崎公園	佐野市赤見町 1758-2
5	鹿沼市	上都賀庁舎	鹿沼市今宮町 1664-1
		鹿沼市役所	鹿沼市今宮町 1688-1
		鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター※	鹿沼市酒野谷 1004-1
		鹿沼市民情報センター	鹿沼市文化橋町 1982-18
		まちの駅「新鹿沼宿」	鹿沼市仲町 1604-1
		鹿沼市自然体験交流センター（体験棟）	鹿沼市板荷 6130
		スノーピーク鹿沼 キャンプフィールド&スパ	鹿沼市上南摩町 1901
6	日光市	日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1
		英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482
		千手ヶ浜公衆トイレ	日光市中宮祠奥日光国有林
		日光市役所	日光市今市本町 1
		日光市日光行政センター	日光市御幸町 4-1
		日光市藤原行政センター	日光市鬼怒川温泉大原 1406-2
		日光市足尾行政センター	日光市足尾町通洞 8-2
		日光市栗山行政センター	日光市黒部 54-1
		道の駅日光 日光街道ニコニコ本陣	日光市今市 19-1

	市町	名 称	所在地
		西参道第一駐車場公衆トイレ（日光東照宮側）	日光市安川町 2282-1
		足尾銅山観光多目的トイレ	日光市足尾町通洞 9-2
		藤原龍王峡内	日光市藤原 1357
		湯西川観光センター	日光市西川 481-1
		中央公民館	日光市平ヶ崎 160
		市立三依診療所	日光市中三依 321
		落合公民館	日光市小代 439-3
		小林公民館	日光市杓掛 260
		豊岡公民館	日光市大桑町 130-3
		今市運動公園屋外トイレ	日光市今市 1659
		丸山公園屋外トイレ	日光市瀬尾 1640-22
		大沢体育館地下階	日光市大沢町 809-1
		大沢公民館	日光市大沢町 809-1
		石屋町街区公園	日光市石屋町 410
		稲荷町防災公園	日光市稲荷町 2 丁目
		J R 日光駅	日光市相生町 115
		東武日光駅	日光市松原町 4-3
		川治湯元駅前公衆トイレ	日光市川治温泉川治
		鬼怒川公園駅前公衆トイレ	日光市藤原地内
		鬼怒川温泉駅前公衆トイレ	日光市鬼怒川温泉大原 1404-1
		川治ふれあい公園公衆トイレ	日光市川治温泉高原 45
		鬼怒川松原公園トイレ	日光市鬼怒川温泉大原 1436-1
		湯の街公園トイレ	日光市鬼怒川温泉滝 548-7
		滝見公園トイレ	日光市鬼怒川温泉滝 858
		高德大瀬公衆トイレ	日光市高德 941
		湯西川公民館	日光市湯西川 709
7	小山市	産業技術センター絨織物技術支援センター	小山市福良 2358
		小山市総合福祉センター※	小山市中央町 2-2-21
		小山市間々田市民交流センター（間々田公民館）※	小山市間々田 1960-1
		小山市城南市民交流センター※	小山市東城南 4-1-12
		小山市桑市民交流センター（桑公民館）※	小山市羽川 858-1
		小山市立中央図書館※	小山市城東 1-19-40
		小山市役所本庁	小山市中央町 1-1-1
		小山市立博物館※	小山市乙女 1-31-7
		小山市立文化センター※	小山市中央町 1-1-1
		小山市市民活動交流センター※	小山市城山町 3-7-5
		小山市健康医療介護総合支援センター※	小山市神鳥谷 2251-7
		小山市立体育館	小山市塚崎 1408-1
		小山市大谷市民交流センター（大谷公民館）	小山市大字横倉 499-6
8	真岡市	芳賀庁舎	真岡市荒町 116-1
		井頭公園	真岡市下籠谷 99
		真岡市役所	真岡市荒町 5191
		真岡市複合交流拠点施設 monaca	真岡市荒町 5131

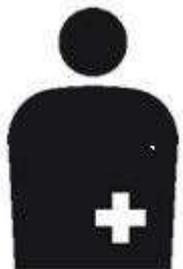
	市町	名 称	所在地
		真岡市民会館（市民“いちご”ホール）	真岡市荒町 1201
		真岡市スポーツ交流館	真岡市田町 1321-1
		ザ・ビッグエクストラ真岡店	真岡市台町 2668
		真岡市二宮コミュニティセンター	真岡市石島 893-15
		ケーズデンキ真岡店	真岡市台町 2753-9
		真岡市総合運動公園	真岡市小林 1900
9	大田原市	美原公園陸上競技場	大田原市美原 1-15-25
		栃木県立県北体育館	大田原市美原 3-2-62
		那須庁舎	大田原市本町 2-2828-4
		大田原市役所本庁舎	大田原市本町 1-4-1
		中央多目的公園	大田原市中央 2-2360-2
		美原公園本球場	大田原市美原 1-3462
		大田原市役所黒羽庁舎	大田原市黒羽田町 848
		トコトコ大田原	大田原市中央一丁目 3-15
10	矢板市	矢板市役所	矢板市本町 5-4
		シルバー大学校北校	矢板市矢板 54
		子ども未来館	矢板市本町 2-25
		矢板市文化スポーツ複合施設	矢板市末広 49-1
11	那須 塩原市	塩原温泉ビジターセンター	那須塩原市塩原前山国有林
		県北家畜保健衛生所	那須塩原市千本松 800-3
		那須塩原市役所	那須塩原市共墾社 108-2
		那須塩原市役所西那須野庁舎	那須塩原市あたご町 2-3
		那須塩原市役所塩原庁舎	那須塩原市中塩原 1-2
12	さくら市	さくら市役所	さくら市氏家 2771
		庁舎前公衆トイレ	さくら市氏家 2771
		氏家駅東公衆トイレ	さくら市氏家 2337-7
		さくらテラス	さくら市氏家 1857-5
		氏家公民館	さくら市櫻野 1322-8
		喜連川保健センター	さくら市喜連川 807-8
		総合公園	さくら市櫻野 1789
13	那須 烏山市	那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市中央 1 - 1 - 1
		那須烏山市保健福祉センター	那須烏山市田野倉 85-1
		山あげ会館	那須烏山市金井 2 丁目 5 番 26 号
14	下野市	下野市役所	下野市笹原 26
		下野市保健福祉センターきらら館	下野市下古山 1220
		下野市保健福祉センターゆうゆう館	下野市小金井 789
		下野市ふれあい館	下野市三王山 698-5
		下野市石橋公民館	下野市石橋 629-1
		下野市石橋図書館	下野市大松山 1-7-3
		下野市国分寺図書館	下野市駅東 3-1-19
		下野市南河内図書館	下野市田中 681-1
		しもつけ風土記の丘資料館	下野市国分寺 993
		南河内体育センター	下野市仁良川 1141

	市町	名 称	所在地
		国分寺 B&G 海洋センター	下野市小金井 277-2
		国分寺運動公園内	下野市小金井 277-2
		国分寺聖武館	下野市国分寺 628-2
		大松山運動公園	下野市大松山 1-7-1
		大松山運動公園陸上競技場内	下野市大松山 1-7-1
		自治医科大学附属病院	下野市薬師寺 3311-1
		石橋総合病院	下野市下古山 1 丁目 15 番 4
15	上三川町	上三川いきいきプラザ	上三川町上蒲生 127-1
		ORIGAMI プラザ	上三川町上三川 4173 番地 1
		田川ふれあい公園	上三川町川中子 30
		桃畑緑地公園	上三川町上郷 88 番地先
		蓼沼緑地公園	上三川町東蓼沼 1013 番地先
		愛宕山公園	上三川町上三川 4829 番地
16	益子町	益子町福祉センター	益子町益子 1532-5
17	茂木町	茂木町役場	茂木町茂木 155
		茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」	茂木町茂木 1720-1
18	芳賀町	芳賀町総合情報館	芳賀町祖母井南 1 丁目 1-1
19	壬生町	城址公園ホール（壬生中央公民館）	壬生町本丸 1-8-33
		壬生町自成館	壬生町通町 9-23
		壬生町保健福祉センター	壬生町壬生甲 3843-1
		壬生町役場	壬生町壬生甲 3841-1
20	野木町	野木町役場本館	野木町丸林 571
		エニスホール（野木町文化会館）※	野木町友沼 181
		野木町交流センター野木ホフマン館※	野木町野木 3324-10
		野木町総合サポートセンターひまわり館	野木町丸林 582-1
21	塩谷町	塩谷町役場	塩谷町玉生 955-3
		塩谷町老人福祉センター	塩谷町大字玉生 872
22	那須町	那須町役場	那須町寺子丙 3-13
		ゆめプラザ・那須	那須町寺子乙 2566-1
		殺生石園地公衆トイレ	那須町湯本上山地内
		那須高原ビジターセンター	那須町湯本 207-2
		那須平成の森フィールドセンター	那須町高久丙 3254
23	那珂川町	那珂川町役場	那珂川町馬頭 555
		那珂川町馬頭総合福祉センター	那珂川町馬頭 560-1
		那珂川町立馬頭中学校体育館	那珂川町馬頭 2558-1
		那珂川町小川総合福祉センター	那珂川町小川 1065
		エコグリーンとちぎ	那珂川町和見 1918
24	鉾田市 (茨城県)	とちぎ海浜自然の家	茨城県鉾田市玉田 336-2

	事業者名	名 称
25	JR 東日本	宇都宮駅、雀宮駅、小山駅、自治医大駅、野木駅、間々田駅、小金井駅、那須塩原駅、西那須野駅、黒磯駅、矢板駅、日光駅※、栃木駅、佐野駅、足利駅、鹿沼駅
26	東武鉄道	東武宇都宮駅、足利市駅、栃木駅※、新栃木駅、鬼怒川温泉駅、鬼怒川公園駅、東武日光駅、東武鬼怒川温泉駅、東武鬼怒川公園駅
27	NEXCO 東日本	佐野 S A、大谷 P A、壬生 P A、那須高原 S A
28	道の駅	うつのみやろまんちっく村 (宇都宮市新里町丙 254)
		どまんなかたぬま (佐野市吉水町 366-2)
		思川※ (小山市下国府塚 25-1)
		きつれがわ (さくら市喜連川 4145-10)
		はが (芳賀町祖母井 842-1)
		みかも (栃木市藤岡町大田和 678)
		もてぎ (茂木町茂木 1090-1)
		にしかた (栃木市西方町元 369-1)
		那須高原友愛の森 (那須町高久乙 593-8)
		やいた (矢板市矢板 114-1)
		しもつけ (下野市薬師寺 41)
		湧水の郷しおや (塩谷町大字船生 3733-1)
		サシバの里いちかい (市貝町大字市塙 1270)
		日光日光街道ニコニコ本陣 (日光市今市 719-1)
		ましこ (益子町長堤 2271)
		にのみや (真岡市久下田 2204-1)
		湯西川 (日光市西川 478番地 1)
みぶ (壬生町大字国谷 1870-2)		
たかねざわ 元気あっぶむら (高根沢町上柏崎 588-1)		

※印は、パウチ洗浄水栓付きトイレ (簡易型)、無印は汚物流し付き多機能トイレ

以上は、県障害福祉課が県内市町の協力を得て把握した情報です。新たに設置された場合や既に設置されている施設がありましたら、情報をお寄せください。



オストメイトマーク



オストメイト対応トイレ (県庁舎本館 1階)

(7)障害者社会参加推進センター

障害者社会参加推進センターでは、障害者の社会参加に必要な情報の収集・提供など様々な社会参加促進施策を実施しています。

□問合せ先 〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター
栃木県身体障害者団体連絡協議会内 (TEL.028-678-4401)

(8)障害者社会参加支援事業

県域又は広域的な活動を行っている障害者団体がバスを借り上げて社会参加活動を行った場合、そのバスの借り上げ費用の一部を助成しています。

□問合せ先 障害者社会参加推進センター (TEL.028-678-4401)

(9)生活訓練等事業

①身体障害者訓練等

身体障害者の社会参加を促進するため、障害に応じた各種の講習や訓練を身体障害者の団体に委託して行っています。

	事業名	事業内容	委託団体名
1	視覚障害者社会・日常生活支援事業	視覚障害者に対し、社会生活に必要なとなる知識習得や体験交流のほか、料理や洗濯等の家庭生活に必要な訓練を実施	(一社)栃木県視覚障害者福祉協会 (TEL028-625-4990)
2	障害者相談会・研修会開催事業(視覚障害者向け)	中途失明者の方に対し、生活訓練・点字訓練などを実施	
3	障害者相談会・研修会開催事業(聴覚障害者向け)	ろう者の方に対し、社会生活に必要な知識の吸収・交換をする場を設定	栃木県聴覚障害者福祉連合会 (TEL028-621-8010) (FAX028-621-7896)
4	音声機能障害者発声訓練・発声訓練士養成事業	音声機能障害者の方に対し、発声訓練・発声訓練士養成などを実施	栃木県喉摘会 (TEL0285-84-5677)
5	視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者に対し、白杖訓練等を実施	(一社)栃木県視覚障害者福祉協会 (TEL028-625-4990)
6	肢体不自由者行動訓練事業	ハイキングやレクリエーションを通し、身体障害者(肢体不自由者)の行動訓練を実施	(一財)栃木県身体障害者福祉会連合会 (TEL028-624-8408)
7	身体障害者生活行動訓練事業	身体障害者の方に対し、点字・手話等の講習、野外訓練等生活行動訓練を実施	栃木県聴覚障害者福祉連合会 (TEL028-621-8010)
8	オストメイト社会適応訓練・相談支援者育成事業	人工肛門・人工ぼうこう造設者の方に対し、ストマ用装具の使用等に関する講習会・相談支援者育成などを実施	栃木県オストミー協会 (TEL0284-43-0144)

□問合せ先 委託団体、
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX.028-623-3052)

②知的障害者訓練等

在宅の知的障害者の社会生活能力の向上を図るとともに、その自主的な社会活動を育成し、支援することにより、地域における知的障害者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを目的として、次の事業を実施しています。

	事業名	事業内容	委託団体名
1	障害者相談会・研修会 開催事業（知的障害者向け）	障害者の自立や社会参加等を促進するため、家族のための家族教室を開催	(一社) 栃木県手をつなぐ育成会 (TEL.028-624-3789)

□問合せ先 委託団体、
県障害福祉課社会参加促進担当（TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052）

③心身障害児者訓練等

在宅の心身障害児者が、保護者と一緒に宿泊等して行う、レクリエーション教室の開催及び障害者家族間の交流を図ることを目的として事業を実施しています。

	事業名	事業内容	委託団体名
1	レクリエーション・社会生活トレーニング事業	在宅の心身障害児（者）が保護者と一緒に宿泊等し、レクリエーション指導等を受けるとともに保護者間の交流を図る。	栃木県心身障害児者親の会連合会 (TEL.028-621-3031)

□問合せ先 委託団体、
県障害福祉課社会参加促進担当（TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052）

④身体障害者福祉センター

宇都宮市障がい者福祉センターでは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターとして、身体障害者のための講習会や生活・機能回復訓練等を行っています。ボランティアの方も利用できます。

□問合せ先 宇都宮市障がい者福祉センター
〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15宇都宮市総合福祉センター内
TEL.028-639-1050 FAX.028-639-1052

⑤とちぎ福祉プラザ

とちぎ福祉プラザは、障害者をはじめとする県民の幅広い交流や社会参加、また地域社会づくりを担う自主的な福祉活動の拠点としての役割を担っています。

□問合せ先 〒320-8508宇都宮市若草1-10-6
TEL.028-621-2940 FAX.028-621-5433

4 保健・医療

(1)医療費負担の軽減

①自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)の給付

身体障害(児)者の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けてもらうため、また、精神障害者の通院による精神医療を継続的に受けってもらうため、県で指定した医療機関等で要した費用(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額)の100分の20を負担しています。

〈申請手続〉

○自立支援医療(育成医療)の場合

本人：申請書等を各市町へ提出

→ 市 町：受給者証を保護者へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

○自立支援医療(更生医療)の場合

本人：申請書等を各市町へ提出

→ 市 町：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

○自立支援医療(精神通院医療)の場合

本人：申請書等を各市町へ提出

→ 市 町：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

〈申請時に必要な資料〉

申請書、医師の意見書(診断書)、健康保険証(カード)の写し、所得状況が分かる証明書等
なお、更生医療については、身体障害者手帳の写しが必要です。

また、個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の提示が必要です。

※ 詳しくは申請する市町におたずねください。

〈有効期間〉 1年以内(更新できます。)

〈利用者負担額〉 1割(低所得者世帯等については、利用者負担額が軽減されます。)

なお、育成医療、更生医療については、市町により助成状況が異なりますので、お住まいの市町におたずねください。

〈注意事項〉

- ・ 氏名、担当医療機関、保険の種類に変更があった場合には、居住地の市町への届出が必要になります。
- ・ 転居された場合は、速やかに、新しい居住地の市町に届け出てください。

□問合せ先 育成医療 市福祉事務所又は町役場(P116、118)

更生医療 市福祉事務所又は町役場(P116、118)

精神通院医療 市福祉事務所又は町役場(P116、118)

県精神保健福祉センター(TEL.028-673-8785)

県健康福祉センター(P115)

②重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害児者の健康を確保するため、心身に重度の障害のある方が病院で診療を受けたときや、薬局で調剤を受けたとき等に支払う自己負担分を助成しています。ただし、入院時の食費の自己負担分は助成の対象外です。

この給付は、各種医療保険に加入されている方で、次のいずれかの項目に該当する方が対象となります。

- ・身体障害の程度が1～2級の方
- ・知的障害の程度が知能指数35以下の方
- ・知的障害の程度が知能指数50以下で、身体障害の程度が3～4級の障害と重複している方
- ・精神障害の程度が1級の方

助成にあたっては、薬局を除く医療機関ごとに月額500円（診療報酬明細ごとに500円）を自己負担いただきます。自己負担額については、市町が助成するときに申請額から控除します。ただし、低所得者（市町村民税世帯非課税者相当）の方については自己負担はありません。

また、65歳から74歳の方については、後期高齢者医療制度に加入されている場合は全額を助成、それ以外の場合は1割までの助成となります。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

③特定医療費の支給

指定難病について、治療費の一部を公費で負担することで、患者と家族の方の負担軽減を図ります。

〈申請手続等〉

本人：申請書等を居住地を管轄する県健康福祉センター（宇都宮市の場合は宇都宮市保健所）へ提出
→ 県健康福祉センター等：医療受給者証を本人へ交付
→ 本人：医療機関等で医療受給者証を提示し、受診

〈申請時に必要な資料〉

申請書、臨床調査個人票（診断書）、医療保険の資格情報が確認できる資料の写し、課税証明書、世帯全員の住民票謄本、申請書記載のマイナンバー（個人番号）の番号確認及び身元確認が行える書類等

〈有効期間〉

申請月が1～9月の場合、申請書類を受理した日から、最初に到来する12月31日まで
申請月が10～12月の場合、申請書類を受理した日から、翌年に到来する12月31日まで
※ 更新可能

〈自己負担上限額〉

支給認定基準世帯員（※）の市町村民税（所得割）に応じて設定しています。
※ 支給認定基準世帯員とは、患者の加入する健康保険の種類によって異なります。
詳細は下記「問合せ先」にお問い合わせください。

〈注意事項〉

- ・氏名、居住地、加入している健康保険や生計中心者に変更が生じた場合は、速やかに健康福祉センター等で変更申請を行ってください。
- ・県内に転入、県外へ転出した場合には、手続きが必要となります。

□問合せ先 県健康福祉センター（P115）又は宇都宮市保健所（P117）

④小児慢性特定疾病医療費の支給

小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療費の一部を公費で負担することで、患者と家族の方の負担軽減を図ります。

〈申請手続〉

保護者又は成年患者※：申請書等を、居住地を管轄する県健康福祉センター（宇都宮市の場合は宇都宮市役所子ども支援課）へ提出

- 県健康福祉センター等：医療受給者証を保護者又は成年患者へ交付
- 保護者又は成年患者：医療機関等で医療受給者証を提示し、受診

※ 成年患者…18歳到達時点で本助成制度の支給対象となっており、引き続き治療が必要と認められる20歳未満の者

〈申請時に必要な資料〉

申請書、医療意見書（診断書）、医療保険の資格情報が確認できる資料の写し、課税証明書、世帯全員の住民票謄本、申請書記載のマイナンバー（個人番号）の番号確認及び身元確認が行える書類等

〈有効期間〉

申請月が4～12月の場合、申請書類を受理した日から、最初に到来する3月31日まで
申請月が1～3月の場合、申請書類を受理した日から、翌年に到来する3月31日まで

※ 更新可能

〈自己負担上限額〉

本県では、受給者の方から自己負担分を徴収しておりません(県費により負担しています)。

〈注意事項〉

- ・新規申請ができるのは18歳未満の児童となります（成年患者は、更新申請により、20歳に到達するまで支給を受けられます）。
- ・氏名、居住地、加入している健康保険や申請者（保護者又は成年患者）に変更が生じた場合は、速やかに健康福祉センター等で変更申請を行ってください。
- ・県内に転入、県外へ転出した場合には、手続きが必要となります。
(宇都宮市に転入、転出した場合は、宇都宮市への手続きが必要です。)

□問合せ先 県健康福祉センター（P115）、
宇都宮市役所子ども支援課（TEL.028-632-2296）

⑤産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容
2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合	総額 3,000万円
① 在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重 <u>1,400g以上</u> 、 または 在胎週数 <u>28週以上</u> で <u>所定の要件を満たす</u> こと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③ 身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※ 補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

(ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です)

※ 詳細は下記お問合せ先にご照会いただくか、もしくは、

産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>) をご参照ください。

□問合せ先 (公財) 日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター TEL.0120-330-637

受付時間：9：00～17：00（土日祝・年末年始除く）

⑥産科医療特別給付事業

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

給付の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		給付内容
2009年1月1日から2014年12月31日までに出生したお子様の場合	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	1,200万円 (一括)
① 在胎週数が <u>28週以上33週未満</u> であること、 または在胎週数が <u>33週以上かつ2,000g未満</u> であること	在胎週数が <u>28週以上32週未満</u> であること、 または在胎週数が <u>32週以上かつ1,400g未満</u> であること	
② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③ 身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※ 給付申請ができる期間は、2025年1月10日～2029年12月31日です。

※ 産科医療補償制度に未申請のお子様も申請できます。

※ 詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは、産科医療特別給付事業ホームページ (<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>) をご参照ください。

□問合せ先 (公財) 日本医療機能評価機構

産科医療特別給付事業専用コールセンター TEL.0120-299-056

受付時間：9：30～17：00（土日祝・年末年始除く）

(2) 栃木県立リハビリテーションセンター(病院)

栃木県立リハビリテーションセンターの医療センターでは、脳卒中、神経疾患、骨関節疾患等の回復期にある方に対し、専門的かつ高度なリハビリテーション医療を提供しています。また、小児の発達障害や肢体不自由に対し、リハビリテーションや整形外科手術を提供しています。

- ・病床数 120 床
- ・外来開設科 リハビリテーション科、小児科、整形外科、神経内科
- ・対象者

【外来】 医療機関、市町等から紹介のある方

※ 小児の場合は、発達や対人関係に問題があるお子さんなどの相談も対象とします。

【入院】 ○急性期を経過し、基礎疾患・合併症のコントロールができていて、リハビリテーションによる改善（効果）が見込める方（脳血管疾患、脳・脊髄(中枢性)脊椎の疾患・外傷、脳性麻痺、四肢の外傷・骨折・切断・人工関節、ロコモティブシンドローム等)

○神経疾患の診断・リハビリテーションを含む治療を必要とする方

○感染症等で短期間の入院を要する障害児、小児整形外科的疾患等

※ 維持期、慢性期の方は原則として対象としませんが、小児の場合は個別に対応します。

□問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1

・病院の利用に関すること（初診予約を除く）

TEL.028-623-6124 FAX.028-623-6125

・病院の初診予約に関すること

TEL.028-623-7254 FAX.028-623-6125

県関係機関ガイダンス①

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターは、乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層に対応し、障害者の自立と社会参加を促進するための複合施設です。

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターは、回復期のリハビリテーション医療や障害者に対する外科的医療と、その後のリハビリテーションを行う「リハビリテーション病院」、児童福祉施設である「こども発達支援センター」「こども療育センター」、障害者支援施設である「障害者自立訓練センター」といった様々な施設・機関で構成されており、本県における総合的なリハビリテーションシステムの中核機関として機能しています。

□栃木県立リハビリテーションセンター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1

TEL.028-623-6101（代表）

FAX.028-623-6151



(3)障害者歯科医療

①とちぎ歯の健康センター

障害者を対象とした歯科診療と歯科保健一般に関する相談・指導を行う「歯の保健所」です。

〒320-0047 宇都宮市一の沢 2-2-5

ホームページ：<https://tochigi-da.or.jp/syougainoarukatahe.html>

○診療所

予約直通 TEL.028-648-6472 FAX.028-648-6483

診療時間 9：00～12：00、13：30～17：00（予約制）

休診日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始

ホームページ：<https://tochigi-da.or.jp/92.html>

○歯科相談・指導

問合せ先 TEL.028-648-6480 FAX.028-648-6483

受付時間 9：00～16：30

休館日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始

ホームページ：<https://tochigi-da.or.jp/94.html>

②栃木県障害者歯科医療システム

障害者が安心して歯科保健医療を受けることができるよう、地域の歯科医や障害者高次歯科医療機関が連携する歯科医療提供体制を整備しています。

ホームページ：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/syougaisyashikasytem.html>

ア. 障害者歯科医療協力医

障害者が住み慣れた身近な地域で適切な歯科医療を受けることができるよう、障害者歯科医療に取り組む県内の歯科医師を、次表のとおり、障害者歯科医療協力医として登録しています。

No	市町	医療機関名称 (市町ごと五十音順)	住所	連絡先	氏名
1	宇都宮市	いがらし歯科 イーストクリニック	宇都宮市平松本町1 1 2 5 - 6	028-611-3085	五十嵐 尚美
2		いがらし歯科医院	宇都宮市下岡本町4 5 5 2 - 1 4	028-673-6661	五十嵐 三彦
3		いのまた歯科医院	宇都宮市上田原町6 6 0 - 1	028-672-4181	猪俣 正裕
4		金澤歯科医院	宇都宮市針ヶ谷町5 0 0 - 4	028-650-2522	金澤 正英
5		熊倉歯科医院	宇都宮市陽東2 - 1 6 - 1 8	028-662-7835	熊倉 学
6		佐伯歯科医院	宇都宮市大通り3 - 2 - 6	028-633-3587	佐伯 秀利
7		佐貫歯科医院	宇都宮市今泉3 - 5 - 2 5	028-621-3880	佐貫 直通
8		鈴木歯科医院	宇都宮市一の沢2 - 1 - 5	028-622-2661	鈴木 一廣
9		鈴木努歯科医院	宇都宮市若草4 - 1 6 - 4	028-627-0238	鈴木 努
10		須田歯科医院	宇都宮市南一の沢町1 - 2 4	028-635-4826	須田 彰男
11		医療法人館野会 館野歯科医院	宇都宮市岩本町4 5 4 - 2	028-627-5157	館野 陽一
12		なら歯科医院	宇都宮市豊郷台2 - 2 1 - 2	028-643-8823	奈良 清加
13		箱島歯科医院	宇都宮市五代3 - 1 - 1 6	028-653-4504	箱島 光一

No	市町	医療機関名称 (市町ごと五十音順)	住 所	連絡先	氏 名	
14		医療法人 三宅歯科・矯正 歯科クリニック	宇都宮市砥上町3 1 - 4	028-647-3741	三宅 弘直	
15		薬師寺歯科医院	宇都宮市滝の原3 - 1 - 3	028-635-0382	薬師寺 陽子	
16		やまのうち歯科医院	宇都宮市兵庫塚町9 - 1	028-612-8660	山之内 文彦	
17		ゆざわや歯科クリニック	宇都宮市曲師町2 - 1 2 ゆざわやビル2 F	028-635-8050	鈴木 克昌	
18	鹿沼市	医療法人誠広会 石崎歯科医院	鹿沼市東町3 - 4 番9号	0289-64-5199	石崎 誠	
19		鰐原歯科医院	鹿沼市口栗野8 9 6	0289-85-2319	鰐原 公子	
20					鰐原 治子	
21		大貫歯科矯正歯科医院	鹿沼市万町9 6 3 - 8	0289-62-6585	大貫 真裕	
22		医) 清和会 鹿沼病院 附属歯科クリニック	鹿沼市千渡1 6 7 1	0289-65-6226	駒橋 武	
23		川入歯科医院	鹿沼市上石川1 5 2 6 - 5 1	0289-76-3740	瓦井 昭二	
24		菊地歯科医院	鹿沼市東末広町1 9 3 4	0289-62-2873	菊地 香	
25		木村歯科医院	鹿沼市奈佐原町3 3 7 - 3	0289-75-2233	木村 立男	
26		越路歯科医院	鹿沼市末広町1 9 2 5 - 6	0289-62-2890	越路 千佳子	
27		小林歯科医院	鹿沼市仲町1 2 9 0	0289-65-5551	小林 幹夫	
28		佐川歯科医院	鹿沼市鳥居跡町1 4 6 7 - 1	0289-62-0118	佐川 敬一郎	
29		さつきヶ丘鈴木歯科	鹿沼市栄町2 - 1 0 - 1	0289-65-4000	鈴木 定幸	
30		四季デンタルクリニック	鹿沼市鳥居跡町1 0 0 7	0289-62-3381	齋藤 由昭	
31		相馬歯科医院	鹿沼市日吉町6 1 1	0289-62-9663	相馬 英人	
32		SOMA DENTAL CLINIC	鹿沼市日吉町5 8 6 - 1 3	0289-74-5364	相馬 悠也	
33		田代歯科医院	鹿沼市上野町2 2 8 - 5	0289-64-9229	田代 高志	
34		てづか歯科クリニック	鹿沼市西茂呂3 - 1 6 - 4	0289-60-1500	手塚 史雄	
35		新島歯科クリニック	鹿沼市貝島町1 5 1 2 - 9	0289-65-6605	新島 祥	
36		医) 社団青々会 畑歯科医院	鹿沼市下田町1 丁目1 2 0 5 - 2	0289-62-3326	畑 健一	
37		福島歯科医院	鹿沼市上材木町1 8 3 5	0289-62-2218	福嶋 隆夫	
38		星デンタルクリニック	鹿沼市下田町1 - 5 0 0 2 - 3	0289-63-4182	星 雅朗	
39		茂呂デンタルオフィス	鹿沼市東町1 - 5 - 2 2	0289-77-5056	茂呂 祐康	
40		医療法人登会 茂呂歯科医院	鹿沼市仲町1 5 9 5 - 1 0	0289-65-2545	茂呂 英運	
41					茂呂 尚紀	
42		日光市	船越歯科医院	日光市本町7 - 2 8	0288-53-1330	船越 達海
43						船越 八重子
44			医) YY 会摂食支援センター ミヤシタデンタルクリニック	日光市豊田2 8 - 1	0288-30-3535	宮下 照展

No	市町	医療機関名称 (市町ごと五十音順)	住 所	連絡先	氏 名
45	真岡市	木代歯科医院	真岡市久下田767	0285-74-0318	木代 宏
46		木村歯科クリニック	真岡市並木町4丁目7-9	0285-83-6471	木村 卓史
47		医) 社団健歯会 関歯科医院	真岡市久下田920	0285-74-3676	関 謙一
48		医療法人 はやし歯科医院	真岡市並木町4丁目10-3	0285-82-8611	林 浩司
49	益子町	医) 社団聖会 大塚歯科医院	芳賀郡益子町益子3638	0285-72-0111	大塚 義次
50					大塚 啓子
51	芳賀町	小林歯科クリニック	芳賀郡芳賀町祖母井南1丁目7-1	028-677-1900	小林 康彦
52	栃木市	あおば歯科クリニック	栃木市菌部町2-18-5	0282-25-1100	古澤 正克
53		新井歯科医院	栃木市湊町4-12	0282-22-1579	新井 和幸
54		白井歯科医院	栃木市沼和田町12-14	0282-22-7770	白井 正人
55		亀田歯科	栃木市岩舟町和泉1325-1	0282-55-5118	亀田 智
56		医) 社団 さおとめ会 早乙女歯科医院	栃木市都賀町家中2408	0282-27-3737	早乙女 雅彦
57		須賀歯科医院	栃木市倭町11-13	0282-22-0473	須賀 潔
58		関根歯科医院	栃木市境町3-16	0282-22-1747	関根 淳
59		田村歯科医院	栃木市万町26-18	0282-22-0404	田村 良亮
60		寺内歯科医院	栃木市岩舟町静1148-2	0282-55-8011	寺内 達成
61		藤森歯科医院	栃木市都賀町合戦場238	0282-27-1877	藤森 洋
62		前橋歯科医院	栃木市菌部町2-3-3	0282-25-1233	前橋 潮
63		町田歯科医院	栃木市大平町西水代1608-1	0282-43-7249	町田 太瑞
64		小山市	大友歯科医院	小山市粟宮1-4-1	0285-25-8244
65	覚本歯科医院		小山市駅南町3-26-18	0285-27-8148	覚本 嘉美
66	医療法人 城南やぎ歯科医院		小山市東城南1-6-7	0285-27-8049	八木澤 孝仁
67	たむら歯科医院		小山市中久喜1-4-12	0285-22-6441	田村 壽彦
68					田村 厚子
69	角田歯科医院		小山市城山町1-2-10	0285-24-3138	角田 國義
70	柳歯科医院		小山市神鳥谷1-13-23	0285-23-7377	柳 善景
71	医) 社団 孝仁会 ワカナ歯科医院		小山市城東3-24-3	0285-25-0328	若菜 孝夫
72					若菜 孝裕
73	下野市	海老原歯科医院	下野市祇園5-7-3	0285-44-8148	海老原 元
74		医療法人 ハラダ歯科医院	下野市小金井1-5-4	0285-44-4182	江連 美佐代
75		山崎歯科医院	下野市石橋284-21	0285-53-0275	山崎 宏
76		山中歯科医院	下野市小金井2966	0285-44-0401	山中 正則

No	市町	医療機関名称 (市町ごと五十音順)	住 所	連絡先	氏 名
77	壬生町	医) 社団 UDA 上野デンタルクリニック	下都賀郡壬生町中央町 8-8	0282-82-0110	上野 泰宏
78		君島歯科医院	下都賀郡壬生町至宝 3-10-4	0282-82-7474	君島 充宣
79	野木町	せきぐち歯科医院	下都賀郡野木町丸林 645-4	0280-57-0065	関口 修二
80	大田原市	伊東歯科医院	大田原市 末広 3-2831-108	0287-23-4180	伊東 隆一
81		山の手歯科医院	大田原市山の手 1-8-18	0287-24-1182	小沼 正樹
82	矢板市	わたなべけいこ歯科	矢板市上町 657	0287-40-3026	渡邊 佳子
83	那須塩原市	医療法人 清水歯科医院	那須塩原市豊浦 11-184	028-689-8814	清水 真由美
84	さくら市	西歯科医院	さくら市氏家字小里 2893-2	028-689-8814	西 健
85	那須烏山市	石川歯科医院	那須烏山市金井 2-9-6	0287-84-1818	石川 秀忠
86		石倉歯科医院	那須烏山市鴻野山 209-7	0287-88-0633	石倉 聡
87		岡林歯科医院	那須烏山市初音 6番 6号	0287-82-2646	岡林 昌彦
88		医療法人博信会 スマイル歯科	那須烏山市藤田 1477	0287-88-5505	塩田 太
89		医) 社団 希望会 藤井歯科医院	那須烏山市中央 3-3-5	0287-84-1921	藤井 敦
90					藤井 まり子
91		みどり歯科	那須烏山市南大和久 451-2	0287-88-5155	若菜 松夫
92	高根沢町	野中歯科医院	塩谷郡高根沢町宝積寺 2458	028-675-6444	野中 伸一
93	那珂川町	遅沢歯科医院	那須郡那珂川町小川 2565-5	0287-96-2040	遅澤 弘明
94	足利市	あしかがの森 足利病院	足利市大沼田町 615	0284-64-7121	須永 芳弘
95		いもと歯科医院	足利市中川町 3-9	0284-71-1212	井本 真道
96		おかむら小児歯科クリニック	足利市弥生町 13-1	0284-64-7168	岡村 航也
97		春日丘歯科	足利市山下町 1267-5	0284-62-7788	山口 政彦
98		河内歯科医院	足利市家富町 2165	0284-21-0909	河内 克治
99		かわまた歯科医院	足利市大正町 872-10	0284-44-2001	川俣 史夫
100		きが歯科医院	足利市常見町 3-9-11	0284-43-2266	氣賀 昌彦
101		小林歯科医院	足利市島田町 751	0284-71-8148	小林 浩
102		近藤歯科医院	足利市葉鹿町 296	0284-62-0205	近藤 隆彦
103		細見歯科クリニック	足利市山川町 887-8	0284-44-1019	細見 明夫
104	松島歯科医院	足利市有楽町 842-23	0284-41-1711	松島 義人	
105	吉岡歯科医院	足利市小俣町 621-15	0284-62-0563	吉岡 眞弘	
106	若林歯科医院	足利市田中町 825	0284-73-8148	若林 竹彦	
107	佐野市	医) 社団 江面医院 えづら歯科クリニック	佐野市天神町 797	0283-27-0648	江面 陽子

No	市町	医療機関名称 (市町ごとと五十音順)	住 所	連絡先	氏 名
108		ごとう歯科医院	佐野市伊勢山町1-10	0283-24-8571	後藤 俊一
109		医) 翼望会 長島歯科医院	佐野市飯田町166-1	0283-22-0770	長島 啓智
110		ひまわり歯科医院	佐野市葛生東1-6-11	0283-85-2052	石川 圭子
111		よこづか歯科医院	佐野市免鳥町840-1	0283-22-8148	横塚 浩一

イ. 障害者高次歯科医療機関

障害者歯科医療協力医等からの紹介を受け、静脈内鎮静法や全身麻酔等を用いた治療を実施する医療機関です。

問合せ先 県健康増進課 がん・生活習慣病担当 TEL.028-623-3095

ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/syougaisyashikasystem.html>

③巡回歯科相談・指導

歯科診療所に通うのが難しい障害者支援施設等に入所されている方を対象に、歯科医師及び歯科衛生士が施設を訪問して口腔診査を行うとともに、職員に対して口腔ケアの実技指導等を行います。(この事業は、年に1度、県が対象となる施設に対して希望を調査した上で実施しています。)

問合せ先 県健康増進課 がん・生活習慣病担当 TEL.028-623-3095

④永久歯等対策事業

保育所・幼稚園・認定こども園、障害児通所施設、盲・聾・特別支援学校に、歯科衛生士が出張して、幼児や保護者、職員などに対して、むし歯予防、歯の健康を守る食生活、正しい歯みがきなどについて指導を行います。(この事業は、事業の委託先である栃木県歯科医師会が、対象施設に希望調査を行った上で実施しています。)

問合せ先 県健康増進課 がん・生活習慣病担当 TEL.028-623-3095

⑤とちぎ在宅歯科医療連携室

栃木県歯科医師会では、在宅歯科診療を必要とする方に対する相談や訪問歯科診療等を行う歯科医療機関の紹介等を行っています。

問合せ先 とちぎ在宅歯科医療連携室 TEL.028-648-0750 FAX.028-648-0750
 受付時間 月曜日～金曜日 10時～16時
 メール : zaitakushika@tochigi-da.or.jp

(4)精神科医療

	名 称	所在地	電話 FAX	精神 科 病院	デイ・ ケア	デイ・ ナイト ・ケア	ナイト ・ケア	ショート ケア
1	栃木県立岡本台病院	329-1104 宇都宮市下岡本町 2162	028-673-2211 028-673-2214	○	大			大
2	精神保健福祉センター	329-1104 宇都宮市下岡本町 2145-13	028-673-8785 028-673-6530		小			小
3	森病院	321-0347 宇都宮市飯田町 419	028-648-6111 028-648-5910	○	大			大
4	滝澤病院	320-0828 宇都宮市花房本町 2-29	028-633-1200 028-633-1347	○	小			小
5	新直井病院	321-0912 宇都宮市石井町 3385	028-656-8600 028-656-3877	○	大			大
6	宇都宮病院	320-8521 宇都宮市陽南 4-6-34	028-658-2121 028-658-2117	○				
7	皆藤病院	321-0985 宇都宮市東町 22	028-661-3261 028-661-3269	○	大			大
8	宇都宮西ヶ丘病院	320-0004 宇都宮市長岡町 842	028-621-3171 028-627-6181	○	大			大
9	自治医科大学附属病院	329-0498 下野市薬師寺 3311-1	0285-44-2111 0285-44-6198	○				
10	鹿沼病院	322-0002 鹿沼市千渡 1585-2	0289-64-2255 0289-64-2259	○	大	○		
11	上都賀総合病院	322-8550 鹿沼市下田町 1-1033	0289-64-2161 0289-64-2468	○	小			小
12	大澤台病院	321-2343 日光市山口 867-3	0288-26-2828 0288-26-5144	○	大・小			
13	菊池病院	321-4216 益子町塙 316	0285-72-3235 0285-72-3234	○	大			大
14	大平下病院	329-4404 栃木市大平町富田 5002-1	0282-43-2222 0282-43-1888	○	小			小
15	獨協医科大学病院	321-0293 壬生町北小林 880	0282-86-1111 0282-86-5187	○				
16	朝日病院	323-0014 小山市喜沢 660	0285-22-1182 0285-22-8946	○	大	○		大
17	小山富士見台病院	329-0412 下野市柴 1123	0285-44-0200 0285-44-8163	○	大			大
18	佐藤病院	329-2131 矢板市土屋 18	0287-43-0758 0287-43-4570	○	大	○		大
19	氏家病院	329-1326 さくら市向河原 4095	028-682-2911 028-682-9190	○	大・小			大・小
20	室井病院	324-0042 大田原市末広 1-2-5	0287-23-6622 0287-23-7825	○	大	○		大
21	那須高原病院	325-0001 那須町高久甲 375	0287-63-5511 0287-63-0904	○				
22	烏山台病院	321-0605 那須烏山市滝田 1868-18	0287-82-2739 0287-82-2762	○				
23	両毛病院	327-0843 佐野市堀米町 1648	0283-22-6150 0283-22-6159	○	大	○		大
24	佐野厚生総合病院	327-8511 佐野市堀米町 1728	0283-22-5222 0283-22-8252	○	大			大
25	青木病院	326-0808 足利市本城 1-1560	0284-41-2213 0284-43-0463	○	大	○		
26	前沢病院	326-0338 足利市福居町 1210	0284-71-3191 0284-71-3153	○	大	○	○	大

	名 称	所在地	電話 FAX	精神 科 病院	デイ・ ケア	デイ・ ナイト ・ケア	ナイト ・ケア	ショート ケア
27	足利赤十字病院	326-0843 足利市五十部町 284-1	0284-21-0121 0284-22-0225	○				
28	足利富士見台病院	326-0845 足利市大前町 1272	0284-62-2448 0284-62-9608	○				
29	とちぎメディカルセンター しもつが	329-4498 栃木市大平町川連 420-1	0282-22-2551 0282-24-1631					小
30	さくら・ら心療内科	320-0043 宇都宮市桜 3-1-36	028-615-7520 028-615-7524		小			小
31	小山メンタルクリニック	323-0022 小山市駅東通り 2-23-9	0285-20-5610 0285-20-5613		大			大
32	さくら通りクリニック	326-0066 足利市田所町 1102-1	0284-64-9628 0284-64-8144		大			大
33	アイ・こころのクリニック	320-0807 宇都宮市松が峰 2-4-1	028-638-4556 028-638-4558		大			大

※大…50人／日限度、小…30人／日限度

令和7（2025）年4月1日現在

県関係機関ガイダンス②

栃木県立岡本台病院

栃木県立岡本台病院は、昭和34(1959)年8月に精神衛生法（現在の精神保健福祉法）に基づいて設置された精神科病院です。令和4（2022）年4月に地方独立行政法人に移行しました。

地域精神医療の基幹病院として外来・入院診療による一般的な精神科医療はもとより、精神科緊急及び救急医療、医療観察法に基づいた入院医療、アルコール・薬物依存症診療、デイケア等の専門医療にも積極的に取り組んでいます。

患者さん一人ひとりの人権を尊重し、より良質な医療の提供により、県民の精神医療と福祉の向上に努めています。

□栃木県立岡本台病院

〒329-1104 宇都宮市下岡本町 2162

TEL.028-673-2211（代表） FAX.028-673-2214



5 相談窓口

(1) 児童相談所

18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じています。特に障害相談については、専門家による判定や養育面の指導のほか、必要に応じて障害児入所施設への入所等を行っています。

	名称	所在地	管轄区域	TEL	FAX
1	中央児童相談所	320-0071 宇都宮市野沢町4-1	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	(代) 028-665-7830	028-665-7831
2	県南児童相談所	328-0042 栃木市沼和田町17-22	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	(代) 0282-24-6121	0282-24-6119
3	県北児童相談所	329-2723 那須塩原市南町7-20	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	(代) 0287-36-1058	0287-37-5799

(2) 相談支援事業者

障害者やその家族に対して、各種の相談に応じ、情報提供及び助言、指導を行うとともに、県、市町、障害福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整を行い、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅障害児者の自立と社会参加を促進します。

※下記の市町から委託された事業者のほか、指定特定相談支援事業者等があります。(P101 参照)

	市町	名称	所在地	TEL	FAX
1	宇都宮市	障がい者生活支援センター ひかり (西部)	320-0072 宇都宮市若草4-20-7 セントラル若草206	028-678-3077	028-612-7718
2		障がい者生活支援センター サポートみゆき (東部)	321-0971 宇都宮市海道町79	028-661-5116	028-661-5145
3		障がい者生活支援センター クライス (中央部)	320-0043 宇都宮市桜2-5-30 福田ビル2F	028-666-5911	028-666-5912
4		障がい者生活支援センター スローライフ (北部)	321-2114 宇都宮市下金井町587	028-678-8781	028-678-8782
5		障がい者生活支援センター とみや (南部)	320-0061 宇都宮市宝木町1-40-7	028-612-8120	028-612-8110
6	足利市	足利市障がい者基幹相談 支援センター	326-0064 足利市東砂原後町1072 足利市総合福祉センター内	0284-44-0307	0284-44-0318
7	栃木市	栃木市障がい児者相談支援 センター	328-8686 栃木市万町9-25	0282-21-2219	0282-21-2682
8	佐野市	障がい者相談支援センター みどり	327-0831 佐野市浅沼町146-5 (福)とちのみ会 フロム浅沼 内	0283-24-5759	0283-24-5333
9		相談支援事業所さの	327-0843 佐野市堀米町3905-4 (福)ブローニュの森内	0283-21-6811	0283-85-7752
10	鹿沼市	鹿沼市障がい児者基幹相談 支援センター	322-0074 鹿沼市日吉町1011 鹿沼市やまびこ荘内	0289-60-2588	0289-77-5528
11	日光市	日光市障がい者基幹相談 支援センター	321-1292 日光市今市本町1	0288-25-3110	0288-21-5105
12		日光市障がい者相談支援 センター		0288-22-8522	
13	小山市	小山市障がい児者基幹相談 支援センター	323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所2階 福祉総務課内	0285-23-5050	0285-29-6090

	市町	名 称	所在地	TEL	FAX
14	真岡市	真岡市基幹相談支援センター	321-4305 真岡市荒町110-1 真岡市総合福祉保健センター内	0285-80-7765	0285-81-7789
15	大田原市	大田原市障害者基幹相談支援センター	324-0041 大田原市本町1-3-1 大田原市役所A別館 内	0287-20-6751	0287-20-6751
16		大田原市障害者相談支援センター	324-0041 大田原市本町1-3-1 大田原市役所A別館内	0287-20-6751	0287-20-6751
17		地域生活支援センター ゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	0287-63-7777	0287-73-7022
18	矢板市	矢板市基幹相談支援センター	329-2192 矢板市本町5-4	0287-44-2112	0287-43-5404
19	那須塩原市	那須塩原市 基幹相談支援センター	325-8501 那須塩原市共墾社108-2 那須塩原市役所(本庁舎)内	0287-62-7787	0287-63-8911
20		地域生活支援センター ゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	0287-63-7777	0287-73-7022
21		(特)栃木県北地区手話通訳 派遣協会	325-0026 那須塩原市上厚崎 431-17	0287-73-4422	0287-62-7776
22	さくら市	障がい者支援センター ふれあい	329-1312 さくら市櫻野1270	028-681-6666	028-681-6634
23		障害者相談支援センター 桜花	329-1311 さくら市氏家1799-1	028-681-6720	028-681-6721
24		相談支援事業所backyard	329-1411 さくら市鷺宿6番地	070-1404- 9165	
25	那須烏山市	那須烏山市障がい者相談 支援センター	321-0624 那須烏山市旭1-3610	0287-80-1020	0287-80-1027
26	下野市	下野市障がい児者相談支援 センター	329-0492 下野市笹原26 下野市役所1階 社会福祉課内	0285-37-9970	0285-37-9970
27	上三川町	上三川障がい児者生活相談 支援センター	329-0611 上三川町上三川 5082-15 上三川ふれあいの家ひまわり内	0285-38-6854	0285-38-6841
28	益子町	芳賀郡障害児者相談支援 センター	321-3423 市貝町市埜1720-1 市貝町保健福祉センター 内	0285-81-6565	0285-81-6564
29	茂木町				
30	市貝町				
31	芳賀町				
32	壬生町	あるしえん	321-0201 壬生町大字安塚2032-2	0282-86-7665	0282-25-7625
33	野木町	ライフサポートセンター ゆめ	329-0111 野木町丸林582-1	0280-33-6951	0280-33-6952
34		みらい	329-0111 野木町丸林371-12	0280-57-2673	0280-57-2673
35	塩谷町	塩谷町障害者相談支援 センター ライキ園	329-2213 塩谷町熊ノ木1057-1 (福)同愛会ライキ園内	0287-45-2940	0287-45-2941
36	高根沢町	高根沢町障害児者生活支援 センター すまいる	329-1207 高根沢町花岡72番地2	028-612-2751	028-612-2751
37		障害者相談支援センター いぶき	329-1204 高根沢町文挾374-1	028-612-7105	028-612-7106
38	那須町	地域生活支援センター ゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア 内	0287-63-7777	0287-73-7022
39		指定相談支援事業所ノエル	329-3215 那須町寺子乙1994-19	0287-73-5315	0287-73-8636

	市町	名 称	所在地	TEL	FAX
40		総合相談支援事業所 ケアサブライ	329-3221 那須町漆塚762-102	0287-73-5311	0287-73-5312
41	那珂川町	なかが和苑	324-0618 那珂川町小口1728	0287-92-5511	0287-92-5513
42		相談支援事業所大山田 ノンフェール	324-0602 那珂川町大山田下郷 955	0287-93-6022	0287-93-6023
43		那珂川町社協相談支援事業 所	324-0613 那珂川町馬頭560-1	0287-92-2226	0287-92-1295

(3) 栃木県障害者総合相談所

障害者総合相談所は、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所が統合された専門機関です。本相談所では、医療、教育、職業など各分野との連携を図りながら、総合的な相談、判定、評価等を行います。また、巡回相談や専門職員の派遣による市町や障害者支援施設への支援、各種研修会の開催、情報提供等も実施しています。

また、発達障害者支援センターふぉーゆう、高次脳機能障害支援拠点機関も設置されています。

① 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所

身体障害者更生相談所では、身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする方への助言、支援や巡回相談、自立支援医療（更生医療）・補装具の給付についての判定、身体障害者手帳の交付を行っています。

知的障害者更生相談所では、知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする方への助言、地域・施設への巡回相談、療育手帳の判定と交付を行っています。

□問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1（栃木県立リハビリテーションセンター内）
TEL.028-623-7010（身体障害者更生相談所）
TEL.028-611-1208（知的障害者更生相談所）
FAX.028-623-7255

② 発達障害者支援センターふぉーゆう

発達障害者支援センターふぉーゆうは、発達障害児者への支援を総合的にを行うことを目的とした中核機関です。発達障害児者と家族が豊かな地域生活を送れるように、関係機関と連携し地域における支援ネットワークを構築・活用しながら、発達障害児者や家族等からのさまざまな相談に応じています。また、発達障害に関する支援者向けの研修や就労支援等を行っています。

□問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1（栃木県立リハビリテーションセンター内）
TEL.028-623-6111 FAX.028-623-7255

*「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（発達障害者支援法第2条）。

③ 高次脳機能障害支援拠点機関

高次脳機能障害支援拠点機関は、事故や病気などによる脳損傷の後遺症として、記憶や注意、社会的行動障害等により、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者への相談に応じるとともに高次脳機能障害に関する正しい理解の普及啓発や研修会等を行っています。

□問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1（栃木県立リハビリテーションセンター内）
TEL.028-623-6114 FAX.028-623-7255

(4) 栃木県精神保健福祉センター

栃木県精神保健福祉センターは、こころの健康づくりのための総合的・専門的な相談機関です。

精神的不安や悩みをはじめ、自殺やうつ病、思春期の問題、アルコール・薬物・ギャンブルなどの嗜癖に関する相談に応じるとともに、作業療法・認知行動療法などを取り入れた各種の精神科リハビリテーションを行っています。また、各種家族教室等の実施や地区組織活動への援助、精神保健福祉に関する教育・啓発にも取り組んでいます。

□問合せ先 〒329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13
栃木県精神保健福祉センター
TEL.028-673-8785 FAX.028-673-6530



<精神科救急医療相談電話 TEL.0570-666-990>

緊急に精神医療相談が必要になった時のために、夜間・休日の電話相談を行っています。

(かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。緊急的な精神医療相談が対象ですので、継続的なご相談はご遠慮ください。)

・受付時間 平日(夜間) 17:00~翌日8:30
休日(土・日・祝日・年末年始) 24時間

<こころのダイヤル TEL.028-673-8341>

こころの健康や悩みに関する電話相談を行っています。

・対応時間 9:00~17:00(土日、祝祭日、年末年始を除く)

(5) 子ども若者・ひきこもり総合相談センター(ポラリス☆とちぎ)

子ども若者・ひきこもり総合相談センター(ポラリス☆とちぎ)は、ひきこもり、ニート、不登校等さまざまな悩みや困難を抱える子ども若者と、その家族などへの支援を総合的に行うことを目的とした専門機関です。

電話、面接、訪問、メール、FAXでの相談に応じ、関係機関と連携して、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の社会参加や自立に向けた取組を支援しています。

また、ひきこもりピア・サポーターによる ZOOM を活用したオンラインの居場所や夜の居場所づくりなども併せて行っています。

□相談時間 火~土曜日 10:00~19:00(祝日、年末年始を除く)

□問合せ先 〒320-0055 宇都宮市下戸祭 2-3-3 TEL.028-643-3422 FAX.028-643-3452
中高年ひきこもり専用電話相談窓口 TEL.028-643-3438
メール: soudan@polaris-t.net

(6) 栃木県医療的ケア児等支援センター(くくるん)

栃木県医療的ケア児等支援センターは、関係機関と連携して、医療的ケアが必要なお子さんとご家族等が地域で安心して自分らしく生活を送れるよう、電話、面談、訪問、メール、FAXによる相談に応じています。

□相談時間 月~金曜日 9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始、施設の休館日を除く)

□問合せ先 〒321-2116 宇都宮市徳次郎町 365-1(特定非営利活動法人うりずん内)
TEL.028-678-4601 FAX.028-665-7744
メール: ikea-tochigi@hibari-clinic.com
ホームページ: <https://www.kukurun.org/>

【相談受付フォームから相談いただくと便利です。】

(7)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市町と連絡をとりながら、身体障害者や知的障害者をはじめ、高齢者や児童、あるいは生活に困っている方たちの相談・援助にあたっています。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P116、118)

(8)身体障害者相談員

身体障害者福祉に理解のある地域の協力者が相談員（原則として相談員自身が身体障害者）になり、最も身近にいる地域の相談員として、身体障害者又はその家族から様々な相談に応じています。

□問合せ先 各市福祉事務所、又は各町役場 (P116、118)

(9)知的障害者相談員

知的障害者福祉に理解のある地域の協力者が相談員（原則として知的障害者の保護者）になり、最も身近にいる地域の相談員として、知的障害者又はその家族から様々な相談に応じています。

□問合せ先 各市福祉事務所、又は各町役場 (P116、118)

(10)精神保健福祉相談

保健師等が、精神保健福祉に関する相談や訪問指導を行っています。

□問合せ先 県健康福祉センター (P115) 又は宇都宮市保健所 (P117)

(11)栃木県身体障害者総合相談所

身体障害者の結婚や介護に関する相談等に応じています。

相談日時は、水・金曜日と第2日曜日の10:00~15:00です。

□問合せ先 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター
栃木県身体障害者団体連絡協議会内 TEL/FAX.028-623-6353

(12)障害者地域生活相談所(障害者110番)

地域における障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、栃木県弁護士会の協力により法的な助言や生活上の様々な相談に応じています。

相談日時は、月~金曜日の9:30~16:00です。

□問合せ先 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ
(一社)栃木県手をつなぐ育成会内
TEL.028-624-3789 FAX.028-624-8631

(13)とちぎ難病相談支援センター

とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者及びその家族に対して、療養上又は日常生活上の悩みや不安などを解消するために、電話、面接による一般相談及びピア・サポート（難病を体験した人が、相談者と体験を共有し、ともに考え、仲間として相談者を支援していくもの）相談を実施しています。また、患者会などの交流促進や日常生活用具の展示を行っています。

【一般相談及びピア・サポート相談】

相談日時は、月~金曜日の10:00~12:00、13:00~16:00です。（祝日、年末年始を除く）

面接相談を希望される方は事前に予約してください。

- ・一般相談：難病相談支援員が対応します。（常駐2名）
- ・ピア・サポート相談：ピア・サポーターが対応します。（常駐1名）

【医療相談】

疾患ごとに開催しています。相談を希望される方は、事前に予約してください。

□問合せ先 とちぎ難病相談支援センター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 1 階

TEL.028-623-6113 メール：nanbyou@royal.ocn.ne.jp

○ 令和 7 (2025) 年度の予定

会場： とちぎ難病相談支援センター（宇都宮市駒生町 3337-1）

開催月	対象疾患	主な疾患
2025 年 5 月	免疫系疾患	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎及び多発性筋炎
	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
6 月	腎・泌尿器系疾患	I g A 腎症、一次性ネフローゼ症候群
	骨・関節系疾患	後縦靱帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症
7 月	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	消化器系疾患（難治性炎症性腸管障害・肝・膵）	潰瘍性大腸炎、クローン病、原発性胆汁性胆管炎、自己免疫性肝炎
8 月	視覚系疾患	網膜色素変性症、黄斑ジストロフィー
	神経・筋疾患（リハビリ）	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
9 月	呼吸器系疾患	サルコイドーシス、特発性間質性肺炎
	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
10 月	皮膚・結合組織疾患	全身性強皮症、混合性結合組織病
	免疫系疾患	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎及び多発性筋炎
11 月	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	循環器系疾患	特発性拡張型心筋症、肥大型心筋症
12 月	血液系疾患	再生不良性貧血、特発性血小板減少性紫斑病
	内分泌系疾患	下垂体前葉機能低下症、下垂体成長ホルモン分泌亢進症
2026 年 1 月	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	骨・関節系疾患	後縦靱帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症

※ 詳しくは、とちぎ難病相談支援センターへお問合せください。

6 療育

(1)早期発見と療育指導

①乳幼児健康診査

乳幼児の身体発育、精神発達等の異常の早期発見を行うとともに、発育・発達や子育て等についての指導を行っています。

- ・実施主体市町
- ・対象乳児（対象月齢は市町により異なります）、1歳6か月児、3歳児

□問合せ先 市町の母子保健担当課（P117、118）

②乳幼児二次健康診査(発達相談)

市町が実施する乳幼児健康診査等において発見された、精神・運動発達面等に問題のある、又は将来、障害をもたらすおそれのある乳幼児等を対象に、専門スタッフによる健診及び相談を行っています。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】（P115）、栃木市健康増進課、小山市健康増進課、下野市健康増進課（各電話番号は P117、P118）

③市町における療育指導

乳幼児健康診査等において、精神・運動発達面等で経過観察及び指導が必要とされた乳幼児等に対し、療育指導を行っています。

	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
1	宇都宮市	子ども発達相談室 (発達相談)	320-0851 宇都宮市鶴田町 970-1 宇都宮市 子ども発達センター	宇都宮市子ども 発達センター	028-647-4720
		カンガルー教室 (早期療育)			
		なないろ教室 (専門療育)			
2	足利市	発達相談つくしっ子広場	326-0808 足利市本城 3 丁目 2022-1 足利市保健センター	足利市 こども相談課	0284-22-4513
3	栃木市	乳幼児発達相談	328-0027 栃木市今泉町 2-1-40 栃木市 栃木保健福祉センター等	栃木市こども家庭 センター	0282-25-3505
		のびのび相談			
		にこにこ教室			
		未就学児ことばの教室	328-0027 栃木市今泉町 2-1-40 栃木市 栃木保健福祉センター等	栃木市こども家庭 センター	0282-20-7705
4	佐野市	ぽっぽ広場（親子教室） にこにこ発達相談 のびのび発達相談 子育てこころの相談 ことばの相談 運動の相談	327-0003 佐野市大橋町 2042 佐野市保健センター	佐野市こども家庭 センター	0283-85-7317
5	鹿沼市	発達相談	322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1	鹿沼市健康課	0289-63-2819
		のびのび発達相談	322-0064 鹿沼市文化橋町 1982-18 鹿沼市民情報センター	鹿沼市 こども・家庭 サポートセンター	0289-63-8322

	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
6	日光市	子育て教室（心理相談）	321-1262 日光市平ヶ崎 109	日光市健康課	0288-21-2756
		あおぞら教室（言語・コミュニケーション）	日光市 今市保健福祉センター等		
7	小山市	母子心理相談 のびっこ発達相談 （二次健診） のびっこクラス	323-8686 小山市中央町 1-1-1	小山市 子育て家庭支援課 こども家庭 センター	0285-22-9525
		幼児ことばの教室	323-0024 小山市宮本町 1-3-1 小山第一小学校	小山市 こども教育課	0285-22-9649 （保育課内）
			323-0807 小山市城東 1-16-1 小山城東小学校		
			329-0214 小山市乙女 1954 乙女小学校		
8	真岡市	幼児ことばの教室	321-4305 真岡市荒町 5131 真岡市複合交流 拠点施設 monaca 真岡市子育て支援センター	真岡市 こども家庭課	0285-83-8121 （母子健康係）
		遊びの教室	321-4305 真岡市荒町 110-1		
		育児相談（発達・心理）	真岡市 総合福祉保健センター （令和 8 年 2 月に移転予定）		
9	大田原市	すこやか相談	324-0043 大田原市浅香 3-3578-747 大田原市福祉センター	大田原市 こども支援課	0287-23-8634
10	矢板市	個別発達相談	329-2192 矢板市本町 5-4 矢板市保健福祉センター	矢板市 こども家庭 センター	0287-44-3600
		ことばの相談			
		運動発達相談 あおりんご 教室（年長児小集団教室）			
11	那須塩原市	発達相談	325-0057 那須塩原市黒磯幸町 8-10 黒磯保健センター	那須塩原市 子育て相談課	0287-38-1356
			329-2705 那須塩原市南郷屋 5-163 西那須野保健センター		0287-38-1356
		発達支援室 （おひさまルーム）	325-0042 那須塩原市桜町 1-5 那須塩原市子育て サポートステーション	那須塩原市 子育て相談課 子育てサポート ステーション	0287-64-5531
12	さくら市	ぺんぎん教室 （親子支援事業） とまと教室 （就学支援事業）	329-1312 さくら市櫻野 1319-3 氏家保健センター	さくら市 こども家庭 センター	028-616-3732
		うんどうの相談			
		こども発達相談			
		ことばの相談			

	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
13	那須烏山市	5歳児発達相談	321-0526	那須烏山市 こども課	0287-88-7116
		発達相談（発達・心理）	那須烏山市田野倉 85-1		
		みかん教室	那須烏山市 保健福祉センター		
14	下野市	のびのび教室	329-0414	下野市 こども家庭センター	0285-32-8921
		たけのこ教室	下野市小金井 789		
		乳幼児発達二次健康診査	下野市保健福祉センター ゆうゆう館		
15	上三川町	のびのび教室	329-0617	上三川町 子ども家庭課	0285-56-9132
		子育て発達支援相談 にこにこ相談	上三川町上蒲生 127-1		
			上三川いきいきプラザ 保健センター 検診ホール		
		ことばの相談	329-0617	上三川町 子ども家庭課	0285-56-9132
16	益子町	ことばの教室	321-4217	益子町 福祉子育て課	0285-70-1121
17	茂木町	ことばの教室	321-3531	茂木町 保健福祉課	0285-63-2555
18	市貝町	ことばの教室	321-3423	市貝町 町民くらし課	0285-68-1133 (健康づくり 係)
19	芳賀町	わくわく教室	321-3307	芳賀町 子育て支援課	028-677-6040 (子育て支援 課)
20	壬生町	いちごチャレンジ (親子教室)	321-0214	壬生町 こども未来課	0282-81-1887
		ことばの相談	壬生町壬生甲 3843-1		
		いろはにこんぺいとう	壬生町保健福祉センター *ことばの相談のみ役場で 実施		
		なないろ相談 (育児発達相談)	321-0292 壬生町壬生甲 3841-1 壬生町役場		
21	野木町	すくすくルーム (発達心理相談)	329-0195	野木町 健康福祉課	0280-57-4171
		ドレミくらぶ(親子教室)	野木町丸林 571		
		幼児ことばの教室	329-0111		
			野木町丸林 582-1	野木町 こども教育課	0280-57-4209
22	塩谷町	ことばの相談	329-2292	塩谷町 健康生活課	0287-45-1119
		子育て相談	塩谷町玉生 955-3 塩谷町役場		
23	高根沢町	ことばの相談	329-1233	高根沢町 健康福祉課	028-675-4559
		こども相談	高根沢町宝積寺 1220 番地 2 高根沢町保健センター		

	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
24	那須町	乳幼児発達相談	329-3215 那須町寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内 那須町子育て支援センター	那須町 こども未来課	0287-71-1137
		げんきっこ教室			
		ちびっこ教室			
		ひよっこ教室			
25	那珂川町	乳幼児発達相談	324-0501 那珂川町小川 869 おひさま広場 (旧子育て支援センター わかあゆ)	那珂川町 子育て支援課	0287-92-4085
		早期療育支援 かるがも教室(2・3歳児)			
		ひまわり教室(5歳児)	324-0613 那珂川町馬頭 560-1 馬頭総合福祉センター		

(2)障害児通所支援

①児童発達支援センター

未就学の障害児が通園して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

また、肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

そのほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行います。

②児童発達支援

未就学の障害児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

③放課後等デイサービス

学校に就学している障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を受けられます。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

⑤保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑥障害児短期入所

居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害児を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(3)障害児入所施設

①福祉型障害児入所施設

障害児が入所して、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

②医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関

障害児が入所して、適切な治療を受けるとともに、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

7 障害者手帳

(1)身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要になります。

○障害の種類

視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害

○障害の程度

1～6級（詳しくはP124～126の身体障害者障害程度等級表を御参照ください。）

○申請手続

本人が市福祉事務所又は町役場に対して、「身体障害者手帳交付申請書」「知事の指定した医師の診断書」「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

また、「手帳の交付を受ける方の個人番号（マイナンバー）が分かるもの（通知カード又は個人番号カード）」を持参してください。

○障害の程度変更

障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書を添えて申請してください。

○居住地・氏名の変更

転居された場合、速やかに転居先の市福祉事務所又は町役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合にも居住地の市福祉事務所又は町役場に届け出てください。

○再交付

紛失、破損、又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、写真を添えて再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳は知事に返還しなければなりません。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請してください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(2)療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）と保護者の方に療育の指導や知識の普及及び援護の措置を受ける利便に役立てるために、知的障害児（者）に交付しています。

○障害の程度

A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の4段階
（詳しくはP127の知的障害の判断基準を御参照ください。）

○申請手続

本人が市福祉事務所又は町役場に対して、「療育手帳交付等申請（届出）書」「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

○再判定

手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は障害者総合相談所で、それぞれ再判定を受けてください。

○居住地・氏名の変更

転居された場合、速やかに転居先の市福祉事務所又は町役場に「療育手帳交付等申請（届出）書」に療育手帳を添えて提出してください。

氏名を変更された場合も上記「申請（届出）書」を提出してください。

○再交付

紛失、破損又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を知事に返還しなければなりません。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(3)精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神障害者に対し、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために交付しています。

○障害の程度

1～3級（詳しくはP128～130の等級判定基準を御参照ください。）

○申請手続

本人が居住地の市役所又は町役場に対して、「精神障害者保健福祉手帳申請書」、「医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」若しくは「精神障害を支給事由とする年金証書等の写し、年金振込通知書等の写し及び同意書」、「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

また、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の提示が必要です。

申請は、家族や医療機関職員等が代行することができます。

○有効期限

2年（障害の状態を再認定して更新します。有効期限の3カ月前から更新の申請ができます。）

○等級変更

障害の程度が変わったと思われる方は、医師の診断書若しくは年金証書等の写し等を添えて申請してください。

○氏名変更

速やかに居住地の市役所又は町役場に届け出てください。

○居住地変更

県内での転居の場合、速やかに新しい居住地の市役所又は町役場に届け出てください。

県外へ転居の場合、転居先の都道府県の市区町村へ届け出て新たな手帳の交付を受けてください。

○再交付

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、手帳の有効期間が満了となった場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を居住地の市役所又は町役場に返還してください。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P116、118)

栃木県精神保健福祉センター (TEL.028-673-8785)、県健康福祉センター (P115)

(4)手帳所持者が利用できる各種制度等

障害者を対象とした各種制度を利用する場合には、障害者手帳を呈示することによって資格の確認が容易になります。制度によっては所得制限や診断書による判定等の条件を設けていますので、詳しいことは関係する窓口にお問い合わせください。

制度等の名称		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			掲載 ページ
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
県 営 住 宅	入居資格（収入基準）の緩和	○	○	○	○			○	○	○		○	○		17
	単身入居	○	○	○	○			P17で確認してください。				○	○	○	17
	優先入居	○	○	○	○			○	○	○		○	○		17
行 動 範 囲 の 拡 大	鉄道・バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
	航空旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
	有料道路通行料の割引	○	○	○	○	○	○	○	○						20
	ハイヤー・タクシー利用に対する助成	市町により内容が異なりますので、P21で確認してください。												21	
	運転免許取得費用の助成	市町により内容が異なりますので、市福祉事務所又は町役場（P116、118）にお問い合わせください。												22	
	自動車改造費用の助成													23	
医 療	自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○								35
	重度心身障害者医療費の助成	障害の程度により利用条件が異なりますので、P36で確認してください。												36	
補装具費の支給		○	○	○	○	○	○								61
日常生活用具の給付・貸与		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				62
手 当	特別障害者手当	○	○					○							65
	障害児福祉手当	○	○					○	○						66
	特別児童扶養手当	○	○	○	○			○	○	○	△				67
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	○	○	○		68
税 金 等	税金の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	72
	NHK受信料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	74
	NTTふれあい案内(無料番号案内)	障害種別により内容が異なりますのでP75で確認してください。						○	○	○	○	○	○	○	75
	携帯電話の基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	76
	県立施設使用料等の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	77

※ △は、特別児童扶養手当認定診断書により該当となる場合があります。

8 補装具・日常生活用具

(1)補装具費の支給

身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の支給を行っています。

なお、補装具費は、原則として補装具購入等に要する費用の額の1割に相当する額を自己負担いただきます。

区分	種目
視覚障害者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器、人工内耳（修理のみ）
肢体不自由者	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、 重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置
	肢体不自由児のみ
難病患者等（376疾病）	装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(2)軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害を持つ18歳未満の児童の補聴器購入や修理について、費用の一部助成を行っています。

市町ごとに取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市や町の福祉担当課にお問い合わせください。

○助成対象

補聴器購入費等の助成を受けることができるのは、次の要件を全て満たす18歳未満の児童になります。

- ①栃木県内に住所を有するもの。
- ②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳交付の対象とならないもの。
- ③補装具費支給意見書（聴覚障害者用）を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断されたもの。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。
- ④助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯の他の世帯員の中に、市町村民税所得割の額が46万円以上の者がいる場合
- ⑤助成対象児童が労働者災害補償保険法（平成22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合

○助成額

助成対象経費に3分の2を乗じて得た額又は補聴器購入費等として必要と認める額

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(3)日常生活用具の給付・貸与

障害者等の日常生活をしやすくするため、地域の実情に応じて、下記の6つの種目から、各市町が必要と認める日常生活用具を給付・貸与します。(一部、費用の自己負担があります。)

対象	用途
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いる椅子等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等の障害者等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具等の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P116、118)

9 身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、「目の不自由な人を導く盲導犬」「体の不自由な人の身の回りの世話をする介助犬」「耳に障害のある人を導く聴導犬」の3種類をさします。

国や自治体が管理する施設のほか、電車、バスなどの公共交通機関、ホテルやレストラン、デパートなど不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用ができます。

なお、一定規模以上の民間企業は、勤務する身体障害者の補助犬使用の受入れが義務づけられています。

また、海外から来日される補助犬使用者についても、日本の補助犬認定団体より、「期間限定証明書」が発行された際は、日本の補助犬と同様の対応となります。

○補助犬の貸与

障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬を貸与しています。

○相談窓口の設置

補助犬使用者や施設等からの補助犬に関するトラブルの相談窓口が、県及び宇都宮市に設置されています。

・県の相談窓口

栃木県障害者権利擁護センター (TEL.028-623-3139、FAX.028-623-3052)

・宇都宮市の相談窓口

宇都宮市障がい福祉課 (TEL.028-632-2353、FAX.028-636-0398)

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)
市福祉事務所又は町役場 (P116、118)

10 年金・手当等

(1)年金

①障害基礎年金

○受給要件

ア. 病気・けがのために身体の機能の障害、精神の障害などがみられ、日常生活に著しい制限を受ける場合で、次の要件に該当する方

- ・原則として国民年金加入中の初診日であること
- ・一定の保険料納付済期間等があること

イ. 20歳未満に初診があり20歳に達した時に（障害認定日が20歳以降の時は障害認定日）身体の機能の障害、精神の障害などの状態にある方

○障害認定

病気・けがをして、初診日から1年6カ月経過後（それ以前に症状が固定した場合には、その時点）に障害の程度に応じて等級が認定されます。

○年金額（令和6（2024）年4月現在） ※2・4・6・8・10・12月に支給されます。

- ・1級年額1,020,000円（月額85,000円）
（昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円（月額84,760円））
- ・2級年額816,000円（月額68,000円）
（昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円（月額67,808円））

○支給調整

上記「受給要件」のイに該当する方には、一定の額を超える所得があると年金の支給が停止されるなどの支給制限があります。

□問合せ先 市町【国民年金担当課】、年金事務所（P64）

②障害厚生年金・障害手当金

○受給要件

ア. 障害基礎年金の支給対象となる障害が、厚生年金保険加入期間中の初診日である病気・けがにより生じたときに、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。

イ. 障害基礎年金の支給対象には該当しない程度の障害であっても、障害厚生年金の障害等級表に該当するときは、障害厚生年金（3級）又は障害手当金（一時金）が支給されます。

□問合せ先 厚生年金（年金事務所、P64）、共済年金等（各勤務先）

③特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害のある方に給付金を支給する制度です。

○対象者

下記のア又はイに該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方

ア. 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

イ. 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

○年金額

- ・1級 月額55,350円
- ・2級 月額44,280円

○支給調整

一定の所得のある方、老齢年金等を受給されている方には支給調整があります。

□問合せ先 市町【国民年金担当課】、年金事務所（P64）

④年金事務所

名称	所在地	TEL(上段) FAX(下段)	管轄区域	
			健康保険・厚生年金保険	国民年金
今市	321-1293 日光市中央町17-3	0288-88-0082 0288-21-2177	日光市、塩谷町	同左
宇都宮東	321-8501 宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211 028-683-3177	宇都宮市（田川より東側）、 真岡市、さくら市、那須烏山市、 益子町、茂木町、市貝町、 芳賀町、高根沢町、那珂川町	真岡市、さくら市、那須烏山市、 益子町、茂木町、市貝町、 芳賀町、高根沢町、 那珂川町
宇都宮西	320-8555 宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281 028-621-2177	宇都宮市（田川より西側）、 鹿沼市、上三川町	宇都宮市、鹿沼市、上三川町
大田原	324-8540 大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311 0287-22-2177	大田原市、矢板市、那須塩原市、 那須町	同左
栃木	328-8533 栃木市城内町1-2-12	0282-22-4131 0282-24-2177	栃木市、足利市、佐野市、 小山市、下野市、壬生町、 野木町	同左

(2)手当

各種手当の概要【詳細は P65 以降を参照してください】

手当の名称	受給対象	受給要件	除外要件等	月額	問い合わせ
特別障害者手当	20歳以上の本人	①身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複 ②身体障害者手帳1・2級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等	○所得制限あり ○施設入所及び3カ月を超えて継続して入院の場合は対象外	29,590円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場
障害児福祉手当	20歳未満の本人	①身体障害者手帳1・2級の一部 ②最重度の知的障害 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方	○所得制限あり	16,100円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場
福祉手当(経過措置)	S61.3.31において福祉手当の受給資格を有する20歳以上の本人	①身体障害者手帳1・2級の一部 ②最重度の知的障害 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方	○所得制限あり ○特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	16,100円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場

手当の名称	受給対象	受給要件	除外要件等	月額	問い合わせ
特別児童扶養手当	20歳未満の児童を監護している父母又はその養育者	1級 ○身体障害者手帳1級及び2・3級の一部の児童 ○療育手帳A1・A2の児童 ○その他、診断書により、上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童（療育手帳のB2の児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発達障がい等）	○所得制限あり ア児童が施設入所中の場合 イ児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合（児童扶養手当は除く） ウ児童、受給者が日本国内に住所を有しない場合	56,800円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場 ○県障害福祉課社会参加促進担当
		2級 ○身体障害者手帳3・4級の一部の児童 ○療育手帳B1の児童（診断書により判定） ○その他、診断書により、上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童（療育手帳のB2の児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発達障がい等）		37,830円	
児童扶養手当	児童の養育者	○父母の離婚、父又は母の死亡などにより児童を監護している母又は父 ○父又は母が重度の障害の状態にある児童を監護している母又は父、母又は父の代わりに児童を養育している人	○所得制限あり	～44,140円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場 ○県こども政策課児童家庭支援・虐待対策担当

①特別障害者手当

○受給要件

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方。ただし、施設に入所している方及び継続して3か月を超えて入院している方は除きます。

ア. 身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複している方

イ. 身体障害者手帳1・2級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複している方

ウ. 身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

なお、障害者本人又は障害者を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合には支給されません。

○手当額 月額29,590円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

○申請手続

認定請求書に戸籍謄（抄）本、住民票の写し、認定診断書、所得状況届、所得の額・扶養親族等に関する市町長の証明書を添付（一部省略できるものもあります。）し、居住地の市福祉事務所又は町役場に提出してください。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】（P115）、市福祉事務所又は町役場（P116、118）

②障害児福祉手当

○受給要件

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。

ア. 身体障害者手帳1・2級の一部の方

イ. 最重度の知的障害のある方

ウ. 身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

なお、障害児本人又は障害児を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合には支給されません。

○手当額 月額16,100円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

○申請手続

特別障害者手当の場合と同じ

問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P115)、市福祉事務所又は町役場 (P116、118)

③福祉手当(経過措置)

20歳以上の障害者に対する福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴い廃止されましたが、改正法施行日の前日(昭和61年3月31日)において福祉手当の受給資格を有する20歳以上の方で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方については、経過措置として引き続き従来の福祉手当が支給されます。

○内容等

障害児福祉手当と同じ

○手当額 月額16,100円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P115)、市福祉事務所又は町役場 (P116、118)

④特別児童扶養手当

○受給要件

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母又はその養育者に対して支給されます。

障害程度		障害児1人あたり 月額	備考
1級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級及び2・3級の一部の児童 (内部障害は診断書による) ・療育手帳A1・A2の児童 ・その他, 診断書により, 上記と同じ程度以上の障 がいがあると認められた児童(療育手帳のB2の 児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発 達障がい等) 	56,800円	4・8・11月に4か 月分がまとめて支 給されます。
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3・4級の一部の児童(内部障害は 診断書による) ・療育手帳B1の児童(診断書により判定) ・その他, 診断書により, 上記と同じ程度以上の障 がいがあると認められた児童(療育手帳のB2の 児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発 達障がい等) 	37,830円	

※ ただし、次の場合には手当は受けられません。

- ア. 児童が施設入所中の場合
- イ. 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合(児童扶養手当は除く)
- ウ. 児童、受給者が日本国内に住所を有しない場合

なお、父母または養育者などの前年の所得が所得制限基準額以上の場合には、支給されませ
ん。

○申請手続

認定請求書に戸籍謄(抄)本、診断書(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者は、その障害程
度によっては手帳の写しで可)、振込先口座申出書等を添付し、居住地の市福祉事務所又は町役
場に申請する。

- 問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P115)、市福祉事務所又は町役場 (P116、118)
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)

⑤児童扶養手当

父母の離婚、父又は母の死亡などにより児童を監護している母又は父、父又は母が重度の障害の状態にある児童を監護している母又は父、母又は父の代わりに児童を養育している人(養育者)に対して支給されます。(父及び養育者は生計を同じくしている場合に支給。)

ただし、次のような場合は支給資格がありません。

- ・児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されている場合

また、手当を受けようとする母又は父、養育者又は生計を一にする扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、支給額が制限されたり、支給されないことがあります。

【手当月額】

区分	全部支給	一部支給
対象児童が1人のとき	月額 46,900 円	月額 46,680 円～11,010 円
対象児童が2人以上のとき	2人目から児童1人増すごとに 月額 11,030 円を加算	2人目から児童1人増すごとに 月額 11,020 円～5,520 円を加算

※ 手当月額は、R7.4.1現在の額ですが、物価の動向により改定となる場合があります。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	受給資格者(母又は父、養育者)の所得制限 (税法上の扶養親族1人の場合)			扶養義務者 孤児等の養育者 配偶者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	690,000円未満	690,000円～ 2,080,000円未満	2,080,000円以上	2,360,000円以上
1人	1,070,000円未満	1,070,000円～ 2,460,000円未満	2,460,000円以上	2,740,000円以上
2人	1,450,000円未満	1,450,000円～ 2,840,000円未満	2,840,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,830,000円未満	1,830,000円～ 3,220,000円未満	3,220,000円以上	3,500,000円以上
4人以上	以下 380,000円ずつ加算			

□問合せ先 県健康福祉センター (P115)、市福祉事務所又は町役場 (P116、118)
県子ども政策課児童家庭支援・虐待対策担当 (TEL.028-623-3061)

(3)心身障害者扶養共済制度

○加入要件

次に掲げる心身障害者(児)を扶養している方で、栃木県に住所を有する65歳未満で健康な方。

- ①療育手帳の所持者、又は知的障害者(児)と判定された方
- ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方
- ③その他、精神や身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる方(精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など)

○内容

加入者は掛金（年齢に応じ1口につき月額9,300円～23,300円）を納め、加入者が死亡又は重度障害となったときに、心身障害者（児）に年金（1口につき月額20,000円）が支給されます。

加入者より先に障害のある方が死亡した場合、加入期間が1年以上のものについては、加入期間に応じ、一時金として弔慰金が支給されます。また、5年以上加入した後に脱退したときは、加入期間に応じ、脱退一時金が支給されます。

1人2口まで加入できます。掛金を2カ月以上滞納した場合は加入者の地位を失います。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

県障害福祉課社会参加促進担当（TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052）

(4)生活福祉資金

障害者世帯等に対し、以下の経費等に対して資金の貸付を行っています。

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限額の目安	償還期間	貸付利率	連帯保証人
生業を営むために必要な経費	460万円	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合には据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※1	8年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年		
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年		
負傷又は疾病の療養に係る必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	※2	5年		
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※3	5年		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年		
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年		

※1 技能を習得する期間が6月程度：130万円、1年程度：220万円、2年程度：400万円、3年以内：580万円

※2 療養期間が1年を超えないときは170万円、1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

※3 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

□問合せ先 （福）栃木県社会福祉協議会【福祉資金課】（TEL.028-622-0524（代表））

市町社会福祉協議会(P119～120)

(5)生活保護

生活に困っている方々に対し、その状況に応じ、必要な保護を行う制度です。

また、生活保護を受けている方々の自立を支援する制度でもあります。

生活保護は、働く能力、預貯金・不動産などの資産、他の法律による年金・手当などの給付、その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用することを要件として行われ、親・子・兄弟姉妹等からの援助を優先することとされています。

生活保護については、お住まいの市や町を所管する次頁の福祉事務所へご相談ください。

	福祉事務所名	所在地	TEL	管轄市町村
1	芳賀福祉事務所 (県東健康福祉センター内)	321-4305 真岡市荒町116-1	0285-82-3322	益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
2	下都賀福祉事務所 (県南健康福祉センター内)	323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-21-2948	上三川町 壬生町 野木町
3	那須福祉事務所 (県北健康福祉センター内)	324-8585 大田原市本町2-2828-4	0287-23-2171	塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
4	宇都宮市社会福祉事務所	320-8540 宇都宮市旭1-1-5	028-632-2105 028-632-2068	宇都宮市
5	足利市福祉事務所	326-8601 足利市本城3-2145	0284-20-2133	足利市
6	栃木市福祉事務所	328-8686 栃木市万町9-25	0282-21-2212	栃木市
7	佐野市福祉事務所	327-8501 佐野市高砂町1	0283-20-3020	佐野市
8	鹿沼市福祉事務所	322-8601 鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2173	鹿沼市
9	日光市福祉事務所	321-1292 日光市今市本町1	0288-21-5149	日光市
10	小山市福祉事務所	323-8686 小山市中央町1-1-1	0285-22-9622	小山市
11	真岡市福祉事務所	321-4395 真岡市荒町5191	0285-83-6063	真岡市
12	大田原市福祉事務所	324-8641 大田原市本町1-4-1	0287-23-8637	大田原市
13	矢板市福祉事務所	329-2192 矢板市本町5-4	0287-43-1116	矢板市
14	那須塩原市福祉事務所	325-8501 那須塩原市共壠社108-2	0287-62-7136	那須塩原市
15	さくら市福祉事務所	329-1392 さくら市氏家2771	028-681-1106	さくら市
16	那須烏山市福祉事務所	321-0526 那須烏山市田野倉85-1	0287-88-7115	那須烏山市
17	下野市福祉事務所	329-0492 下野市笹原26	0285-32-8901	下野市

(6)生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援するものです。社会的孤立状態にある人などの生活に困窮状態にある人のほか、制度の狭間で必要な支援が受けられない状態にある人も支援の対象となります。

就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えた人は、一人で悩まず、まずはお住まいの市町の各相談窓口にお問い合わせください。家族や周りの人からの相談も受け付けます。

①各市

お住まいの市	相談窓口	電話番号
宇都宮市	宇都宮市社会福祉協議会	028-612-6668
足利市	足利市社会福祉課	0284-20-2269
栃木市	とちぎ市くらしサポートセンター「くらしネット」	0282-51-7785
佐野市	佐野市社会福祉協議会	0283-22-8113
鹿沼市	生活相談・支援センターのぞみ	0289-63-2167
日光市	日光市生活相談支援センター	0288-25-3109
小山市	生活自立支援センターライフキャリアおやま	0285-37-8918
真岡市	真岡市社会福祉協議会	0285-81-6011
大田原市	大田原市社会福祉協議会	0287-23-1130
矢板市	矢板市社会福祉協議会	0287-44-3000
那須塩原市	那須塩原市地域福祉課	0287-37-5122
さくら市	さくら市社会福祉協議会	028-601-7123
那須烏山市	那須烏山市健康福祉課	0287-88-7115
下野市	くらし応援センターささえーる	0285-43-1236

②各町

お住まいの町	相談窓口	電話番号	各町を所管する健康福祉センター
益子町	益子町福祉子育て課	0285-72-8866	県東健康福祉センター 生活福祉課 0285-82-3322
茂木町	茂木町保健福祉課	0285-63-5631	
市貝町	市貝町総合相談支援センター	0285-81-3295	
芳賀町	芳賀町健康福祉課	028-677-1112	
上三川町	上三川町健康福祉課	0285-56-9128	県南健康福祉センター 生活福祉課 0285-21-2948
壬生町	壬生町健康福祉課	0282-81-1883	
野木町	野木町総合サポートセンター	0280-33-6878	
塩谷町	塩谷町福祉課	0287-47-5173	県北健康福祉センター 生活福祉課 0287-23-2171
高根沢町	高根沢町健康福祉課	028-675-8105	
那須町	那須町保健福祉課	0287-72-6917	
那珂川町	那珂川町健康福祉課	0287-92-1119	

※ 相談員が対応します。不在の場合もあるので、相談を希望される方は、予め各相談窓口にお問い合わせください。

11 税金・公共料金の減免

(1)税金の減免

①国税

区分		内 容		問合せ先	
国 税	所得税	障害者控除	納税者本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者（身障3～6級、中・軽度の知的障害、精神2・3級等）に該当する場合	所得控除 障害者 一人につき 27 万円	税務署
		障害者控除（特別障害者）	納税者本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障害者（身障1・2級、重度の知的障害、精神1級等）に該当する場合	所得控除 特別障害者 一人につき 40 万円	
		障害者控除（同居特別障害者）	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が、納税者本人又はその配偶者若しくは納税者本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている場合	所得控除 同居特別障害者 一人につき 75 万円	
		地方公共団体が心身障害者に関して実施する扶養共済制度に基づいて受ける給付金の非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者として、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給する場合の当該給付金で一定の要件を備えているもの	非課税	
		小規模企業共済等掛金控除	地方公共団体が心身障害者に関して実施する心身障害者扶養共済制度の掛金で、一定の要件を備えているもの	所得控除 掛金額	
	相続税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の相続における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税	
		障害者控除	相続又は遺贈によって財産を取得した者が居住無制限納税義務者であり、民法第5編第2章の規定による相続人に該当し、かつ、障害者である場合	税額控除 10 万円 （特別障害者の場合は 20 万円）に 85 歳に達するまでの年数を乗じた額	
	贈与税	特定障害者に対する贈与税の非課税	居住無制限納税義務者である特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を有することとなる場合で、信託の際に信託会社の営業所等を経由して「障害者非課税信託申告書」を所轄の税務署長に提出した場合	6,000 万円まで非課税（特別障害者以外の者は、3,000 万円まで非課税）	
		心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の贈与における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税	
	森林環境税	非課税	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が 135 万円以下の者	非課税	

②地方税

区分		内 容		問合せ先	
地方税	住民税	非課税	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が135万円以下の者	非課税	市町
		障害者控除	納税義務者又はその同一生計配偶者、扶養親族が障害者（身障3～6級、中・軽度知的障害、精神2・3級）である場合	所得控除 26万円	
		特別障害者控除	納税義務者又はその同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者（身障1・2級、重度の知的障害、精神1級）である場合	所得控除 30万円	
		同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が、納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合	所得控除 53万円	
		心身障害者扶養共済の掛金控除	条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	所得控除 支払った額	
	事業税	重度の視力障害者（失明または両眼の視力が矯正視力0.06以下の者）が行うあんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業	課税の対象外	県税事務所	
	ゴルフ場利用税	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等 ※ゴルフ場に対して申請書の提出及び障害者であることを確認できる証明書の提示が必要となります。	申請により課税されません		
	自動車税（種別割）	①身体障害者本人〔視4級、聴3級、平衡3級、音声3級の一部、上肢2級、下肢6級（7級の重複を除く。）、体幹5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能2級・移動機能6級、内部3級以上の者〕又は精神障害者本人（1級）が運転する自動車で、当該身体障害者又は当該精神障害者が所有する自動車 ②身体障害者〔視4級、聴3級、平衡3級、上肢2級、下肢3級、体幹3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能2級・移動機能3級、内部3級以上の者〕、重度の知的障害者（療育手帳A・A1・A2）及び精神障害者（1級）（以下これらの者を「心身障害者」という。）のために、当該心身障害者と生計を一にする者又は当該心身障害者の常時介護者が運転する自動車で、当該心身障害者、当該生計を一にする者又は当該常時介護者が所有する自動車（注）2以上の障害が重複し、身体障害者手帳の級別の表示が上の級となっている場合がありますが、この場合は個別の障害の等級で判断します。ただし、級別の表示が1級の場合に限り、減免の対象に該当するものとします。 申請期限や申請に必要な書類については各事務所にお問い合わせください。	申請により減免されます		自動車税事務所 又は 県税事務所
	自動車税（環境性能割） 軽自動車税	①前項①の身体障害者本人又は精神障害者本人が取得する自動車 ②前項②の心身障害者、心身障害者と生計を一にする者又は心身障害者の常時介護者が取得する自動車 （注）前項（注）と同様	申請により免除されます	自動車税事務所 又は 県税事務所	
	軽自動車税（種別割）	軽自動車税（種別割）の減免については、各市町で取扱いが異なりますので、直接各市町にお問い合わせください。	申請により減免されます	市町	

※ 詳しい内容は、関係機関にお問い合わせください。

(2)NHK受信料の免除

免除申請にあたり、市福祉事務所又は町役場で申請書に証明を受ける必要があります。

	対象及び適用条件
全額免除	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

N H K 宇都宮放送局（TEL.028-634-0088）受付時間平日10:00～17:00

(3)郵便料金の減免

区分	内容	郵便料金	備考
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物	3キログラム以下 無料	「点字用郵便」の表示
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物	3キログラム以下 無料	指定を受けている点字図書館等からの差し出し、又はがん等施設宛に差し出されるものに限る
点字ゆうパック	点字のみを掲げたものを内容とする荷物	別表のとおり	見本の提示または、一部開封外装に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載 30kg以内
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障害者用ビデオテープ（画像に字幕又は手話を挿入したもの）を内容とする荷物	別表のとおり	聴覚障害者と指定施設との間で発受されるものに限る 見本の提示又は、一部開封外装に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載 30kg以内
定期刊行物・第三种郵便差出の特例	心身障がい者団体であること及び心身障がい者の福祉を図ることを目的として発行される定期刊行物	低料第三种郵便物扱い	1回の発行部数が500部以上 （日本郵便株式会社の承認が必要）

別表

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

□問合せ先 日本郵便株式会社

(4)NTTふれあい案内(無料電話番号案内)

障がい者の社会参加を促進するために、申請により無料で電話番号案内(104番)を利用することができます。

○対象者

- ①視覚障がい・・・身体障害者手帳(1～6級)
- ②聴覚障がい・・・身体障害者手帳(2～4級、6級)
- ③肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)・・・1・2級
- ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい・・・身体障害者手帳(3・4級)
- ⑤療育手帳所持者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑦戦傷病者手帳所持者
 - ・・・1.視力の障がい(特別項症～第6項症)
 - 2.聴覚の障がい(第2項症、第4項症)
 - 3.上肢の障がい(特別項症～第2項症)
 - 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい(第1項症、第2項症、第4項症)

□問合せ先

NTT東日本ふれあい案内事務局(TEL.0120-104174 FAX.0120-104134 全国共通)

受付時間9:00～17:00(土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)除く)

※ ファックスによるお問合せの注意事項

- ・ファックスで申込書、障害者手帳等を送付いただいても受けられません。
送付された場合は破棄いたします。
- ・返信はファックスで行いますので、ファックスを受信できる方のみお問合せください。

※ なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」は継続いたします。

番号案内(104番)終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直す予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。

(5)携帯電話の基本使用料等の割引

障害者の社会参加を促進するために、各携帯電話会社では基本使用料等が割引になるサービス等を用意しています。

サービス名称	対象者	問合せ先
NTT ドコモ ハートイ 割引	<p>下記のいずれかの交付を受けており、利用者として登録されている方が対象となります。</p> <p>お申込みにあたっては、下記手帳・証明書を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> •身体障がい者手帳※1（「赤い手帳」と呼ばれる場合もあります） •療育手帳※1（「愛の手帳」「緑の手帳」と呼ばれる場合もあります） •精神障がい者保健福祉手帳※1（「障がい者手帳」と呼ばれる場合もあります） •特定疾患医療受給者証※2 •特定疾患登録者証※2 •特定医療費（指定難病）受給者証※2 <p>※1.ドコモショップ、量販店、一般代理店では、スマートフォン向け障害者手帳アプリミライロIDでも受付可能です。</p> <p>※2.発行元により名称が異なる場合があります。</p> <p>◆交付を受けているご本人が契約者名義またはご利用者として登録されている方で、お一人さま1回線のみ割引を適用できます（同一月内で1回線のみ割引適用可能です。</p> <p>すでに他回線で「ハートイ割引」を適用されている場合、適用中の「ハートイ割引」を廃止後、新たな回線を「翌月から適用」でお申込みいただけます。）</p> <p>◆手帳・証明書の内容に次の変更が生じた場合は、ドコモ インフォメーションセンターまたはお近くのドコモショップ/d garden などへお申出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○記載事項（手帳・証明書番号、発行元自治体）に変更が生じた場合 ○手帳・証明書の交付基準に該当せず、手帳・証明書を返還された場合 <p>※ irumo は、ハートイ割引対象外の料金プランとなります。</p> <p>※その他、ご契約にあたってのご注意事項は以下をご確認ください。</p> <p>https://www.docomo.ne.jp/charge/hearty/notice.html ?icid=CRP_CHA_hearty_to_CRP_CHA_hearty_notice&dynaviid=case0004.dynavi</p>	<p>【ドコモ インフォメーションセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドコモの携帯電話からの場合 局番なしの 151 ・一般電話などからの場合 0120-800-000 受付時間：9:00～20:00（年中無休） ※一部のIP電話からは接続できない場合があります。 ※年末・年始の期間中は変更になる場合がございます。 <p>【パソコン・スマートフォン】</p> <p>https://www.nttdocomo.co.jp/mydocomo/support/contact/index.html</p> <p>【お近くのドコモショップ/d garden】</p> <p>https://shop.smt.docomo.ne.jp/index.html</p>
KDD I a u スマイル ハート 割引	<p>身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの交付を受けている方</p> <p>※スマートフォン向け障害者手帳アプリ「MIRAROID（ミライロID）」でも受付可能です（au Style/au ショップのみ）。ただし、別途契約者ご本人さま確認書類が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ a u の携帯番号からの場合、局番なしの 157（無料） ・ 一般電話等からの場合 0120-977-033（無料） <p>受付時間 9：00～20：00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン/スマートフォンからのお問い合わせ https://www.au.com/support/inquiry/message/ ・ 手話でのお問い合わせ https://www.au.com/support/inquiry/sign-language/

サービス名称	対象者	問合せ先
ソフトバンク ハート フレンド 割引	<p>個人契約であること。 以下のいずれかの交付を受けていること。 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特定疾患医療受給者証 特定疾患登録者証 特定医療費（指定難病）受給者証 特定疾患医療券 自立支援医療受給者証（精神通院医療）※2 小児慢性特定疾病医療受給者証 マル都医療券 奈良県特定疾患医療費助成事業承認書</p> <p>同一使用者名義の別回線にて、ハートフレンド割引の適用がないこと。 当サービスの対象となるお客さまが使用者として使用者情報に登録されていること。</p>	<p>ソフトバンクカスタマーセンター： ソフトバンク携帯電話から：157（通話料無料） 一般電話から：0800-919-0157（通話料無料） 受付時間：オペレーター対応（10:00～19:00、 年中無休）自動音声応答サービス（24時間）</p> <p>手話カウンター： ソフトバンク携帯電話から：090-6565-7718 （メールのみ） 他社携帯電話から：hsc.jp@softbank.ne.jp パソコンから：sbmmb-sc@g.softbank.co.jp</p> <p>FAX：03-5459-6626 電話：03-5459-6625</p>

(6) 県立施設使用料等の免除

	名称	所在地	TEL
1	栃木県子ども総合科学館 (展示室、プラネタリウム)	宇都宮市西川田町 567	028-659-5555
2	栃木県立美術館	宇都宮市桜 4-2-7	028-621-3566
3	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2	028-634-1311
4	とちぎ花センター（鑑賞大温室）	栃木市岩舟町下津原 1612	0282-55-5775
5	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1	0288-55-0880
6	英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0880
7	イタリア大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0388
8	栃木県井頭公園（花ちょう遊館）	真岡市下籠谷 99	0285-83-3121
9	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市青木 27	0287-63-0399
10	栃木県日光田母沢御用邸記念公園（御用邸本邸）	日光市本町 8-27	0288-53-6767
11	栃木県とちぎわんぱく公園（ふしぎの船）	壬生町国谷 2273	0282-86-5855
12	栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土 2686	0287-98-3055
13	障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）	宇都宮市若草 1-10-6	028-678-6677
14	栃木県立県南体育館	小山市外城 371-1	0285-21-0021
15	栃木県立県北体育館	大田原市美原 3-2-62	0287-22-8012
16	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市所野 2854	0288-53-5881
17	栃木県グリーンスタジアム	宇都宮市清原工業団地 32	028-667-0962
18	栃木県立温水プール館	小山市外城 371-1	0285-22-4617
19	栃木県ライフル射撃場	宇都宮市新里町乙 1067	028-689-9715
20	栃木県総合運動公園北・中央	宇都宮市西川田 4-1-1	028-615-0581
21	栃木県総合運動公園東エリア（日環アリーナ栃木）	宇都宮市西川田 4-1-1	028-658-5900
22	とちぎスポーツ医科学センター	宇都宮市西川田 4-1-1 (カンセキスタジアムとちぎ 内)	028-645-2080

<対象者（1～12、14～21）>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持している方と、第1種障害者（※）の介助のための同伴者（障害者1名につき介助者1名）。

※注：第1種障害者

身体障害者…視覚1～3級と4級の一部、聴覚2・3級、肢体1級と2・3級の一部、内部1・3級と4級の一部、免疫障害1～4級、肝臓障害1～4級、知的障害者・・・療育手帳A1・A2・A
精神障害者・・・1級

<手続き（1～12、14～21）>

入館等の際、受付で手帳（ミライロID（障害者手帳アプリ）も可）もしくは受給者証を提示してください。

<対象者（13）>

障害者、障害者1名につき1名の介助者、障害者団体等は利用料金が減免されます。

【障害者】

- ①身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者
- ②障害福祉サービス受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療費受給者証のいずれかの交付を受けた者
- ③「①、②」と同等の心身の機能の障害があると指定管理者が認める者

【障害者団体】

- ① 構成する者のうち半数以上が障害者である団体（例：障害者のスポーツサークル）
- ② 障害者スポーツの指導者やボランティア等を育成する団体
- ③ 特別支援教育を行う学校
- ④ 障害福祉サービス等を行う事業者等
- ⑤ 専ら障害者福祉活動を行っている指定管理者が認める団体

<手続き（13）>

詳細は障害者スポーツセンターにお問い合わせください。

12 職業相談窓口

(1)ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークで、就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

	名称	所在地	TEL	FAX	手話協力員
1	ハローワーク 宇都宮	320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階 管轄区域：宇都宮市、上三川町、高根沢町	028-638- 0369	028-638- 0376	あり
2	ハローワーク 那須烏山	321-0622 那須烏山市城東4-18 管轄区域：那須烏山市、那珂川町	0287-82- 2213	0287-84- 0199	
3	ハローワーク鹿沼	322-0031 鹿沼市睦町287-20 管轄区域：鹿沼市	0289-62- 5125	0289-63- 2482	

	名称	所在地	TEL	FAX	手話協力員
4	ハローワーク栃木	328-0041 栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎1階 管轄区域：栃木市、壬生町	0282-22-4135	0282-23-4285	あり
5	ハローワーク佐野	327-0014 佐野市天明町2553 管轄区域：佐野市	0283-22-6260	0283-21-1256	
6	ハローワーク足利	326-0057 足利市丸山町688-14 管轄区域：足利市	0284-41-3178	0284-42-7439	あり
7	ハローワーク真岡	321-4305 真岡市荒町5101 管轄区域：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-8655	0285-84-7948	
8	ハローワーク矢板	329-2162 矢板市末広町3-2 管轄区域：矢板市、さくら市、塩谷町	0287-43-0121	0287-43-6391	
9	ハローワーク大田原	324-0058 大田原市紫塚1-14-2 管轄区域：大田原市、那須塩原市のうち旧西那須野町・旧塩原町	0287-22-2268	0287-22-5653	あり
10	ハローワーク小山	323-0014 小山市喜沢1475 おやまゆうえんハグェストワーク内 管轄区域：小山市、下野市、野木町	0285-22-1524	0285-24-3574	あり
11	ハローワーク日光	321-1272 日光市今市本町32-1 管轄区域：日光市	0288-22-0353	0288-21-0219	
12	ハローワーク黒磯	325-0027 那須塩原市共墾社119-1 管轄区域：那須塩原市のうち旧黒磯市、那須町	0287-62-0144	0287-64-3884	

※ 手話協力員の配置日、時間は定められていますので、直接各ハローワークにお問い合わせください。

(2) 栃木障害者職業センター

栃木障害者職業センターでは、地域のハローワークや関係機関と協力しながら、就職や復職、職場定着を希望する障害者の方に対して職業相談や職業評価、職業準備支援、職場定着に向けたジョブコーチ支援、リワーク（復職）支援等を行っています。

□問合せ先 〒320-0865 宇都宮市睦町3-8 TEL.028-637-3216、FAX.028-637-3190

(3) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、雇用・保健福祉・教育関係機関と連携し、障害者の就業、及びこれに伴う日常生活・社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

就業面では、就職準備（実習等）、就職活動、職場定着などの支援を行っています。

生活面では、生活習慣の形成や健康管理・金銭管理などの助言や、地域生活・余暇活動の支援を行っています。

	名称	所在地	TEL	FAX
1	宇都宮圏域 障害者就業・生活支援センター	321-0905 宇都宮市平出工業団地 43-100 管轄区域：宇都宮市	028-678-3256	028-678-3257
2	県西圏域 障害者就業・生活支援センター 「フィールド」	322-0007 鹿沼市武子 1566 (福) 希望の家内 管轄区域：鹿沼市、日光市	0289-63-0100	0289-60-2589
3	県東圏域 障害者就業・生活支援センター 「チャレンジセンター」	321-4305 真岡市荒町 3-9-5 管轄区域：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-85-8451	0285-85-8452

	名 称	所在地	TEL	FAX
4	県南圏域 障害者就業・生活支援センター 「めーぶる」	321-0206 壬生町あけぼの町 5-6 管轄区域：栃木市、小山市、下野市、 上三川町、壬生町、野木町	0282-86-8917	0282-21-7109
5	県北圏域 障害者就業・生活支援センター 「ふれあい」	329-1312 さくら市櫻野 1270 管轄区域：大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町	028-681-6633	028-681-6634
6	両毛圏域 障害者就業・生活支援センター	326-0032 足利市真砂町 1-1 栃木県安足健康福祉センター内 管轄区域：足利市、佐野市	0284-44-2268	0284-44-2268

(4)就労相談

障害者就業・生活支援センターの支援員による専門相談窓口を定期的に開設して、障害者の就労に関する相談に応じています。

□問合せ先 とちぎジョブモール (TEL.028-623-3226)

13 就労支援

(1)ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援

障害者が職場に適応できるように、ジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向いて直接的・専門的支援を行います。

障害者が新たに就職する際の支援のほか、雇用後の職場適応支援も行います。

また、障害者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を図るための提案をします。

標準的な支援期間は3ヶ月程度で、事業所によるサポート体制づくりを支援し、職場定着を促進することを目的としています。

□問合せ先 栃木障害者職業センター (TEL.028-637-3216)

(2)障害者職業訓練

障害者職業訓練では、障害者の雇用促進と職業的自立を図るため、社会福祉法人等に委託して就職に必要な知識や技能の習得を目指す「知識・技能習得コース」や事業所で作業をしながら実践的な能力を身につける「実践能力習得コース」を実施しています。

□問合せ先 県労働政策課産業人材育成担当 (TEL.028-623-3235)
栃木県立県央産業技術専門校 (TEL.028-689-6380)

(3)障害者就業体験

障害者に対し、受入協力事業所において2週間程度の就労を体験する機会を提供し、働くことの体験から就労意欲の向上へ繋がります。受入企業側もともに働く体験から、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の雇用の促進と就労の安定を図ります。

□問合せ先 県労働政策課雇用対策担当 (TEL.028-623-3224)
とちぎ障害者雇用推進協議会 代表：(福)せせらぎ会 (TEL.0282-86-8917)

14 セルフ事業の促進

(1)とちぎセルフセンター

県内のセルフ商品（障害者就労支援事業所の製品・サービス）の販路拡大や受注促進のため、様々な取組を行っています。

名 称	所在地	TEL	FAX
とちぎセルフセンター	320-8508 宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内 ホームページ： https://www.tochigi-selp.jp	028-622-0433	028-622-5788

①販路拡大事業

各地のイベントや県庁、市役所、病院等でのセルフ商品の展示販売を行っています。

【主な活動実績】

- ・各種イベント会場におけるナイスハートバザールの実施
- ・ナイスハートバザールinけんちょうの開催（年2回程度）

②技術支援事業

施設職員を対象に、専門家による助言を含めた専門知識を得ることでセルフ商品の品質向上、役務の技術向上に資することを目的に、商品開発、販売促進等の研修会を開催しています。

【主な活動実績】

「農家・障害者施設が連携した商品共同開発」等のテーマで研修会を実施

③広報事業

とちぎセルフセンターやセルフ商品についての理解促進を図るため、パンフレット、広報誌、ホームページ等によりPR活動を行います。

【主な活動実績】

- ・ホームページによりセルフ商品や事業所の取組を紹介
⇒ ホームページ <https://www.tochigi-selp.jp>

(2)福祉ショップ・レストラン

セルフ商品のアンテナショップや障害者が働くレストランを設置しています。

	名 称	所在地	TEL
1	ナイスハートショップ	展示販売所 320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-0433
2	cafeコパン in plaza 〔カフェコパン〕	レストラン 320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-0966
3	ふくしレストラン C I A O 〔チャオ〕	レストラン 320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎昭和館2階	028-623-2924
4	J o a n 〔ジョアン〕	レストラン 329-1104 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所本庁舎16階	028-673-8613

15 雇用の促進

(1) 障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金等

障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的としています。

	種類	内 容
1	障害者雇用調整金	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主（以下、「納付金申告義務事業主」という。）で障害者雇用率（2.5%）を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額29,000円（対象障害者数の年間総計が120人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額23,000円）の障害者雇用調整金が支給されます。
2	報奨金	常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円（対象障害者数の年間総計が420人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額16,000円）を乗じて得た額の報奨金が支給されます。
3	在宅就業障害者特例調整金	納付金申告義務事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。 なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。
4	在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請が可能な事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。
5	特例給付金	令和6年3月31日まで雇い入れられた、特定短時間労働者である重度以外の身体障害者または重度以外の知的障害者を雇用しており、あわせて常用雇用労働者である障害者を雇用している100人以下事業主または100人超事業主が申請できます。特定短時間労働者である障害者の年間合計数に1人あたり5,000円（100人以下事業主）または7,000円（100人超事業主）を乗じて得た額が支給されます。ただし、常用雇用障害者の年間合計数が支給上限となります。

□問合せ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
栃木支部高齢・障害者業務課(TEL.028-650-6226)

(2)障害者雇用納付金制度に基づく助成金等

障害者の雇用にあたり、作業設備や施設の改善、特別な雇用管理に要する事業主の経済的負担を軽減することにより、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

	名 称	内 容
1	障害者作業施設設置等助成金	障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。
2	障害者福祉施設設置等助成金	障害者を継続して雇用している事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
3	障害者介助等助成金	就職が特に困難と認められる障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。
4	重度障害者等通勤対策助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
5	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
6	障害者雇用相談援助助成金	障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有するものとして都道府県労働局の認定を受けた事業者が、該当事業を利用する事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行った場合に支給するものです。
7	職場適応援助者助成金	「企業在籍型職場適応援助者による支援」と「訪問型職場適応援助者による支援」があり、前者は職場適応援助者による支援体制の社内整備を進める事業主が、自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる場合に助成するもので、後者は企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を提供する法人に助成するものです。
8	障害者能力開発助成金	障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合や、その事業を運営する場合に、その費用の一部を助成するものです。
9	障害者職場実習等支援事業	障害者を雇用したことがない事業主または、これまで雇用したことがない障害者種別等の障害者を雇用しようとする事業主等が、ハローワーク等と協力して、雇入れを前提として一定期間の職場実習を計画し、実習生を受け入れた場合または、障害者雇用に係る知見を有する事業主が、障害者雇用の経験やノウハウが不足している事業主に対し、職場見学等を実施した場合に、実習生および職場見学等の受け入れを行った事業主に対して、障害者職場実習等受入謝金等を支給するものです。

□問合せ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
 栃木支部高齢・障害者業務課(TEL.028-650-6226)

16 特別支援教育

(1)教育相談窓口

①相談窓口

障害のある子どもの発達や養育・教育に関する相談・援助を行っています。

	名称	所在地	TEL	FAX
1	栃木県総合教育センター	320-0002 宇都宮市瓦谷町1070	028-665-7210	028-665-7212
2	宇都宮市教育センター（※）	320-0816 宇都宮市天神1-1-24	028-639-4380	028-639-4390
3	精神保健福祉センター	329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	028-673-6530
4	特別支援学校	下記の早期教育相談室を参照してください		
5	栃木県連合教育会相談部	320-0066 宇都宮市駒生1-1-6	028-621-7274	028-627-5682

（※）の相談窓口は、宇都宮市在住の方がご利用いただけます。

②早期教育相談室

障害のある乳幼児とその保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた指導や育て方について、相談を行っています。

	実施機関（学校名のみ）	所在地	TEL	FAX
1	県立盲学校	321-0342 宇都宮市福岡町1297	028-652-2331	028-652-4602
2	県立聾学校	320-0072 宇都宮市若草2-3-48	028-622-3910	028-624-6887
3	県立のぞわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2681	028-683-6977
4	県立わかくさ特別支援学校	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650	028-643-3173
5	県立富屋特別支援学校	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281	028-665-6681
6	県立富屋特別支援学校鹿沼分校	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111	0289-63-0363
7	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456	028-673-7150
8	県立今市特別支援学校	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417	0288-22-7312
9	県立国分寺特別支援学校	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121	0285-44-6698
10	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703
11	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110	0284-91-3660
12	県立足利中央特別支援学校	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185	0284-42-7553
13	県立益子特別支援学校	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915	0285-72-7895
14	県立那須特別支援学校	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570	0287-37-5488
15	県立南那須特別支援学校	321-0532 那須烏山市藤田1181-152	0287-88-7571	0287-88-9867
16	宇都宮大学共同教育学部附属 特別支援学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-643-1481	028-627-4561

(2)特別支援学校

①特別支援学校(視覚障害)

県立盲学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科・保健理療科）、高等部専攻科（保健理療科・理療科）があり、視覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの視力に応じて、点字や一人ひとりに適した大きさの文字によって学習しています。保健理療科や理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を目指す生徒が学んでいます。

□県立盲学校 321-0342 宇都宮市福岡町1297 TEL.028-652-2331 FAX.028-652-4602

②特別支援学校(聴覚障害)

県立聾学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科・生活技術科・情報機械科）があり、聴覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの聴力に応じて、口話や口話・手話・指文字を併用する同時法など、一人ひとりに適したコミュニケーション手段を使って学習しています。

□県立聾学校 320-0072 宇都宮市若草2-3-48 TEL.028-622-3910 FAX.028-624-6887

③特別支援学校(知的障害)

知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校で、卒業後の自立と社会参加を目指し、各教科等の内容を実生活と結び付けながら、具体的な活動を通して学習しています。小学部、中学部、高等部があるとともに、障害の状態により通学が困難な場合には、教師が家庭等に訪問して指導にあたっています。

県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園は、軽度の知的障害の生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校で、職業科（流通・環境コース、食品・福祉コース）を有しています。

	名 称	所在地	TEL	FAX
1	県立富屋特別支援学校 通学圏：宇都宮市	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281	028-665-6681
2	県立富屋特別支援学校鹿沼分校 通学圏：鹿沼市のうち旧鹿沼市	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111	0289-63-0363
3	県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 通学圏：県内全域	320-8506 宇都宮市京町9-32	028-639-2080	028-639-2083
4	県立今市特別支援学校 通学圏：日光市、塩谷町、鹿沼市（※）	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417	0288-22-7312
5	県立国分寺特別支援学校 通学圏：小山市、下野市、上三川町、野木町	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121	0285-44-6698
6	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市（※）、壬生町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703
7	県立足利中央特別支援学校 通学圏：足利市、佐野市	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185	0284-42-7553
8	県立益子特別支援学校 通学圏：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915	0285-72-7895
9	県立那須特別支援学校 通学圏：大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570	0287-37-5488
10	県立南那須特別支援学校 通学圏：さくら市、那須烏山市、高根沢町、那珂川町	321-0532 那須烏山市藤田1181-152	0287-88-7571	0287-88-9867
11	宇都宮大学共同教育学部附属特別支援学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-621-3871	028-627-4561

※ 通学圏の詳細については、各学校にお問い合わせください。

④特別支援学校(肢体不自由)

肢体不自由のある児童生徒を対象にした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、自分の力で学校生活が送れるよう、施設や設備に工夫と配慮がなされています。また、わかくさ特別支援学校は栃木県立リハビリテーションセンターに隣接しており、入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

	名 称	所在地	TEL	FAX
1	県立のぞわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2655	028-683-6977
2	県立わかくさ特別支援学校 (小学部・中学部のみ設置)	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650	028-643-3173
3	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市(※)、壬生町、 小山市、下野市、野木町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703

※ 通学圏の詳細については、学校にお問い合わせください。

⑤特別支援学校(病弱)

慢性疾患や身体虚弱などの児童生徒を対象とした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、いずれも病院に隣接し、医療的ケアや入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

	名 称	所在地	TEL FAX	備考
1	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456 028-673-7150	自治医科大学附属病院内に分教室設置
2	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575 0282-25-1703	獨協医科大学病院内に分教室設置
3	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110 0284-91-3660	

(3)特別支援学級

小・中学校等に設置されている特別支援学級では、障害の程度が比較的軽いお子さんを対象に、障害に応じた指導を行っています。

	障害の種類	学級の名称
1	知的障害	知的障害特別支援学級
2	肢体不自由	肢体不自由特別支援学級
3	病弱・身体虚弱	病弱・身体虚弱特別支援学級
4	視覚障害	弱視特別支援学級
5	聴覚障害	難聴特別支援学級
6	自閉症・情緒障害	自閉症・情緒障害特別支援学級

□問合せ先 各市町教育委員会

(4) 通級による指導

小・中・高等学校等の通常の学級に在籍している障害のあるお子さんを対象とし、大部分の授業を教室で受けながら、一部、障害による学習上は生活上の困難を改善し、又は克服するための指導を特別支援学校の教員が担当します。通級指導教室で行っています。

□問合せ先 小・中学校等：各市町教育委員会、県立高等学校：県教育委員会(特別支援教育課)

Ⅲ 人がつながるとちぎであるために ～いちご一会とちぎ大会レガシーの継承～



第21回 栃木県障害者スポーツ大会開会式で挨拶する 福田 富一 栃木県知事
<令和7(2025)年5月25日 カンセキスタジアムとちぎ（陸上競技場）にて>

1 スポーツ

(1)スポーツ大会の開催

①栃木県障害者スポーツ大会

県内の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象としたスポーツ大会が、年1回開催されます。

令和7（2025）年度は、第21回栃木県障害者スポーツ大会を、以下のとおり開催いたします。

・競技名等・期日・会場

競技名等		期日	会場
開会式・閉会式			栃木県総合運動公園 カンセキスタジアムとちぎ
個人競技	陸上競技	5/25（日）	栃木県総合運動公園 カンセキスタジアムとちぎ
	水泳		日環アリーナ栃木 屋内水泳場
	アーチェリー		みずほの中央公園 アーチェリー場
	卓球		日環アリーナ栃木 メインアリーナ
	サウンドテーブルテニス		日環アリーナ栃木 多目的スタジオA
	フライングディスク		栃木県総合運動公園 多目的広場（投てき場）
	ポッチャ		日環アリーナ栃木 サブアリーナ
	ボウリング		宇都宮第二トーヨーボウル
	団体競技		グラウンドソフトボール
ソフトボール		栃木県総合運動公園 野球場B	
フットソフトボール		栃木県総合運動公園 野球場C	
バスケットボール		9/28（日）	ブレックスアリーナ宇都宮（宇都宮市体育館）
車いすバスケットボール			日環アリーナ栃木 メインアリーナ
バレーボール			栃木 S C 宇都宮フィールド（宇都宮市サッカー場）
サッカー			

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当文化スポーツ推進チーム
 (TEL.028-623-3623、FAX.028-623-3052)
 市福祉事務所又は町役場（P116、118）
 （特非）栃木県障害者スポーツ協会（TEL/FAX.028-624-2761）

②精神障害者スポーツ大会

精神障害者が卓球等を通じて自立と社会参加の促進を図るため、毎年開催いたします。

- ・開催日 令和7（2025）年9月5日（金）9：00～17：00
- ・会場 宇都宮市体育館

□問合せ先 県障害福祉課精神保健福祉担当（TEL.028-623-3093、FAX.028-623-3052）
 （一財）栃木県精神衛生協会（TEL.028-622-7526、FAX.028-622-7879）

③郡・市身体障害者スポーツ大会

身体障害者とその家族、地域住民を対象としたスポーツ大会が、各地区で開催されています。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

④心身障害者スポーツ大会

心身障害者（児）が、スポーツ活動を通じて、健康の保持・増進・機能の向上を図るとともに、地域社会との交流等を促進するため、県内各地区でスポーツ大会が開催されています。

- 問合せ先 栃木県心身障害児者親の会連合会（TEL.028-621-3031）
（一社）栃木県手をつなぐ育成会（TEL.028-624-3789）

(2)全国障害者スポーツ大会への参加支援

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されています。

令和7（2025）年度大会（第24回大会）は、下記のとおり滋賀県で開催予定です。

- ・開催日 令和7（2025）年10月25日（土）～27日（月）
- ・会場 彦根市ほか

- 問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当文化スポーツ推進チーム
（TEL.028-623-3623、FAX.028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P116、118）
（特非）栃木県障害者スポーツ協会（TEL/FAX.028-624-2761）

(3)(特非)栃木県障害者スポーツ協会

（特非）栃木県障害者スポーツ協会では、障害者スポーツ大会の開催及び選手強化のほか、障害者が身近なところでスポーツやレクリエーションに親しめるように、スポーツ教室の開催、指導者の養成、スポーツ相談・指導、障害者スポーツの情報提供、スポーツ・レクリエーション用具の貸出等の事業を行っています。

- 問合せ先
・住所 〒320-8508 宇都宮市若草1 - 10 - 6
とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター内（TEL/FAX.028-624-2761）

(4)とちぎパラスポーツ推進センター

（特非）障害者スポーツ協会では障害者スポーツアドバイザーを配置し、選手等・指導者・ボランティア・競技団体等のニーズや課題を把握して、相互の派遣やマッチング等のマネジメントを行っています。

- 問合せ先
・住所 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター内（TEL/FAX.028-624-2761）

(5)障害者スポーツ活動支援団体

	名称	所在地	TEL	FAX
1	栃木県パラスポーツ指導者協議会	325-0073 那須塩原市若草町 117-1042 郡司方	090-3042-8406	

(6)障害者スポーツ施設

	名称	所在地	TEL	FAX
1	障害者スポーツセンター (わかくさアリーナ)	320-8508 宇都宮市若草1-10-6	028-678-6677	028-623-0055
2	宇都宮市サン・アビリティーズ	321-0112 宇都宮市屋板町251-1	028-656-1458	028-656-1458
3	足利市民プラザ 身体障がい者スポーツセンター	326-0823 足利市朝倉町264	0284-72-8511	0284-72-7278

(7)障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)

◎設置目的

障害者スポーツセンター(愛称“わかくさアリーナ”)は、障害のある方が気軽に利用することができ、障害者スポーツを通して地域の方々と交流ができる環境を整えるとともに、障害者スポーツに関する情報の発信など、本県障害者スポーツ活動の拠点として活用を図るために設置した施設です。



◎施設の概要

障害者スポーツセンターには、次のような設備・機能があります。

- ・アリーナ (約 950 m²) …… 空調設備を完備し、バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 2 面、ボッチャコート 4 面などを確保可能
- ・サウンドテーブルテニス室…視覚障害者が音を頼りに行う卓球競技の専用室を 2 室設置
- ・トレーニングコーナー ……基礎体力づくりや主体的な健康づくりを支援
- ・ウォーキングデッキ ……手摺付のウォーキングスペースを設け、天候の影響を受けずに歩行訓練や足腰のトレーニングが可能
- ・観覧室兼多目的室 ……… 2 階からアリーナ全体を見渡せる観覧室であり、多様な利用目的にも対応
- ・その他 ……エレベーター、多目的トイレ、男女別障害者用トイレ、車椅子で使用可能なシャワー付きの更衣室などを設置

◎開館時間及び休館日

- ・開館時間 9：00～21：00
- ・休館日 毎週月曜日（祝日のときは翌日）、年末年始（12/29～1/3）

◎利用料金

<専用利用（団体）の場合>

分 施設区分	利用時間区	午前 9 時 ～ 正午まで	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 ～ 午後 7 時	午後 7 時 ～ 午後 9 時
		アリーナ	全面	3,800 円	5,720 円
	半面	1,900 円	2,860 円	1,900 円	1,900 円
	サウンドテーブルテニス室	1,250 円	1,670 円	830 円	830 円
	観覧室兼多目的室	1,900 円	2,860 円	1,900 円	1,900 円
	会議室	1,560 円	2,080 円	1,030 円	1,030 円

<普通利用（個人）の場合>

施設区分	利用時間区分	単 位 (1人1回につき)	午前9時	午後1時	午後5時
			～ 午後1時	～ 午後5時	～ 午後9時
アリーナ サウンドテーブルテニス室 観覧室兼多目的室	高校生等以下		220円	220円	220円
	その他の者		430円	430円	430円
トレーニングコーナー	高校生等以下		270円	270円	270円
	その他の者		530円	530円	530円

◎利用料金の減免

障害者、障害者1名につき1名の介助者及び障害者団体等は利用料金の全額を免除します。

- ・ 障害者……①身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方
 - ②障害福祉サービス受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療費受給者証のいずれかの交付を受けた方
 - ③心身の機能に、上記した①、②と同等の障害がある方
- ・ 障害者団体等…半数以上が障害者であるスポーツサークル、障害者スポーツの指導者を育成する団体、障害福祉サービス等を行う社会福祉法人など

◎利用申込

各施設を団体で占有して利用する場合には、事前の申込が必要です。申込期間は次のとおりです。

- ・ 障害者又は障害者団体等…利用日の3箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日まで
(例：12月15日に利用する場合、9月1日から12月14日まで)
- ・ それ以外の者 ……利用日の1箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日まで
(例：12月15日に利用する場合、11月1日から12月14日まで)

□問合せ先

- ・ 住所 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 TEL.028-678-6677
- ・ 管理運営団体 (特非) 栃木県障害者スポーツ協会

(8)障害者スポーツ団体

	種 目	名 称
1	アーチェリー	栃木県身体障害者アーチェリー協会
2	アーチェリー	宇都宮身体障害者アーチェリークラブ
3	グラウンドゴルフ	全国脊髄損傷者連合会栃木県支部グラウンドゴルフクラブ
4	ゲートボール	栃木県聴覚障害者協会ゲートボール部
5	水泳	栃木県身体障害者水泳協会(栃木とびうお)
6	水泳	栃木県知的障害者水泳協会(栃木うみがめ)
7	スキー	栃木県障害者スキー協会
8	グラウンドソフトボール	栃木県視覚障害者福祉協会グラウンドソフトボール部
9	ソフトボール	栃木県聴覚障害者協会ソフトボール部
10	サウンドテーブルテニス	栃木県視覚障害者福祉協会サウンドテーブルテニスクラブ
11	ダーツ	とちぎ脳卒中者と家族の会 かけ橋〔ダーツクラブ〕
12	ダーツ	とちぎ障がい者ダーツクラブ

	種 目	名 称
13	卓球	栃木県障害者卓球連盟
14	卓球	栃木県聴覚障害者協会卓球部
15	卓球	栃木県視覚障害者福祉協会卓球部
16	卓球	わかくさ卓翔会
17	車椅子ダンス	全日本車椅子ダンス協会
18	車椅子ダンス	W I N G (ウイング)
19	スポーツチャンバラ	栃木県スポーツチャンバラ協会
20	車いすバスケットボール	栃木県車椅子バスケットボールクラブ
21	車いすバスケットボール	栃木レイカーズ
22	車いすツインバスケットボール	栃木バスターズ
23	バドミントン	栃木県聴覚障害者協会バドミントン部
24	シッティングバレーボール	栃木サンダース
25	バレーボール	栃木県聴覚障害者協会バレーボール部 (男子部・女子部)
26	吹き矢	全国脊髄損傷者連合会栃木県支部吹き矢クラブ
27	フライングディスク	栃木県障害者フライングディスク協会
28	フライングディスク	ディスクベリ－とちぎ
29	マラソン	栃木車椅子マラソンクラブ
30	軟式野球	栃木県聴覚障害者協会野球部 (休部中)
31	陸上競技・水泳 ほか	スペシャルオリンピックス日本・栃木
32	ボッチャ	栃木県ボッチャ協会
33	ボッチャ	とちぎボッチャスターズ
34	卓球バレー	栃木県卓球バレー協会
35	サッカー	F C C A S A (カーザ)
36	サッカー	グロリアス宇都宮
37	ネオホッケー	K B J (ケービージェイ)
38	車いす卓球	栃木エンドレス

※ 各障害者スポーツ団体への問い合わせは、(特非) 栃木県障害者スポーツ協会
(TEL.028-624-2761) までお願いします。

県関係機関ガイドンス③

とちぎアートサポートセンター T A M

芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点として設置された障害者芸術文化活動支援センターです。

県が「認定特定非営利活動法人 もうひとつの美術館」に事業を委託することにより、相談支援、ネットワーク作り、情報収集・発信、人材育成、栃木県障害者芸術展 (Viewing 展) の開催を実施しています。



□とちぎアートサポートセンター T A M

〒324-0618 那須郡那珂川町小口 1181-2 (もうひとつの美術館内)

TEL.080-3001-8088 E-mail : tam@nactv.ne.jp

2 文化芸術活動

(1) 第28回栃木県障害者文化祭(カルフルとちぎ2025 こころのつどい)

障害者の自立と文化活動への参加を促進するとともに、交流を通じて、県民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めることを目的として開催されます。

- 内 容 模擬店、作品展示、製作品販売、芸能発表、体験コーナー等
- 開催日時 令和7(2025)年11月1日(土)10:00～(予定)
- 開催場所 とちぎ福祉プラザ、わかくさアリーナ
(宇都宮市若草1-10-6)



□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 文化スポーツ推進チーム
TEL.028-623-3623、FAX.028-623-3052

(2) 第11回栃木県障害者芸術展(Viewing展2026)

多くの障害者が芸術文化にふれ、才能を発揮できるよう支援する者の育成研修における集大成として、受講者らが協力して展示会の企画・運営を実践する参加型展示会です。芸術活動による障害者の社会参加及び障害者理解を促進するとともに、障害の有無にかかわらず誰もが活躍できる地域社会を実現することを目的として開催されます。

- 開催日時 令和8(2026)年1月下旬予定
- 開催場所 未定



□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 文化スポーツ推進チーム
TEL.028-623-3623、FAX.028-623-3052

(3) 第23回栃木こころの絵画・書道展

精神障害者の自立と文化活動への参加を促進するとともに、県民の精神障害者への理解と交流を深めることを目的として開催いたします。

- 開催日時 令和7(2025)年12月の予定

□問合せ先 県障害福祉課精神保健福祉担当 TEL.028-623-3093、FAX.028-623-3052
(一財) 栃木県精神衛生協会 TEL.028-622-7526、FAX.028-622-7879

3 意思疎通支援

(1)手話通訳者・要約筆記者の派遣

音声語によるコミュニケーションが困難な聴覚障害者が日常生活上の相談、研修会・会議などで手話通訳や要約筆記が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。(市町によって取組が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。)

- 問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P116、118)
とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

(2)盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

重度の盲ろう者(聴覚と視覚に重複した障害を有し、身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者)が、日常生活上の相談、コミュニケーションの支援及び社会生活上必要不可欠な外出をするとき適当な付き添いが得られない場合に、盲ろう者向け通訳・介助員の利用ができます。

- 問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」(TEL/FAX.028-621-0860)

(3)失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症者(脳血管疾患等により、大脳の言語中枢を受けたことで、一度獲得された言語機能が障害された者。ただし、構音障害などの失語症以外の言語障害は対象となりません。)の自立と社会参加

- 問合せ先 一般社団法人 栃木県言語聴覚士会 (TEL/FAX.050-3588-4094)
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)

(4)情報機器の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、集団補聴装置(ヒアリンググループ)やOHP、プロジェクター等聴覚障害者のための情報機器を貸し出しています。聴覚障害者やボランティアの方々が無料で御利用になれます。

- 問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

(5)字幕(手話)入りDVD・ビデオの貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは聴覚障害者等に対して、字幕(手話)入りDVD・ビデオの貸出を行っています。

- ・費用無料(ただし返送料は自己負担です)
- ・手続来所による利用登録が必要です。また、貸出しは来所、ファクシミリ等でお申込みください。

- 問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

(6)点字ニュース即時提供システム

最新の新聞情報と福祉関係の情報の点訳版を視覚障害者(希望者)及び視覚障害者関係施設等に配布しています。

- 問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

(7)パソコン教室の開催

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、視覚障害者又は聴覚障害者に対するパソコン教室を開催しています。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

(8)点字図書・録音図書の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センター(点字図書館)では、視覚障害者に対して、点字図書、録音図書の貸出を行っています。

- ・点字図書・録音図書蔵書数(令和7(2025)年3月末時点)
(点字図書:11,944タイトル、録音図書:5,055タイトル、デイジー図書:5,509タイトル)
- ・費用無料
- ・手続利用登録が必要となります。また、電話・来所等によるお申し込みとなります。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター(TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

(9)図書の郵送貸出

栃木県立図書館では、県内に在住する身体障害者手帳を有する方で来館に支障のある方や、県内に在住する知的障害者で療育手帳を有する方のうち、障害の程度の記載欄に「A」と表示されている方を対象に図書の郵送貸出を行っています。

- ・貸出図書の冊数は10冊以内、貸出期間は30日以内です。
- ・郵送貸出の利用には登録手続が必要となります。登録には、住所・氏名等を記入いただいた申請書や身体障害者手帳又は療育手帳の写し等が必要となります。登録をご希望の際は、栃木県立図書館調査相談課までお問い合わせください。(代理人による申請可)
- ・返却の際に必要なもの(宛名・返送用切手)などは、貸出の際に同封されます。

□問合せ先 栃木県立図書館 調査相談課(TEL.028-622-5112、FAX.028-624-7855)

(10)人材の養成

①点訳奉仕員

重度の視覚障害者のために印刷物を点訳する奉仕員で、県で187名(令和7(2025)年4月時点)が登録されていますが、市町で独自に活動されている方もいます。

点訳奉仕員になるためには、約80時間の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)
市福祉事務所又は町役場(P116、118)、市町社会福祉協議会(P119)
(一社)栃木県視覚障害者福祉協会(TEL.028-625-4990)

②朗読奉仕員

重度の視覚障害者のために本などを讀んだり、声の図書を製作する奉仕員で、県で556名(令和7(2025)年4月時点)が登録されていますが、市町で独自に活動されている方もいます。

朗読奉仕員になるためには、約60時間程度の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)
市福祉事務所又は町役場(P116、118)、市町社会福祉協議会(P119)
(一社)栃木県視覚障害者福祉協会(TEL.028-625-4990)

③手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害者とのコミュニケーション手段である手話を習得し、ボランティア活動等ができるのが手話奉仕員です。手話奉仕員になるためには「手話奉仕員養成講座」(約 80 時間、県内各市町で実施)を受ける必要があります。

また手話通訳者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて通訳業務にあたることができる方で、県では約 160 名が登録されています。手話通訳者になるためには手話奉仕員養成課程を修了した後、「手話通訳者養成講習会」(3 カ年、約 140 時間)を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

- 問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)
市福祉事務所又は町役場 (P116、118)、市町社会福祉協議会 (P119)
とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

④要約筆記者

要約筆記者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて要約筆記業務にあたることができる方で、県では約 120 名が登録されています。要約筆記者になるためには、「要約筆記者養成講習会」(約 90 時間)を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

- 問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)
市福祉事務所又は町役場 (P116、118)、市町社会福祉協議会 (P119)
とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880)

⑤盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行っています。盲ろう者向け通訳・介助員になるためには、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」を修了することが必要です。

- 問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」 (TEL/FAX.028-621-0860)
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)

⑥失語症者向け意思疎通支援者

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成を行っています。失語症者向け意思疎通支援者になるためには、「失語症者向け意思疎通支援者養成講座」を修了することが必要です。

- 問合せ先 一般社団法人 栃木県言語聴覚士会 (TEL/FAX.050-3588-4094)
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)

(11) 遠隔手話通訳サービスの提供

聴覚障害者のコミュニケーション手段の充実を図るため、広域健康福祉センター5 か所及び障害福祉課では、合理的配慮の一環として遠隔手話通訳サービスを提供しています。

○利用できる施設

障害福祉課、県西健康福祉センター、県東健康福祉センター、県南健康福祉センター、
県北健康福祉センター、安足健康福祉センター

- 問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL.028-623-3053、FAX.028-623-3052)

(12) 栃木県障害者ICTサポートセンターの設置

とちぎ視聴覚障害者情報センターに「栃木県障害者ICTサポートセンター」を設置しました。
主に視覚と聴覚に障害がある方のICT利活用を支援するため、パソコンやスマートフォン等に関する各種相談等を行っています。

□問合せ先 TEL.028-612-5213、FAX.028-627-6880、メール ict@tochigikenshakyō.jp

※ 開館時間は、とちぎ視聴覚障害者情報センターに準じます。

県関係機関ガイダンス④

とちぎ視聴覚障害者情報センター

とちぎ福祉プラザ内に設置されている「とちぎ視聴覚障害者情報センター」は、視聴覚障害者等の自立と社会参加を推進するために、各種の情報提供及びコミュニケーションの支援を総合的に実施しています。

□とちぎ視聴覚障害者情報センター

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 (とちぎ福祉プラザ内)

TEL.028-621-6208、FAX.028-627-6880

開館時間 9:00~17:00

休館日 日曜日、国民の祝日(土曜日を除く)、年末年始



4 行政情報のアクセシビリティ

(1) 投票参加

①郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があつて選挙の投票に行けない方は、郵便等による不在者投票が認められています。(あらかじめお住まいの市町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を申請する必要があります。)

※ 対象者 次の要件のいずれかに該当する方

- ア. 身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級であると記載されている方
- イ. 身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級であると記載されている方
- ウ. 身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級のいずれかであると記載されている方
- エ. 身体障害者手帳の交付を受けている方で、上記アからウの両下肢等の障害の程度が、上記アからウの障害の程度に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方
- オ. 介護保険法に規定する要介護者で被保険者証の区分が要介護5として記載されている方

※ 郵便等による不在者投票の対象者（上記要件該当の方）で、かつ、次の要件のいずれかに該当する方は代理記載（あらかじめお住まいの市町選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する者に、投票に関する記載をさせること）が認められます。

- ア. 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢又は視覚の障害の程度が1級に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方

②点字による投票

視覚障害者の方で、点字によって投票をしようとする場合には、投票所において、その旨を申し立ててください。各投票所において、点字器等点字投票に必要な機材を用意しています。

③投票方法等の周知

立候補者の氏名や政見等について、点字や音声CD等を作成し、市町や（一社）栃木県視覚障害者福祉協会等に配布しています。

- ・候補者名簿
投票所及び期日前投票所において、点字による「候補者名簿」を備えており、受付において御覧いただけます。
- ・投票方法等のお知らせ
点字により投票日及び投票方法等を記載したパンフレットを作成しています。
- ・選挙公報
選挙公報（点字版・音声版）を作成しています。

(2) 緊急通報

① 110番 アプリシステム

○概要

110番アプリシステムは、主に聴覚・言語機能障がい者がスマートフォン等から、アプリにアクセスして、事件事故など必要事項を入力すれば、国内どこからでも、チャット式で最寄りの警察本部に通報することができる仕組みです。

○利用方法

iPhoneはAppStoreから、AndroidはGooglePlayで「110番アプリ」と検索し、アプリをダウンロードします。アプリを起動し、通報者情報を事前に登録して、利用できます。現場の状況を撮影し、画像を送信することもできますが、動画は送信できません。

※ 警察庁ホームページリンク「110番アプリシステムについて」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>

② Net119 緊急通報システム

Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」、「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

【県内 Net 1 1 9 緊急通報システム導入状況】

消防本部（局）名	導入状況	代替手段
宇都宮市消防局	○	メール・FAX
足利市消防本部	○	メール・FAX
栃木市消防本部	○	メール・FAX
佐野市消防本部	○	FAX
鹿沼市消防本部	○	メール
日光市消防本部	○	—
小山市消防本部	○	FAX
石橋地区消防組合	○	FAX
芳賀地区広域消防事務組合	○	FAX
南那須地区広域行政事務組合	○	FAX
塩谷地区広域行政組合消防本部	○	FAX
那須地区消防本部	○	FAX

※ 代替手段のメールアドレス、FAX番号についてはお住まいの地域の消防本部（局）へ確認ください。

IV 指定障害福祉サービス等



とちぎナイスハートバザール in カンセキスタジアムとちぎ

令和7(2025)年5月25日(日)栃木県障害者スポーツ大会に合わせて、とちぎナイスハートバザールを開催しました。

○指定障害福祉サービス等の状況

※ 表に示した数字は、栃木県指定事業所と宇都宮市指定事業所を合わせた数です。栃木県及び宇都宮市が指定した事業所のリストは、それぞれのホームページで紹介しています。

区 分		事業所数 (グループホームは住居数)	定員	
1	訪問系	(1) 居宅介護	225	
		(2) 重度訪問介護	155	
		(3) 同行援護	85	
		(4) 行動援護	19	
		(5) 重度障害者等包括支援	0	
		訪問系サービス 小計	484	
2	日中活動系	(1) 短期入所	186	779
		(2) 療養介護	4	404
		(3) 生活介護	239	6,698
		日中活動系サービス 小計	429	7,881
3	訓練系 ・就労系	(1) 自立訓練（機能訓練）	1	30
		(2) 自立訓練（生活訓練）	18	192
		(3) 宿泊型自立訓練	1	12
		(4) 就労移行支援	42	486
		(5) 就労継続支援（A型）	110	1,899
		(6) 就労継続支援（B型）	291	5,878
		(7) 就労定着支援	25	
		訓練系・就労系サービス 小計	488	8,497
4	居住支援系 ・施設系	(1) 自立生活援助	5	
		(2) 共同生活援助（グループホーム）	766	4,762
		(3) 施設入所支援（障害者支援施設）	51	2,554
		居住支援系・施設系サービス 小計	822	7,316
5	相談 支援事業	(1) 指定一般相談支援事業	53	
		(2) 指定特定相談支援事業	243	
		(3) 指定障害児相談支援事業	175	
		相談支援事業 小計	471	
6	障害児 サービス	(1) 障害児通所支援	—	—
		① 児童発達支援センター	10	250
		② 児童発達支援／③ 放課後デイサービス	427	4,915
		④ 居宅訪問型児童発達支援	3	
		⑤ 保育所等訪問支援	47	
		(2) 障害児入所施設	—	—
		① 福祉型障害児入所施設	4	70
		② 医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関	5	434
		障害児サービス 小計	496	5,669
		合 計		3,190

<栃木県障害福祉課>

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougai/shogai_jigyosha.html

<宇都宮市>

☞ 宇都宮市指定障がい福祉サービス事業所一覧

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kenko/shogai/1030922.html>

☞ 宇都宮市指定障害児通所支援事業所

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kosodate/kosodate/hattatsu/1012403.html>

○障害支援区分と利用できるサービス

介護給付に該当する指定障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。下表の○の部分でサービスの利用可能な障害支援区分です。

サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者包括支援	×	×	×	×	×	×	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	※1	○
生活介護	×	×	※2	○	○	○	○
施設入所支援(障害者支援施設)	×	×	×	※3	○	○	○

※1 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は、区分5でも利用可能です。

※2 50歳以上は、区分2でも利用可能です。

※3 50歳以上は、区分3でも利用可能です。

○サービスの対象となる難病等について

障害者総合支援法では、難病等が障害福祉サービスの対象になっています。

令和7(2025)年4月から対象疾病は376疾病になりました。対象疾病はP131～P137を参照してください。

また、サービス利用の手続きなどについては、お住まいの市町の担当窓口までお問い合わせください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P116、118)

1 訪問系サービス

(1)居宅介護(ホームヘルプ)

居宅介護(ホームヘルプ)は、居宅で入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(2)重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者で常に介護を必要とする障害者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供するサービスです。

障害支援区分6の場合には、入院時におけるサービス提供も可能です。

(3)同行援護

同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を提供するサービスです。

(4)行動援護

行動援護は、知的障害又は精神障害によって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービスです。

(5)重度障害者包括支援

重度障害者包括支援は、常時介護を必要とする障害者等に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供するサービスです。

2 日中活動系サービス

この章では日中活動系サービスの事業所リストを掲載しています。

本章以下の定員の項目において、「主」は「主たる事業所」、「従」は「従たる事業所」を指します。

「主たる事業所」とは、①一つの設置者が一つの日中活動系事業所しか持たない場合には、その事業所を、また、②一つの設置者が複数の日中活動系事業所を持つ場合には、それらのうち中心的な位置づけを与えられた事業所を指します。

「従たる事業所」とは、いわゆる分場のことで、一つの設置者が複数の日中活動系事業所を持つ場合で、それらのうち中心的な位置づけを与えられた事業所以外の事業所を指します。

(1)短期入所

短期入所は、居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害者を障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

原則として、連続30日以内、年間180日以内の利用となります。

(2)療養介護

療養介護は、主に昼間に病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を提供するサービスです。

利用者としては、医療的ケア、常時介護が必要であって、筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を

伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方、または筋ジストロフィー患者、重度心身障害者である障害支援区分5以上の方です。利用期間の制限はありません。

(3)生活介護

生活介護は、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。利用者としては、常時介護が必要な方で、障害支援区分3(施設入所は障害支援区分4)以上、また50歳以上の障害者の場合には障害支援区分2(施設入所は障害支援区分3)以上の方が対象となっています。利用期間の制限はありません。

3 訓練系・就労系サービス

(1)自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)は、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練やコミュニケーション、家事等の訓練を実施するサービスです。

利用者としては、入所施設・病院を退所・退院して地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を必要とする方や、特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援を必要とする方が対象となっています。

原則として、利用期間は1年6ヶ月です。移行先は、一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターが考えられます。

県関係機関ガイダンス⑤

栃木県立リハビリテーションセンター 障害者自立訓練センター (駒生園)

障害者自立訓練センターは、障害者総合支援法に基づく障害者(主に身体障害者(肢体不自由)や高次脳機能障害)の地域生活移行を目指した指定障害者支援施設です。入所または通所により、それぞれの方に合った訓練を行い、「生活能力」と「社会性」の向上を図り、地域生活移行や様々な形での社会参加を支援しています。対象は18歳以上の方です。

《サービス内容及び定員》

(1)自立訓練及び施設入所について

障害者手帳を所持するか高次脳機能障害の診断を受けた方が対象。

施設利用期間は原則1年。

- 自立訓練(機能訓練)【20名】
- 自立訓練(生活訓練)【10名】
- 施設入所支援【20名】

※通所による自立訓練が困難な方が利用できます。

(2)一時的な施設利用について

- 短期入所【4名】

※利用期間は1回7日以内

□栃木県立リハビリテーションセンター

障害者自立訓練センター

(所管：施設部自立支援課)



〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1

TEL.028-623-6310 FAX.028-623-6325

(2)自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)は、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。

利用者としては、入所施設・病院を退所・退院して地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方や、継続した通院により症状が安定している方等で地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方が対象となっています。

原則として、利用期間は2年間です。移行先は一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターが考えられます。

(3)宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練は、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

原則として、利用期間は2年間です。

(4)就労移行支援

就労移行支援は、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行うサービスです。

利用者としては、一般就労を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより企業等への雇用または在宅就労等の見込まれる方が対象となっています。

原則として、利用期間は2年間です。移行先は、一般就労、就労継続支援事業が考えられます。

(5)就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、事業所内において、基本的に雇用契約に基づいて就労機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行うサービスです。

利用者としては、就労移行支援事業を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方や、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの企業等の雇用に結びつかなかった方、就労経験はあるが、現在のところ雇用関係の状態にない方が対象となっています。

利用期間の制限はありません。移行先は、一般就労が考えられます。

(6)就労継続支援(B型)

就労継続支援(B型)は、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に向けた支援を行うサービスです。ただし利用者との雇用契約は締結されません。

利用者としては、就労移行支援事業を利用したものの、必要な体力や職業能力の不足などの理由で就労に結びつかなかった方や、以前は一般就労していたが、年齢や体力などの理由で離職した方、さらには施設を退所するが50歳に達しており就労が困難な方が対象となっています。

利用期間の制限はありません。移行先は一般就労、就労継続支援(A型)が考えられます。

(7)就労定着支援

就労定着支援は、障害者が一般就労した企業で継続して働くことができるよう、雇用に伴い生じる日常生活・社会生活上の問題について相談、助言等及び関係機関と連絡調整を行うサービスです。

利用者としては、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した後、6ヶ月を経過した方が対象となっています。

利用期間は3年を上限とし、3年経過後は障害者就業・生活支援センター等の支援を受けることができます。

4 居住支援系・施設系サービス

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、居宅における自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回や随時の相談対応等により、助言や情報提供、関係機関との連絡調整等を行うサービスです。

利用者としては、地域において一人暮らしをする障害者等で、理解力や生活力等に不安がある方が対象となります。原則として、利用期間は1年間です。

(2) 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)は、日中、一般就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者であって、主に、夜間に共同生活を営む住居において相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。利用期間の制限はありません。

※ 種別の項目において、「包括」は「介護サービス包括型グループホーム」、「日中支援」は「日中サービス支援型グループホーム」、「外部」は「外部サービス 利用型グループホーム」を指します。

「介護サービス包括型グループホーム」とは、利用者の個々のニーズに対応した介護サービスをグループホーム事業者が自ら提供するグループホームです。

「日中サービス支援型グループホーム」とは、重度化・高齢化のために日中活動サービス等を利用することができない障害者に、日中においても介護サービスの支援を提供するグループホームです。

「外部サービス利用型グループホーム」とは、委託を受けた外部の居宅介護事業者が介護サービスを提供するグループホームです。

(3) 施設入所支援(障害者支援施設)

施設入所支援は、施設に入所する方に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

※ 施設入所支援及び昼間のサービス(生活介護、自立訓練等)を行う施設を「障害者支援施設」といいます。

5 相談支援事業

(1) 指定一般相談支援事業

施設や精神病院に入所・入院している障害者の依頼を受け、入所・入院中から関わり地域移行支援を提供するほか、地域で単身等で暮らす障害者の地域定着支援を提供するサービスです。

(2) 指定特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障害者からの依頼を受け「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援(計画相談支援)を実施するほか、障害児者等からの様々な相談を受け支援を行います。

(3) 指定障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する障害児の保護者からの依頼を受け「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

6 児童福祉法による障害児を対象としたサービス

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に支給決定の申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

障害児入所施設を利用する場合は、児童相談所に申請します。

(1)障害児通所支援

①児童発達支援センター

未就学の障害児が通園して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

また、肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

そのほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行います。

県関係機関ガイダンス⑥

栃木県立リハビリテーションセンター こども発達支援センター

こども発達支援センターは、こころやからだの発達に課題のあるお子さんが、親子で利用できる児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所です。

発達に気になるところがある、生活上の困難さを抱えている等のお子さんとそのご家族に対して、専門の職員が、併設する病院の小児科医や整形外科医と連携しながら支援します。

また、保育園や幼稚園、小学校などの集団生活がスムーズに送れるように専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」も行っています。お子さんだけでなくご家族、お子さんの生活に関わる職員や先生方にも寄り添い、お子さんの健やかな生活を支援します。

□栃木県立リハビリテーションセンター こども発達支援センター

(所管：施設部通園療育課)

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 TEL.028-623-6128 FAX.028-623-6129

②児童発達支援

未就学の障害児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

③放課後等デイサービス

学校に就学している障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を受けられます。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

⑤保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑥障害児短期入所

居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害児を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(2)障害児入所施設

①福祉型障害児入所施設

障害児が入所して、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

②医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関

障害児が入所して、適切な治療を受けるとともに、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

県関係機関ガイダンス⑦

栃木県立リハビリテーションセンター こども療育センター

こども療育センターは児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設です。脳性麻痺や二分脊椎、染色体異常などにより手足や体幹等の機能に障害を持つお子さんを対象に、生活をしながら成長を育む保育活動や医療支援・リハビリテーションを提供する施設です。

わかくさ特別支援学校が併設されており、必要な手続きを行えば学校に通いながら生活することができます。

また、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者として、ご家族のレスパイトの利用や、家庭において一時的に介護を受けることが困難になったお子さんに対する短期入所事業も実施しています。医療的ケア児にも対応しています。

□栃木県立リハビリテーションセンターこども療育センター

(所管：施設部入所療育課)

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 TEL.028-623-6138 FAX.028-623-6239

7 市町村地域生活支援事業等

障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施することによって、障害児・者の自立した日常生活や社会生活を支えるものと期待される事業を「地域生活支援事業」として位置づけています。また、平成 29 年度から、特に促進すべき事業を「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけました。

市町村には、次の 10 の事業の実施が義務づけられるとともに、市町村の判断によってその他の任意事業にも取り組むことが可能とされています。

各サービスの利用にあたっては、お住まいの市町に直接お問い合わせください。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を実施します。

② 自発的活動支援

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援

障害者や障害児、その家族などが直面する問題や、障害者の希望する暮らしを実現するための様々な相談に応じ、必要な情報の提供やアドバイス、障害福祉サービスの利用支援などを行っています。市町の障害保健福祉関係課又は市町から委託を受けた相談支援事業者(P41 参照)が窓口となっています。

④ 成年後見制度利用支援

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度(P13 参照)を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

⑥ 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。一般的に、利用には予約が必要ですので各市町の窓口にお問い合わせください。(P94 参照)

⑦ 日常生活用具の給付及び貸与

障害者等に対して、自立生活支援用具(ストマ用装具、電気式たん吸引器など)等を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図っています。(P62 参照)また、給付や貸与の対象となる自立生活支援用具等は、市町ごとに決められています。

⑧ 手話奉仕員養成研修

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。(P96 参照)

⑨移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進しています。個別支援型(マンツーマンの支援)以外に、グループ支援型(複数の障害者等への同時支援)の移動支援が行われている場合もあります。

⑩地域活動支援センター

障害者等が創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流を進めるために通う場です。

障害者デイサービス事業所や障害者福祉作業所、精神障害者地域生活支援センター等から移行したものが大半を占めています。

	名称	定員	所在地	TEL	設置者
1	宇都宮市 泉が丘ふれあいプラザ	15	321-0952 宇都宮市泉が丘 3-17-16	028-661-9055	宇都宮市
2	宇都宮市障がい者福祉 センター	10	320-0806 宇都宮市中央 1-1-15	028-639-1050	宇都宮市
3	福祉サービスセンター おおや	10	321-0345 宇都宮市大谷町 1987-2	028-652-1419	(福)真純乃郷福祉会
4	地域活動支援センター ひばり	15	321-3236 宇都宮市竹下町 435-159	028-670-0330	(福)晃丘会
5	宇都宮市雀の宮作業所	19	321-0133 宇都宮市新富町 15-25	028-655-4091	宇都宮市
6	宇都宮市若草作業所	19	320-0072 宇都宮市若草 3-12-11	028-643-4759	宇都宮市
7	(医)報徳会地域活動支援 センター うつのみや	20	320-0861 宇都宮市西 2-1-7	028-632-6074	(医)報徳会
8	地域活動支援センター ふれ愛 みゆき	30	321-0971 宇都宮市海道町 79	028-661-5116	(福)みゆきの杜
9	自由空間ポー	20	321-0973 宇都宮市岩曽町 1364-6	028-664-4531	(特)自由空間ポー
10	大曾作業所	20	320-0014 宇都宮市大曾 4-12-10	028-627-1160	(特)宇都宮市知的 障害者育成会
11	戸祭作業所	19	320-0053 宇都宮市戸祭町 2118	028-621-5124	(特)宇都宮市知的 障害者育成会
12	第二戸祭作業所	20	320-0053 宇都宮市戸祭町 2118	028-643-5523	(特)宇都宮市知的 障害者育成会
13	地域活動支援センター みなみ作業所	19	321-0132 宇都宮市雀の宮 1-7-11	028-655-6202	(特)宇都宮市知的 障害者育成会
14	地域活動支援センター あしかが	20	326-0808 足利市本城 1-1547	0284-41-2643	(医)恵愛会
15	地域活動支援センター ハートランド	28	326-0338 足利市福居町 587-1	0284-70-0811	(医)孝栄会
16	栃木市地域活動支援 センター さぎなみの家	15	328-0012 栃木市平柳町 1-2-7	0282-23-4465	(特)蔵の街ウエイブ
17	栃木市地域活動支援 センター オープンハウス たんぽぽ	10	328-0073 栃木市小平町 6-11	0282-24-9833	(特)蔵の街 たんぽぽの会
18	栃木市藤岡 地域活動支援センター	10	323-1106 栃木市藤岡町都賀 390-13	0282-62-1660	(福)栃木市 社会福祉協議会
19	地域活動支援センター アークスフォース	20	327-0843 佐野市堀米町 3905-8	0283-21-6833	(福)ブローニュの森
20	地域活動支援センター せいわ	20	322-0002 鹿沼市千渡 1598	0289-64-0070	(医)清和会
21	鹿沼市やまびこ荘 地域活動支援センター	5	322-0074 鹿沼市日吉町 1011	0289-62-8440	鹿沼市

	名 称	定員	所在地	TEL	設置者
22	地域活動支援センター 鹿沼ひまわり	11	322-0005 鹿沼市御成橋町1-2278-7	0289-63-3014	(特非)鹿沼ひまわり
23	S E E D(シード)	28	322-0007 鹿沼市武子 1566	0289-64-4977	(福)希望の家
24	地域活動支援センター ふらっと	15	321-1272 日光市今市本町16-8	0288-21-3365	(特)はばたき
25	地域活動支援センター ラベンダーハウス	10	323-0026 小山市本郷町2-8-21	0285-30-5510	(特)小山そよかぜ
26	地域活動支援センター おやま	15	323-0014 小山市喜沢 660	0285-20-0280	(医)朝日会
27	地域活動支援センター (さくらんぼ)	20	321-4413 真岡市下大田和 549	0285-84-2800	(福)真岡市 社会福祉協議会
28	那須共育学園	15	324-0003 大田原市小滝 17-18	0287-24-2620	(福)あいのかわ 福祉会
29	すずらん	30	324-0057 大田原市住吉町1-3-3	0287-24-2658	(特)すずらん
30	地域活動支援センター ながみね	15	329-2162 矢板市末広町7	0287-48-7880	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団
31	地域活動支援センター ふれあいの森	19	329-2801 那須塩原市関谷 1266-31	0287-34-0606	那須塩原市
32	多機能型事業所 はな	10	329-3147 那須塩原市東小屋 79-10	0287-73-8852	(有)K P E C
33	地域生活支援センター ゆずり葉	20	325-0055 那須塩原市宮町2-14	0287-63-7777	(特)那須 フロンティア
34	オーガニックファーム ナチュラ natu-la	10	325-0024 那須塩原市渡辺2-7	0287-73-5516	合同会社 natu-la
35	生活介護事業所デイズ	15	325-0013 那須塩原市鍋掛 1085-497	0287-69-6343	合同会社 Daisy
36	さくら市 地域活動支援センター	10	329-1311 さくら市氏家 3489 番地3	028-688-7817	(福)恵友会
37	(特)やみぞ ひまわり	19	321-0627 那須烏山市南1-13-12	0287-84-1667	(特)やみぞひまわり
38	地域活動支援センター ゆうがお	15	329-0511 下野市石橋 950-2	0285-53-4621	(医)朝日会
39	地域活動支援センター ぐるっぼ	10	329-0611 上三川町上三川 5082-15	0285-38-6821	(福)こぶしの会
40	地域活動支援センター 「ほっとCHA」	10	321-3304 芳賀町祖母井 2244	090-7820-9165	(福)こぶしの会
41	野木町地域活動支援 センター みらい	10	329-0111 野木町丸林 371-12	0280-57-2673	(特)みらい
42	りんどう作業所	25	329-3222 那須町寺子丙4-70	0287-72-0362	那須町
43	地域活動支援センター つぼみ	10	329-3222 那須町寺子丙 711-44	0287-72-7250	(有)福祉ネット やわらぎ
44	地域活動支援センター ぼらーれ	20	324-0501 那珂川町小川 1065	0287-96-4576	(特)ぼらーれ

(2)任意事業

地域の実情に応じて、次のような事業が実施されています。

事業名	
日常生活支援	福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援事業(障害者等の日中預かり事業)、地域移行のための安心生活支援 他
社会参加支援	レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行、奉仕員養成研修 他

「福祉ホーム」は、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な身体障害者が、居室その他の設備を利用でき、また日常生活に必要な支援を受けられます。

	名称	定員	所在地	TEL	設置者
1	鬼怒	10	321-3236 宇都宮市竹下町1200	028-670-3171	(福)善光会
2	自彊寮	10	320-0834 宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121	(医)報徳会
3	愛光園ホーム	5	329-4212 足利市稲岡町500	0284-91-3786	(福)愛光園
4	オリーブハウス	12	326-0066 足利市田所町1102-1	0284-64-9628	(医)恵愛会
5	せせらぎ荘	9	329-1326 さくら市向河原4083	028-682-2911	(医)誠之会

(3)地域生活支援促進事業

上記の事業に加え、政策的な課題に対応するため計画的に実施する事業として、「障害者虐待防止対策支援事業」や「成年後見制度普及啓発事業」等が行われています。

参 考 資 料(R7)

1 県、市町及び社会福祉協議会の連絡先

(1) 県障害福祉課

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 (県庁舎本館4階北西側)
FAX 028-623-3052
ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/fukushi/shougaisha/index.html>
メール E-mail : syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

企画推進担当 TEL 028-623-3490、3491、3492

- 障害者計画・障害福祉計画に関すること
- 障害者総合支援法に関すること
- 地域生活支援事業に関すること
- 障害者差別解消の推進に関すること
- 障害者相談支援に関すること
- 発達障害者の支援に関すること
- 高次脳機能障害者の支援に関すること
- ひきこもり対策に関すること
- 障害に関する普及、啓発に関すること

社会参加促進担当 TEL 028-623-3020、3053、3623

- 障害者の医療費助成に関すること
- 特別児童扶養手当、特別障害者手当等に関すること
- 障害者の社会参加に関すること
- 心身障害者扶養共済事業に関すること
- 障害者の就労支援に関すること
- 障害者スポーツの振興に関すること
- 障害者文化祭に関すること

福祉サービス事業担当 TEL 028-623-3029、3059

- 日中活動系サービス、居住系サービス、訪問系サービスに関すること
- 障害者自立支援給付費負担金に関すること
- 心身障害児施設に関すること
- 障害者虐待防止法に関すること

精神保健福祉担当 TEL 028-623-3093

- 精神保健福祉法に関すること
- 精神科医療に関すること
- 心神喪失者等医療観察法に関すること
- 自殺対策に関すること
- てんかん対策に関すること
- 依存症対策に関すること
- 精神障害者地域移行・地域生活支援に関すること

(2) 県健康福祉センター

県健康福祉センターは、広域健康福祉センター（鹿沼市、真岡市、小山市、大田原市、足利市）と地域健康福祉センター（日光市、栃木市、矢板市、那須烏山市）があります。広域健康福祉センターでのみ対応している業務もありますので御注意ください。

① 広域健康福祉センター

	名称	所在地	担当課	TEL	FAX
1	県西健康福祉センター	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 【管轄区域】 鹿沼市、日光市	総務企画課 福祉支援チーム	0289-64-3126	0289-64-3059
			健康支援課	0289-62-6224	
2	県東健康福祉センター	〒321-4305 真岡市荒町116-1 【管轄区域】 真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町	総務企画課 福祉支援チーム	0285-82-2139	0285-84-7438
			健康支援課	0285-82-2138	
3	県南健康福祉センター	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 【管轄区域】 栃木市、小山市、下野市、 壬生町、上三川町、野木町	総務企画課 福祉支援チーム	0285-21-2294	0285-22-8403
			健康支援課	0285-22-6192	
4	県北健康福祉センター	〒324-8585 大田原市本町2-2828-4 【管轄区域】 大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町	総務企画課 福祉支援チーム	0287-23-2172	0287-23-6980
			健康支援課	0287-22-2259	
5	安足健康福祉センター	〒326-0032 足利市真砂町1-1 【管轄区域】 足利市、佐野市	総務企画課 福祉支援チーム	0284-41-5900	0284-44-1088
			健康支援課	0284-41-5895	

② 地域健康福祉センター

	名称	所在地	担当課	TEL	FAX
1	今市健康福祉センター	〒321-1263 日光市瀬川51-8 【管轄区域】 日光市	総務企画担当	0288-21-1066	0288-22-6321
			保健衛生課		
2	栃木健康福祉センター	〒328-8504 栃木市神田町6-6 【管轄区域】 栃木市、壬生町	総務企画担当	0282-22-4121	0282-22-7697
			保健衛生課		
3	矢板健康福祉センター	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 【管轄区域】 矢板市、さくら市、塩谷町、 高根沢町	総務企画担当	0287-44-1296	0287-43-9053
			保健衛生課		
4	烏山健康福祉センター	〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92 【管轄区域】 那須烏山市、那珂川町	総務企画担当	0287-82-2231	0287-84-0041
			保健衛生課		

(3)市福祉事務所

	名称	所在地	担当課	担当係等	TEL	FAX
1	宇都宮市 社会福祉 事務所	320-8540 宇都宮市旭1-1-5	障がい福祉課	相談支援グループ	028-632-2366	028-636-0398
				福祉ホースグループ	028-632-2363	
			子ども支援課	管理グループ	028-632-2296	028-638-8941
2	足利市 福祉事務所	326-8601 足利市本城3-2145	障がい福祉課	障がい福祉担当	0284-20-2169	0284-21-5404
				障がい支援担当	0284-20-2134	
3	栃木市 福祉事務所	328-8686 栃木市万町9-25	障がい福祉課	障がい福祉係	0282-21-2203	0282-21-2682
				障がい支援係	0282-21-2205	
				障がい児者 相談支援センター係	0282-21-2219	
4	佐野市 福祉事務所	327-8501 佐野市高砂町1	障がい福祉課	障がい福祉係	0283-20-3025	0283-24-2708
5	鹿沼市 福祉事務所	322-8601 鹿沼市今宮町1688-1	障がい福祉課	障がい福祉係	0289-63-2176	0289-63-2169
				障がい医療係	0289-63-2127	
6	日光市 福祉事務所	321-1292 日光市今市本町1	社会福祉課	障がい福祉係	0288-21-5174	0288-21-5105
			子ども家庭支援 課	子育て給付係	0288-21-5101	
7	小山市 福祉事務所	323-8686 小山市中央町1-1-1	福祉総務課	障がい福祉係	0285-22-9624	0285-24-2370
				障がい支援係	0285-22-9629	
8	真岡市 福祉事務所	321-4395 真岡市荒町5191	社会福祉課	障がい福祉係	0285-83-8129	0285-83-8554
9	大田原市 福祉事務所	324-8641 大田原市本町1-4-1	福祉課	障害支援係	0287-23-8954	0287-23-1389
				障害福祉係	0287-23-8921	
10	矢板市 福祉事務所	329-2192 矢板市本町5-4	社会福祉課	障がい福祉担当	0287-43-1116	0287-43-5404
11	那須塩原市 福祉事務所	325-8501 那須塩原市共墾社108-2	社会福祉課	障害福祉係	0287-62-7026	0287-63-8911
			子育て相談課	発達支援・ひとり親係	0287-46-5537	0287-38-1515
12	さくら市 福祉事務所	329-1392 さくら市氏家2771	福祉課	障がい福祉係	028-681-1161	028-682-1305
13	那須烏山市 福祉事務所	321-0526 那須烏山市田野倉85-1	健康福祉課	社会福祉グループ	0287-88-7115	0287-88-6069
			こども課	相談グループ	0287-88-7116	
14	下野市 福祉事務所	329-0492 下野市笹原26	社会福祉課	障がい福祉グループ	0285-32-8900	0285-32-8601

(4)市役所(保健担当課)

	名称	所在地	担当課	担当係	TEL	FAX
1	宇都宮市 (宇都宮市保健所)	321-0974 宇都宮市竹林町972	健康増進課	企画グループ	028-626-1128	028-627-9244
			保健予防課	保健対策グループ	028-626-1116	028-626-1133
2	足利市	326-8601 足利市本城3-2145	健康増進課	健康づくり担当	0284-20-2372	0284-21-5404
		326-0808 足利市本城3-2022-1 足利市保健センター内	こども相談課	母子保健担当	0284-22-4513	0284-21-7050
3	栃木市	328-0027 栃木市今泉町2-1-40 栃木市栃木保健福祉 センター内	健康増進課	健康医療係	0282-25-3500	0282-25-3513
				感染症対策係	0282-25-3512	
				健康づくり係	0282-25-3511	
			こども家庭 センター	おやかほぐくみ係	0282-25-3505	0282-22-8655
4	佐野市	327-8501 佐野市高砂町1	健康増進課	健康づくり係	0283-24-5770	0283-20-3032
			こども政策課 (こども家庭 センター)	こども健康係	0283-85-7317	0283-24-2708
5	鹿沼市	322-8601 鹿沼市今宮町1688-1	健康課	市民健康係	0289-63-8312	0289-63-8313
				母子健康係	0289-63-2819	
6	日光市	321-1262 日光市平ヶ崎109	健康課	保健指導班	0288-21-2756	0288-21-2968
7	小山市	323-8686 小山市中央町1-1-1	子育て 家庭支援課	子育て支援係	0285-22-9857	0285-22-9670
				こども家庭センター	0285-22-9854	
				こども家庭相談係		
				子ども家庭センター 母子健康係	0285-22-9525	
			健康増進課	保健予防係	0285-22-9532	0285-22-9543
				健診推進係	0285-22-9522	
				健康づくり推進係	0285-22-9520	
地域医療推進係	0285-22-9523					
8	真岡市	321-4395 真岡市荒町5191	健康増進課	健康づくり係	0285-83-8122	0285-83-8619
			こども家庭課	母子健康係	0285-83-8121	
9	大田原市	324-8641 大田原市本町1-4-1	健康政策課 こども支援課	健康政策係	0287-23-8704	0287-23-7632
				成人健康係	0287-23-7601	
				母子健康係	0287-23-8634	
10	矢板市	329-2192 矢板市本町5-4	健康増進課	健康増進担当	0287-43-1118	0287-43-5404
			こども課	健康支援担当	0287-44-3600	
11	那須塩原市	325-0057 那須塩原市黒磯幸町 8-10	健康増進課	健康増進係	0287-63-1100	0287-63-1284

	名称	所在地	担当課	担当係	TEL	FAX
12	さくら市	329-1312 さくら市櫻野1319-3	健康増進課	健康増進係	028-682-2589	028-682-5156
			こども家庭センター	子育て世代支援係	028-616-3732	
13	那須烏山市	321-0526 那須烏山市田野倉85-1	健康福祉課	健康増進グループ	0287-88-7115	0287-88-6069
			こども課	支援政策グループ	0287-88-7116	
14	下野市	329-0492 下野市笹原26	健康増進課	健康づくりグループ 感染症対策グループ	0285-32-8905	0285-32-8604
			こども家庭センター	すこやか 親子グループ	0285-32-8921	0285-32-8604

(5)町役場(福祉担当課・保健担当課)

	名称	所在地	担当課	担当係	TEL	FAX
1	上三川町	329-0696 上三川町しらさぎ1-1	健康福祉課	障がい福祉係	0285-56-9128	0285-56-6868
				成人健康係	0285-56-9133	
			子ども家庭課	母子健康係	0285-56-9132	
2	益子町	321-4293 益子町益子2030	福祉子育て課	福祉係	0285-72-8866	0285-70-1141
				健康づくり係	0285-70-1121	0285-72-9341
3	茂木町	321-3598 茂木町茂木155	保健福祉課	福祉係	0285-63-5631	0285-63-5600
				健康係	0285-63-2555	0285-63-0965
4	市貝町	321-3493 市貝町市塙1280	長寿福祉課	福祉係	0285-68-1113	0285-68-4671
			町民くらし課	健康づくり係	0285-68-1133	
5	芳賀町	321-3392 芳賀町祖母井1020	健康福祉課	福祉係	028-677-1112	028-677-2716
				健康係	028-677-6042	
			子育て支援課	母子保健係	028-677-6040	
6	壬生町	321-0292 壬生町壬生甲3841-1	健康福祉課	障がい福祉係	0282-81-1829	0282-81-1121
				健康増進係	0282-81-1885	
			こども未来課	子育て支援係	0282-81-1864	
				母子保健係	0282-81-1887	
7	野木町	329-0195 野木町丸林571	健康福祉課	社会福祉係	0280-57-4172	0280-57-4193
				健康増進係	0280-57-4171	
				高齢対策係	0280-57-4173	
			総合サポートセンター「ひまわり館」	総合サポートセンター係	0280-33-6878	0280-33-6879
8	塩谷町	329-2292 塩谷町玉生955-3	福祉課	社会福祉担当	0287-47-5173	0287-45-1840
			健康生活課	子育て支援担当	0287-45-1119	
				母子保健担当		
9	高根沢町	329-1292 高根沢町石末2053	健康福祉課	障害者係	028-675-8105	028-675-8988
				329-1233 高根沢町宝積寺1220番地2	健康づくり係	028-675-4559

	名称	所在地	担当課	担当係	TEL	FAX
10	那須町	329-3292 那須町寺子丙3-13	保健福祉課	福祉係	0287-72-6917	0287-72-0904
				障がい者福祉係		
				健康づくり推進係	0287-72-5858	0287-72-5820
		329-3215 那須町寺子乙2566-1 「ゆめプラザ・那須」内	こども未来課	子育て支援係	0287-71-1137	0287-72-6887
母子健康係						
11	那珂川町	324-0692 那珂川町馬頭555	健康福祉課	社会福祉係	0287-92-1119	0287-92-1164
				高齢福祉係		
				健康増進係		
		子育て支援課	子育て支援係 母子保健係	0287-92-1115	0287-92-2897	

(6)社会福祉協議会

	名称	所在地	TEL	FAX
1	栃木県社会福祉協議会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-0524	028-621-5298
2	宇都宮市社会福祉協議会	320-0806 宇都宮市中央 1-1-15 宇都宮市総合福祉センター内	028-636-1216	028-638-9856
3	足利市社会福祉協議会	326-0064 足利市東砂原後町 1072 足利市総合福祉センター内	0284-44-0322	0284-44-0529
4	栃木市社会福祉協議会	328-0027 栃木市今泉町 2-1-40 栃木市栃木保健福祉センター内	0282-22-4457	0282-22-4467
5	佐野市社会福祉協議会	327-0003 佐野市大橋町 3212-27 佐野市総合福祉センター内	0283-22-8100	0283-22-8199
6	鹿沼市社会福祉協議会	322-0043 鹿沼市万町 931-1 鹿沼市総合福祉センター内	0289-65-5191	0289-62-9361
7	日光市社会福祉協議会	321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 2-6	0288-25-3070	0288-25-3075
8	小山市社会福祉協議会	323-0023 小山市中央町 2-2-21	0285-22-9501	0285-22-2940
9	真岡市社会福祉協議会	321-4305 真岡市荒町 110-1 真岡市総合福祉保健センター内	0285-82-8844	0285-82-5516
10	大田原市社会福祉協議会	324-0041 大田原市本町 1-3-1 大田原市役所A別館 1階	0287-23-1130	0287-23-1138
11	矢板市社会福祉協議会	329-2504 矢板市泉 526 矢板市泉きずな館内	0287-44-3000	0287-43-6661
12	那須塩原市社会福祉協議会	329-2705 那須塩原市南郷屋 5-163 那須塩原市健康長寿センター内	0287-37-5122	0287-36-8710
13	さくら市社会福祉協議会	329-1412 さくら市喜連川 904 喜連川社会福祉センター内	028-686-2670	028-686-2423
14	那須烏山市社会福祉協議会	321-0526 那須烏山市田野倉 85-1 那須烏山市保健福祉センター内	0287-88-7881	0287-88-9747
15	下野市社会福祉協議会	329-0414 下野市小金井 789 下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」内	0285-43-1236	0285-44-5807
16	上三川町社会福祉協議会	329-0617 上三川町上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ内	0285-56-3166	0285-56-3164
17	益子町社会福祉協議会	321-4217 益子町益子 1532-5 益子町福祉センター内	0285-70-1117	0285-72-9141
18	茂木町社会福祉協議会	321-3531 茂木町茂木 1043-1 茂木町保健福祉センター「元気アップ館」内	0285-63-4969	0285-63-5070

	名称	所在地	TEL	FAX
19	市貝町社会福祉協議会	321-3423 市貝町市埦 1720-1 市貝町保健福祉センター内	0285-68-3151	0285-68-3553
20	芳賀町社会福祉協議会	321-3307 芳賀町祖母井南 1-6-1 農業者トレーニングセンター内	028-677-4711	028-677-4732
21	壬生町社会福祉協議会	321-0214 壬生町壬生甲 3843-1 壬生町保健福祉センター内	0282-82-7899	0282-82-3589
22	野木町社会福祉協議会	329-0101 野木町友沼 5840-7 ホープ館内	0280-57-3100	0280-57-3101
23	塩谷町社会福祉協議会	329-2221 塩谷町玉生 872 塩谷町老人福祉センター内	0287-45-0133	0287-45-2413
24	高根沢町社会福祉協議会	329-1207 高根沢町花岡 72-2 高根沢町キリン体育館内	028-908-4777	028-612-3441
25	那須町社会福祉協議会	329-3215 那須町寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内	0287-72-5133	0287-72-0416
26	那珂川町社会福祉協議会	324-0613 那珂川町馬頭 560-1 馬頭総合福祉センター内	0287-92-2226	0287-92-1295

2 障害者関係団体

(1)障害者団体

障害者自身の努力によって福祉を高めるため、あるいは障害者の親達が子どもたちの福祉を高めるために組織をつくり、独自の活動を進めています。

	名称	所在地	TEL	FAX	代表者名
1	栃木県身体障害者団体連絡協議会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター内	028-678-4401	028-678-4401	会長 麦倉 仁巳
2	(一財) 栃木県身体障害者福祉会 連合会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2階	028-624-8408	028-624-8418	会長 前田 則隆
3	(一社) 栃木県視覚障害者福祉協会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2階	028-625-4990	028-625-4990	会長 須藤 平八郎
4	栃木県聴覚障害者福祉連合会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-8010	028-621-7896	会長 稲川 和彦
5	(一社) 栃木県聴覚障害者協会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-8010	028-621-7896	理事長 稲川 和彦
6	(特非) 栃木県中途失聴・難聴者協会	327-0104 佐野市赤見町 1158-1 青木方	0283-25-0057	0283-25-0057	理事長 青木 邦明
7	栃木県肢体不自由児協会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-3031	028-621-3031	理事長 小林 厚子
8	栃木県心身障害児者親の会 連合会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-3031	028-621-3031	会長 小島 幸子
9	(一社) 栃木県手をつなぐ育成会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-624-3789	028-624-8631	会長 小島 幸子
10	栃木県特別支援教育 手をつなぐ親の会	320-0066 宇都宮市駒生 1-1-6 栃木県教育会館内	028-627-3603	028-627-3603	会長 尾澤 嘉孝
11	栃木県自閉症協会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-612-6477	028-612-7610	会長 宮下 陽子
12	(特非) おひさまクラブ	328-0075 栃木市箱森町 25-59 齋藤方	0282-24-8065	0282-24-8065	代表 齋藤 弘光
13	ゆずりは (LD等発達障がい児者親の会)	321-2118 宇都宮市新里町 丁 305 石原方	028-665-0775	028-665-5445	代表 石原 葉子
14	栃木県筋ジストロフィー協会 (休会中)				
15	栃木県重症心身障害児(者)を 守る会	329-0414 下野市小金井 121 倉持方	0285-44-0616	0285-44-0127	会長 倉持 寿
16	栃木県肢体不自由児者 父母の会連合会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-3031	028-621-3031	会長 小林 厚子
17	日本ダウン症協会 栃木支部	323-0819 小山市横倉新田 5-23 和地方	090-2148-1811		支部長 和地 明美
18	栃木県オストミー協会	326-0016 足利市毛野新町 1-108 岩田方	0284-43-0144	0284-43-0144	会長 岩田 順三朗
19	栃木県喉摘会	321-4305 真岡市荒町 2-11-1	0285-84-5677	0285-84-5677	会長 高根沢 昭

	名 称	所在地	TEL	FAX	代表者名
20	全国脊髄損傷者連合会 栃木県支部	321-3322 芳賀町大字東水沼 1931-5 佐々木方	090-2666-4345	028-677-0676	支部長 佐々木 清美
21	栃木県頸髄損傷者連絡会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-623-0825	028-623-0825	会長 永田 元司
22	栃木県精神保健福祉会	329-1104 宇都宮市下岡本町 2145-13 県精神保健福祉センター内	028-673-8404	028-673-8441	会長 興野 憲史
23	栃木県断酒ホトトギス会	329-1101 宇都宮市下ヶ橋町 2480	028-678-9969	028-678-9863	理事長 前澤 清
24	(公社)日本てんかん協会 栃木県支部	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-627-9006	028-627-9006	代表 中田 正典
25	栃木県 網膜色素変性症協会	320-0857 宇都宮市鶴田 2-30-9 平塚方	028-648-9811	-	支部長 平塚 英治
26	栃木盲ろう者友の会 「ひばり」	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-0860	028-621-0860	代表 山上 和
27	骨形成不全友の会 栃木支部	322-0034 鹿沼市府中町 60-20 金井方	0289-65-7474	0289-65-7474	支部長 金井 光一
28	とちぎ高次脳機能障害友の会	320-0826 宇都宮市西原町 195-39-404 号 徳元方	090-8726-5007	028-638-4322	会長 徳元 昌子
29	(特非)栃木県車椅子の会	321-4334 真岡市八木岡 412-1 村上方	0285-84-0771	0285-84-2973	会長 村上 八郎
30	栃木障がいフォーラム (TDF)	321-0923 宇都宮市下栗町 2947-8 イースタンピュア 103 自立活動センターとちぎ	0285-84-0771	0285-84-2973	代表 村上 八郎

(2)施設関係団体

	名 称	所在地	TEL	FAX	代表者
1	栃木県身体障害者施設協議会	329-4306 栃木市岩舟町曲ヶ島 806-1 「ひのきの杜」内	0282-54-3131	0282-55-7888	会長 岩崎 好宏
2	(特非) 栃木県障害施設・事業協会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-678-2943	028-612-1902	会長 菊地 達美
3	栃木県知的障害児者施設 保護者会連絡協議会	326-0061 足利市田島町 616 「こころみ学園」内	0284-41-5039	0284-43-2665	会長 室田 和利
4	栃木県 社会就労センター協議会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6「 とちぎ福祉プラザ (福)栃木県社会福祉協議会 内	028-622-0051	028-621-5298	会長 黒川 亨
5	とちぎセルフセンター	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ (福)栃木県社会福祉協議会 内	028-622-0433	028-622-5788	理事長 黒川 亨
6	栃木県 障害児通園施設連合会	329-0617 上三川町大字上蒲生 2108-2 上三川町こども発達支援 センター「おひさまの家」内	0285-37-6716	0285-37-6717	会長 山崎 真帆子
7	きょうされん栃木支部	328-0003 栃木市大光寺町 348-1 「あいのいえ」内	0282-21-8904	0282-29-8905	支部長 横松 晃
8	(一財) 栃木県精神衛生協会	320-0032 宇都宮市昭和 2-2-7	028-622-7526	028-622-7879	会長 朝日 公彦
9	(特非) 栃木県精神障害者支援事業協会	327-0843 佐野市堀米町 3905-4 「ブローニュの森」内	0283-85-9125	0283-85-9125	理事長 渡辺 こずえ

(3)その他関係団体

	名称	所在地	TEL	FAX
1	(特非) 栃木県障害者スポーツ協会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター 内	028-624-2761	028-624-2761
2	(一財) 鹿沼ロータリー障害者更生 援助会	322-0028 鹿沼市栄町 2-2-2 黒本会計事務所栄町事務所 内	0289-60-3200	0289-64-2000
3	(一社) 栃木県精神保健福祉士協会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ とちぎソーシャルケアサービス 共同事務所 内	028-600-1725	028-600-1730
4	とちぎ障がい者相談支援 専門員協会 (TO-CA)	328-0013 栃木市昭和町 2-8 南栃木社会福祉士事務所 内	090-4824-5112	0282-51-3598
5	(一社) 栃木県言語聴覚士会	324-0011 大田原市北金丸 2600-7 国際医療福祉 リハビリテーションセンター内	-	050-3588-4094
6	栃木県公認心理師協会	320-0857 宇都宮市鶴田 2-1-8 ムギンショウビル 2階 栃木県カウンセリングセンター 内	028-649-1210	028-649-1213
7	(社福) 栃木いのちの電話	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 内	028-622-7970	028-902-1030
8	(公財) 東日本盲導犬協会	321-0342 宇都宮市福岡町 1285	028-652-3883	028-652-1417
9	(社福) とちぎ健康福祉協会	320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 内	028-622-2846	028-621-1422
10	(社福) 栃木県社会福祉協議会	320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 内	028-622-0524	028-621-5298

※ スポーツ関係団体については P91～92 をご参照ください

3 身体障害者障害程度等級表

障害種別	等級	障 害 程 度	
視覚障害	1級	(A15) 視力の良い方の眼の視力(視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。))が0.01以下のもの	
	2級	(A25) 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの (A26) 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの (A27) 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの (A28) 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
	3級	(A35) 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) (A36) 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの (A37) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの (A38) 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
	4級	(A45) 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) (A46) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの (A47) 両眼開放視認点数が70点以下のもの	
	5級	(A55) 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの (A56) 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの (A57) 両眼中心視野角度が56度以下のもの (A58) 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの (A59) 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
	6級	(A65) 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
	聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級
3級			(B31) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
4級			(B41) 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話し言葉を理解し得ないもの) (B42) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
6級			(B61) 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) (B62) 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
平衡機能障害		3級	(C31) 平衡機能の極めて著しい障害
		5級	(C51) 平衡機能の著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級	(D31) 音声機能言語機能又はそしゃく機能の喪失	
	4級	(D41) 音声機能言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
肢体不自由	上肢	1級	(E11) 両上肢の機能を全廃したもの (E12) 両上肢を手関節以上で欠くもの
		2級	(E21) 両上肢の機能の著しい障害 (E22) 両上肢のすべての指を欠くもの (E23) 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの (E24) 一上肢の機能を全廃したもの
	3級	(E31) 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの (E32) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの (E33) 一上肢の機能の著しい障害 (E34) 一上肢のすべての指を欠くもの (E35) 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
	4級	(E41) 両上肢のおや指を欠くもの (E42) 両上肢のおや指の機能を全廃したもの (E43) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの (E44) 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの (E45) 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの (E46) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの (E47) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を全廃したもの (E48) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	
	5級	(E51) 両上肢のおや指の機能の著しい障害 (E52) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 (E53) 一上肢のおや指を欠くもの (E54) 一上肢のおや指の機能を全廃したもの (E55) 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 (E56) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	

障害種別	等級	障 害 程 度		
肢体不自由	上肢	6級	(E61) 一上肢のおや指の機能の著しい障害 (E62) ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの (E63) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	
		7級	(E71) 一上肢の機能の軽度の障害 (E72) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 (E73) 一上肢の手指の機能の軽度の障害 (E74) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 (E75) 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの (E76) 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下肢	1級	(F11) 両下肢の機能を全廃したもの (F12) 両下肢を大腿の 2分の 1以上で欠くもの	
		2級	(F21) 両下肢の機能の著しい障害 (F22) 両下肢を下腿の 2分の 1以上で欠くもの	
		3級	(F31) 両下肢をショパール関節以上で欠くもの (F32) 一下肢を大腿の 2分の 1以上で欠くもの (F33) 一下肢の機能を全廃したもの	
			4級	(F41) 両下肢のすべての指を欠くもの (F42) 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの (F43) 一下肢を下腿の 2分の 1以上で欠くもの (F44) 一下肢の機能の著しい障害 (F45) 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの (F46) 一下肢が健側に比して 10 cm以上又は健側の長さの 10分の 1以上短いもの
		5級	(F51) 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 (F52) 一下肢の足関節の機能を全廃したもの (F53) 一下肢が健側に比して 5 cm以上又は健側の長さの 15分の 1以上短いもの	
		6級	(F61) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの (F62) 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
		7級	(F71) 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 (F72) 一下肢の機能の軽度の障害 (F73) 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 (F74) 一下肢のすべての指を欠くもの (F75) 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの (F76) 一下肢が健側に比して 3 cm以上又は健側の長さの 20分の 1以上短いもの	
	体幹	1級	(G11) 体幹の機能障害により坐っていることができないもの	
		2級	(G21) 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの (G22) 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	
			3級	(G31) 体幹の機能障害により歩行が困難なもの
		5級	(G51) 体幹の機能の著しい障害	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級	(H11) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2級	(H21) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3級	(H31) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4級	(H41) 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5級	(H51) 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6級	(H61) 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7級	(H71) 上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	1級	(I11) 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			2級	(I21) 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			3級	(I31) 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
			4級	(I41) 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5級	(I51) 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6級	(I61) 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7級	(I71) 下肢に不随意運動・失調等を有するもの

障害種別	等級	障 害 程 度
呼吸器・心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害	心臓機能障害	1級 (J11) 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級 (J31) 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級 (J41) 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	1級 (K11) じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級 (K31) じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級 (K41) じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	1級 (L11) 呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級 (L31) 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級 (L41) 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級 (M11) ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級 (M31) ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級 (M41) ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	1級 (N11) 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級 (N31) 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級 (N41) 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級 (O11) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
		2級 (O21) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
		3級 (O31) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
		4級 (O41) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	1級 (P11) 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級 (P21) 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの		
3級 (P31) 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)		
4級 (P41) 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

- 備考
- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1等級上とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
 - 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
 - 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の等級とすることができる。
 - 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
 - 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 - 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩（えきか）より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
 - 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

重複する場合の等級

2つ以上の障害や重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて次により認定する。

合計指数	認定等級
18 以上	1級
11～ 17	2級
7～ 10	3級
4～ 6	4級
2～ 3	5級
1	6級

※合計指数の算定には限度特例があります。

合計指数の算定方法

合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとす。

障害等級	指 数
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1
7級	0.5

4 知的障害の判断基準(抄)

※ 平成17年度に厚生労働省が実施した、知的障害児（者）基礎調査における用語の定義の抜粋である。

(1)知的障害

「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義した。

なお、知的障害であるかどうかの判断基準は、以下のとおり。

<p>次の（a）および（b）のいずれにも該当するものを知的障害とする。</p> <p>（a）「知的機能の障害」について 標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数が概ね70までのもの。</p> <p>（b）「日常生活能力」について 日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記1）のa、b、c、dのいずれかに該当するもの。 (※別記1省略)</p>
--

(2)知的障害の程度

以下のものを、基準として用いた。

* 知能水準がⅠ～Ⅳのいずれに該当するかを判断するとともに、日常生活能力水準がa～dのいずれに該当するかを判断して、程度別判定を行うものとする。その仕組みは下図のとおりである。

●程度別判定の導き方

IQ \ 生活能力	a	b	c	d
I (IQ ~20)	最重度知的障害			
II (IQ21~35)	重度知的障害			
III (IQ36~50)	中度知的障害			
IV (IQ51~70)	軽度知的障害			

* 知能水準の区分

I …… 概ね20以下

II …… 概ね21~35

III …… 概ね36~50

IV …… 概ね51~70

身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する場合で、日常生活において常時介護を要する程度の場合は一次判定を下記のとおり修正する。

・最重→最重 ・重→最重

・中→重

5 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3) 能力障害(活動制限)の状態の確認、(4) 精神障害の程度の総合判定という順を追って行われます。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準は下表のとおりです。

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
2級 （精神障害であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経障害があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
3級 （精神障害であ って、日常生活若 しくは社会生活 が制限を受ける か、又は日常生活 若しくは社会生 活に制限を加え ることを必要と する程度のもの）	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経障害があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買い物は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいええず不安定である。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

6 障害福祉サービスの対象となる難病等(376疾病)

令和7年4月1日に、障害福祉サービスの対象となる難病等が、369疾病から376疾病に拡大されました。新たに対象となった7つの疾病は、下記のとおりです。

- ・ LMNB1 関連大脳白質脳症 ・ 原発性肝外門脈閉塞症
- ・ 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ・ 出血性線溶異常症
- ・ 乳児発症 STING 関連血管炎 ・ PURA 関連神経発達異常症 ・ ロウ症候群

また、令和7年4月1日に、疾病名が変更された難病等が2つあります。下記のとおり変更されました。

- ・ 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
→ 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
- ・ 特発性血小板減少性紫斑病
→ 免疫性血小板減少症

※ 以下に、障害福祉サービスの対象となる難病等（疾病一覧）を読み方に応じて示します。

(1)ア:15疾病

アイカルディ症候群	アジソン病	アラジール症候群
アイザックス症候群	アッシャー症候群	アルポート症候群
IgA 腎症	アトピー性脊髄炎	アレキサンダー病
IgG4 関連疾患	アペール症候群	アンジェルマン症候群
亜急性硬化性全脳炎	アミロイドーシス	アントレー・ビクスラー症候群

(2)イ:9疾病

イソ吉草酸血症	1 p 36 欠失症候群	遺伝性周期性四肢麻痺
一次性ネフローゼ症候群	遺伝性自己炎症疾患	遺伝性膀胱炎
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	遺伝性ジストニア	遺伝性鉄芽球性貧血

(3)ウ:7疾病

ウィーバー症候群	ウエスト症候群	ウルリッヒ病
ウィリアムズ症候群	ウェルナー症候群	
ウィルソン病	ウォルフラム症候群	

(4)エ:12疾病

HTRA1 関連脳小血管病	エーラス・ダンロス症候群	MECP2 重複症候群
HTLV-1 関連脊髄症	エプスタイン症候群	LMNB1 関連大脳白質脳症（追加）
ATR-X 症候群	エプスタイン病	遠位型ミオパチー
ADH 分泌異常症	エマヌエル症候群	円錐角膜

(5)オ:5疾病

黄色靱帯骨化症	大田原症候群	オスラー病
黄斑ジストロフィー	オクシピタル・ホーン症候群	

(6)カ:19疾病

カーニー複合	カナバン病	間質性膀胱炎（ハンナ型）
海馬硬化を伴う 内側側頭葉てんかん	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア クネ症候群	環状 20 番染色体症候群
潰瘍性大腸炎	歌舞伎症候群	関節リウマチ
下垂体前葉機能低下症	ガラクトース - 1-リン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症	完全大血管転位症
家族性地中海熱	カルニチン回路異常症	眼皮膚白皮症
家族性低 β リポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	加齢黄斑変性	
家族性良性慢性天疱瘡	肝型糖原病	

(7)キ:15疾病

偽性副甲状腺機能低下症	急速進行性糸球体腎炎	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
ギャロウェイ・モワト症候群	強直性脊椎炎	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
急性壊死性脳症	巨細胞性動脈炎	筋萎縮性側索硬化症
急性網膜壊死	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	筋型糖原病
球脊髄性筋萎縮症	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	筋ジストロフィー

(8)ク:10疾病

クッシング病	グルコーストランスポーター 1 欠損症	クローン病
クリオピリン関連周期熱症候群	グルタル酸血症 1 型	クロンカイト・カナダ症候群
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症 候群	グルタル酸血症 2 型	
クルーゾン症候群	クロウ・深瀬症候群	

(9)ケ:14疾病

痙攣重積型（二相性）急性脳症	原発性肝外門脈閉塞症（追加）	原発性胆汁性胆管炎
結節性硬化症	原発性局所多汗症	原発性免疫不全症候群
結節性多発動脈炎	原発性硬化性胆管炎	顕微鏡の大腸炎
血栓性血小板減少性紫斑病	原発性高脂血症	顕微鏡的多発血管炎
限局性皮質異形成	原発性側索硬化症	

(10)コ:26疾病

高IgD症候群	高チロシン血症2型	骨形成不全症
好酸球性消化管疾患	高チロシン血症3型	骨髄異形成症候群
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	後天性赤芽球癆	骨髄線維症
好酸球性副鼻腔炎	広範脊柱管狭窄症	ゴナドトロピン分泌亢進症
抗糸球体基底膜腎炎	膠様滴状角膜ジストロフィー	5p欠失症候群
後縦靭帯骨化症	抗リン脂質抗体症候群	コフィン・シリズ症候群
甲状腺ホルモン不応症	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症(追加)	コフィン・ローリー症候群
拘束型心筋症	コケイン症候群	混合性結合組織病
高チロシン血症1型	コステロ症候群	

(11)サ:8疾病

鯉耳腎症候群	再発性多発軟骨炎	三尖弁閉鎖症
再生不良性貧血	左心低形成症候群	三頭酵素欠損症
サイトメガロウイルス角膜内皮炎	サルコイドーシス	

(12)シ:32疾病

CFC 症候群	脂肪萎縮症	神経線維腫症
シェーグレン症候群	若年性特発性関節炎	神経有棘赤血球症
色素性乾皮症	若年性肺気腫	進行性核上性麻痺
自己貪食空胞性ミオパチー	シャルコー・マリー・トゥース病	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
自己免疫性肝炎	重症筋無力症	進行性骨化性線維異形成症
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	修正大血管転位症	進行性多巣性白質脳症
自己免疫性溶血性貧血	出血性線溶異常症(追加)	進行性白質脳症
四肢形成不全	ジュベール症候群関連疾患	進行性ミオクロースヌてんかん
シトステロール血症	シュワルツ・ヤンベル症候群	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
シトリン欠損症	神経細胞移動異常症	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
紫斑病性腎炎	神経軸索スフェロイド形成を伴う 遺伝性びまん性白質脳症	

(13)ス:5疾病

睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症 及びてんかん性脳症(疾病名変更)	スティーヴンス・ジョンソン症候群	スモン
スタージ・ウェーバー症候群	スミス・マギニス症候群	

(14)セ:33疾病

脆弱 X 症候群	全身性強皮症	先天性僧帽弁狭窄症
脆弱 X 症候群関連疾患	先天異常症候群	先天性大脳白質形成不全症
成人発症スチル病	先天性横隔膜ヘルニア	先天性肺静脈狭窄症
成長ホルモン分泌亢進症	先天性核上性球麻痺	先天性風疹症候群
脊髄空洞症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	先天性副腎低形成症
脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	先天性魚鱗癬	先天性副腎皮質酵素欠損症
脊髄髄膜瘤	先天性筋無力症候群	先天性ミオパチー
脊髄性筋萎縮症	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	先天性無痛無汗症
セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	先天性三尖弁狭窄症	先天性葉酸吸収不全
前眼部形成異常	先天性腎性尿崩症	前頭側頭葉変性症
全身性エリテマトーデス	先天性赤血球形成異常性貧血	線毛機能不全症候群 (カタルゲナー症候群も含む。)

(15)ソ:5疾病

早期ミオクロニー脳症	総排泄腔遺残	ソトス症候群
総動脈幹遺残症	総排泄腔外反症	

(16)タ:18疾病

ダイヤモンド・ブラックファン貧血	多系統萎縮症	多脾症候群
第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	タナトフォリック骨異形成症	タンジール病
大脳皮質基底核変性症	多発血管炎性肉芽腫症	単心室症
大理石骨病	多発性硬化症／視神経脊髄炎	弾性線維性仮性黄色腫
ダウン症候群	多発性軟骨性外骨腫症	短腸症候群
高安動脈炎	多発性嚢胞腎	胆道閉鎖症

(17)チ:5疾病

遅発性内リンパ水腫	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	腸管神経節細胞僅少症
チャージ症候群	中毒性表皮壊死症	

(18)テ:5疾病

TRPV4 異常症	TNF 受容体関連周期性症候群	天疱瘡
TSH 分泌亢進症	低ホスファターゼ症	

(19)ト:11疾病

特発性拡張型心筋症	特発性後天性全身性無汗症	突発性難聴
特発性間質性肺炎	特発性大腿骨頭壊死症	特発性両側性感音難聴
特発性基底核石灰化症	特発性多中心性キャスルマン病	ドラベ症候群
特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	突発性門脈圧亢進症	

(20)ナ:4疾病

中條・西村症候群	軟骨無形成症
那須・ハコラ病	難治頻回部分発作重積型急性脳炎

(21)ニ:4疾病

22q11.2 欠失症候群	乳児発症 STING 関連血管炎 (追加)
乳幼児肝巨大血管腫	尿素サイクル異常症

(22)ヌ:1疾病

ヌーナン症候群

(23)ネ:2疾病

ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B 関連腎症	ネフロン癆
---------------------------------	-------

(24)ノ:6疾病

脳クレアチン欠乏症候群	脳表へモジデリン沈着症	膿疱性乾癬
脳腱黄色腫症	膿疱性乾癬	嚢胞性線維症

(25)ハ:10疾病

パーキンソン病	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	ハンチントン病
バージャー病	肺胞低換気症候群	汎発性特発性骨増殖症
肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
肺動脈性肺高血圧症	バッド・キアリ症候群	

(26)ヒ:18疾病

PCDH19 関連症候群	肥大型心筋症	非特異性多発性小腸潰瘍症
PURA 関連神経発達異常 (追加)	左肺動脈右肺動脈起始症	皮膚筋炎/多発性筋炎
非ケトーシス型高グリシン血症	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症	びまん性汎細気管支炎
肥厚性皮膚骨膜炎	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	肥満低換気症候群
非ジストロフィー性ミオトニー症候群	ビッカースタッフ脳幹脳炎	表皮水疱症
皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	非典型溶血性尿毒症症候群	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)

(27)フ:16疾病

VATER 症候群	フォンタン術後症候群	ブラダー・ウィリ症候群
ファイファー症候群	複合カルボキシラーゼ欠損症	プリオン病
ファロー四徴症	副甲状腺機能低下症	プロピオン酸血症
ファンconi貧血	副腎白質ジストロフィー	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
封入体筋炎	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
フェニルケトン尿症	ブラウ症候群	

(28)へ:11疾病

閉塞性細気管支炎	ヘパリン起因性血小板減少症	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
β-ケトチオラーゼ欠損症	ヘモクロマトーシス	片側巨脳症
ベーチェット病	ペリー病	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
ベスレムミオパチー	ペルーシド角膜辺縁変性症	

(29)ホ:4疾病

芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	ホモシスチン尿症
発作性夜間ヘモグロビン尿症	ポルフィリン症

(30)マ:7疾病

マリネスコ・シェーグレン症候群	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	慢性特発性偽性腸閉塞症
マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	慢性再発性多発性骨髓炎	
慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	慢性膝炎	

(31)ミ:3疾病

ミオクロニー欠伸てんかん	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	ミトコンドリア病
--------------	-------------------	----------

(32)ム:3疾病

無虹彩症	無脾症候群	無βリボタンパク血症
------	-------	------------

(33)メ:6疾病

メープルシロップ尿症	メチルマロン酸血症	免疫性血小板減少症(疾病名変更)
メチルグルタコン酸尿症	メビウス症候群	メンケス病

(34)モ:3疾病

網膜色素変性症	もやもや病	モワット・ウイルソン症候群
---------	-------	---------------

(35)ヤ:2疾病

薬剤性過敏症症候群	ヤング・シンプソン症候群
-----------	--------------

(36)ユ:2疾病

優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
----------------	------------------

(37)ヨ:1疾病

4p欠失症候群

(38)ラ:4疾病

ライソゾーム病	ランゲルハンス細胞組織球症
ラスムッセン脳炎	ランドウ・クレフナー症候群

(39)リ:5疾病

リジン尿性蛋白不耐症	両大血管右室起始症	リンパ脈管筋腫症
両側性小耳症・外耳道閉鎖症	リンパ管腫症/ゴーム病	

(40)ル:2疾病

類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	ルビンシュタイン・テイビ症候群
--------------------	-----------------

(41)レ:5疾病

レーベル遺伝性視神経症	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	レノックス・ガストー症候群
レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	レット症候群	

(42)ロ:3疾病

ロウ症候群（追加）	ロスムンド・トムソン症候群	肋骨異常を伴う先天性側弯症
-----------	---------------	---------------

○とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター「ナイチュウ」

『 Nice to meet you ! ナイチュウです ♪ 』

障害があってもなくても、手を取りあって共に生きる。

そんなナイスハートな社会の実現に向けて頑張る人たちを応援
していまチュ!

ぼくのツイッターで、障害がありながらも活躍する方やその支援
者の取組を紹介しているよ♪♪ みんなに見てほしいなあ☆

♥ ツイッター https://twitter.com/niceheart_tcg



令和7(2025)年度 栃木県障害者福祉ガイド

発行年月 令和7(2025)年7月
発行者 栃木県保健福祉部障害福祉課
〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1-20
TEL 028-623-3490
FAX 028-623-3052



【障害者のための国際シンボルマーク】
所管 公益財団法人日本障害者
リハビリテーション協会



【ヘルプマーク】
所管 東京都



【身体障害者標識】
所管 警察庁



【聴覚障害者標識】
所管 警察庁



【盲人のための国際シンボルマーク】
所管 社会福祉法人日本盲人福祉委員会



【耳マーク】
所管 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者
団体連合会



【ほじょ犬マーク】
所管 厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部



【オストメイトマーク】
所管 公益財団法人交通エコロジー・
モビリティ財団



【障害者雇用支援マーク】
所管 公益財団法人ソーシャル
サービス協会 ITセンター

平成 28(2016)年 4 月 1 日に、栃木県障害者差別解消推進条例を施行しました。
そして、事業者による合理的配慮の提供を義務付ける等の改正が行われ、改正後
の栃木県障害者差別解消推進条例は、令和 6 (2024)年 4 月 1 日から施行されて
います。

栃木県 障害者差別解消



栃木県保健福祉部障害福祉課

相談窓口 <栃木県障害者権利擁護センター>

TEL : 028-623-3139 FAX : 028-623-3052

E-mail : syougai-kenriyogo@pref.tochigi.lg.jp